

第3次 東浦町の環境を守る基本計画 中間見直し

2025 年度 - 2030 年度



2025 年3月

東浦町

<目次>

第1章 計画策定にあたって	1
1 中間見直しの趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 上位・関連計画.....	4
4 計画の期間.....	10
5 計画の対象範囲	10
第2章 東浦町の環境特性	11
1 東浦町の概要.....	12
2 環境の状況.....	18
3 住民・事業所の意識調査.....	23
第3章 東浦町の環境に係る課題	25
1 これまでの社会動向の変化と長期的視点.....	26
2 東浦町における取組状況と課題	28
第4章 東浦町が目指す環境の姿	33
1 東浦町が目指す環境の将来像	34
2 東浦町の環境を守るための基本的な考え方	35
3 基本目標.....	36
4 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関連性	37
5 計画の施策体系(SDGs との関係性)	38
第5章 東浦町の環境を守る基本施策	41
1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり	42
2 自然と生き物を大切にすまちづくり(東浦町生物多様性地域戦略)	48
3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり	55
4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり	61
5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり.....	66
第6章 関連計画.....	71
東浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	
東浦町地域気候変動適応計画	
第7章 計画の推進体制	91
1 計画の推進方法.....	92
2 計画の進行管理	93
資料編	95

第1章 計画策定にあたって

1 中間見直しの趣旨

私たちの暮らしや経済、社会を取り巻く環境は日々変化しています。近年、環境問題は多岐にわたる複合的な問題として顕在化するとともに、人々の命を脅かす問題となっており、あらゆる日常生活や経済活動の中で私たちが真剣に取り組むべき課題へと変わってきています。

また、2030年の持続可能な開発目標(SDGs)のゴールが迫る中、その達成に向けて、地球規模での持続的な発展と、誰ひとり取り残さないという理念のもとで、官民一体となったアクションが一層求められています。

東浦町では、「東浦町の環境を守る基本計画(第1次)」を2000年3月に策定し、2011年4月には、第5次総合計画の策定と並行して第2次計画を策定しました。

さらに2021年3月には「第3次東浦町の環境を守る基本計画(以下「現行計画」という。)」を策定し、今後10年間の将来像や東浦町が取り組む環境施策を策定し、住民・事業者・行政の協働による環境行動の推進を進めてきました。

現行計画の中間年度を迎えるに当たり、近年、SDGsなどの社会への浸透や、地球温暖化を起因とする気候変動の深刻化や国を挙げてのカーボンニュートラルの推進、生物多様性の損失と新たな目標の設定などの大きな変化があったことを踏まえ、見直しを実施し、「第3次東浦町の環境を守る基本計画 中間見直し版(以下「本計画」という。)」を策定しました。

今回の中間見直しは、目指す環境の姿や基本目標などの基本的な方針等については変更せず、各施策の実施状況や社会情勢の変化を反映し、成果指標や取組の見直しを行っています。

2 計画の位置づけ

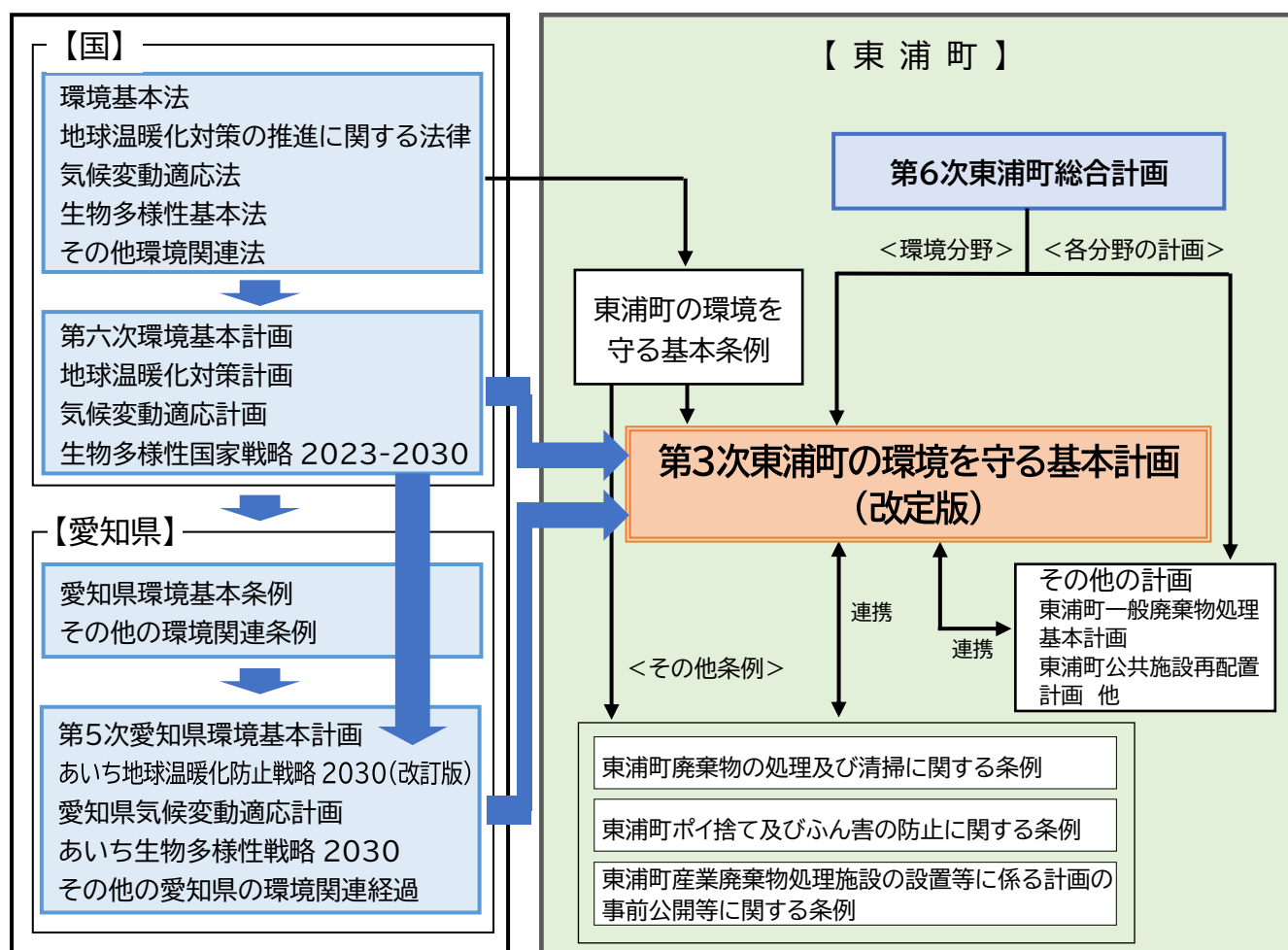
本計画は、「東浦町の環境を守る基本条例」(平成9年3月21日条例第15号、改正 平成12年3月21日条例第1号)の基本理念を実現するため策定する計画です。

また、東浦町の最上位計画に位置づけられる「第6次東浦町総合計画(計画期間:2019～2038年)」が掲げる将来の東浦町の姿「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」の実現を環境分野から目指す個別計画であり、他の関連計画との整合を図ります。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第12条(平成30年法律第50号)に基づく「地域気候変動適応計画」、生物多様性基本法(平成26年法律第58号)第13条に基づく「生物多様性地域戦略」を包含した計画とします。

本計画は、国や愛知県の環境に関する各種計画・指針を踏まえ、東浦町として果たすべき役割を施策等として位置づけ、推進するものです。なお、SDGsの考え方については、各施策に該当する目標を関連づけます。

「東浦町の環境を守る基本計画(改訂版)」の位置づけ



3 上位・関連計画

本計画の上位・関連計画について、以下のとおり整理します。

(1) 東浦町の計画〔上位計画〕

第6次東浦町総合計画（2019年3月策定）

＜将来の東浦町の姿＞ つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦
 ＜第2期基本計画＞（2024年3月策定）

3 暮らしを守るまちづくり (1) 環境(環境分野に係る施策抜粋)

施策	目標	目標を実現させるための取組
地球温暖化 防止・廃棄 物	「もったいない」 の気持ちを大切 に、循環型のまち をつくれます	● 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 →循環型社会の形成を目指し、ごみの減量・資源化を推進します。 ● 地球温暖化の防止 →地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減に努めます。 ● 不法投棄させない環境づくり →地域全体で協力して不法投棄を抑制します。
自然環境保 全	自然と共生したま ちをつくれます	● 豊かな自然と生活環境の保全活動の推進 →環境保全活動への住民参加を促進し、自然とふれあい、親しむ場として利活用できる環境づくりを目指します。 ● 生物多様性に関する取組の推進 →生物多様性の保全に配慮した行動を住民、事業者に促します。

(2) 国の計画〔関連計画〕

① 第六次環境基本計画(2024年5月閣議決定)

＜目的＞

「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」、「人類の福祉への貢献」

＜ビジョン＞

「循環共生型社会」(環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明)

＜方針＞

将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」(市場的価値+非市場的価値)をもたらす
 「新たな成長」

変え方を変える 6つの視点	①ストック ④無形資産・心の豊かさ	②長期的視点 ⑤コミュニティ・包摂性	③本質的ニーズ ⑥自立・分散の重視
------------------	----------------------	-----------------------	----------------------

＜政策展開＞

- 科学に基づく取組のスピードとスケールの確保(「勝負の2030年」へも対応)
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー(相乗効果)
- 政府、市場、国民(市民社会・地域コミュニティ)の共進化
- 「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

② 地球温暖化対策計画(2025 年 2 月閣議決定)

<地球温暖化対策の基本的考え方>

- 環境・経済・社会の統合的向上
- 創造的な対策の実施等
- すべての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化
- 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
- パリ協定への対応
- フォローアップを踏まえた対策の柔軟な見直し・強化

<温室効果ガス削減目標>

我が国の目標として、2030年度において、**温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す**。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。

国の温室効果ガスの削減目標

(単位: 百万 t-CO₂)

	2013年度実績	2030年度(2013年度比)	2040年度(2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46%)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス*	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲55%)	約6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCS)	3.0	3.8 (+26%)	約1.9 (▲37%)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+30%)	約1.5 (▲35%)
三フッ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲73%)	約0.2 (▲87%)
温室効果ガス吸収源	-	▲47.7	▲約84
二国間クレジット制度 (JCM)	-	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

③ 気候変動適応計画(2021 年 10 月閣議決定、2023 年 5 月一部変更 閣議決定)

<目標>

気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。

<気候変動の影響と適応策(分野別の例)>

	影響	適応策
農林水産業	高温によるコメの品質低下	高温耐性品種の導入
自然災害	洪水の原因となる大雨の増加	「流域治水」の推進
	土石流等の発生頻度の増加	砂防堰堤の設置等
水環境・水資源	かんがい期における地下水位の低下	地下水マネジメントの推進等
自然生態系	造礁サンゴ生育海域消滅の可能性	順応性の高いサンゴ礁生態系の保全
健康	熱中症による死亡リスクの増加	高齢者への予防情報伝達
	様々な感染症の発生リスクの変化	気候変動影響に関する知見収集
産業・経済活動	安全保障への影響	影響最小限にする視点での施策推進
国民生活・都市生活	インフラ・ライフラインへの影響	施設やシステムの強靱化 グリーンインフラの活用等

<気候変動適応に関する基盤的施策>

- 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用
- 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保
- 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進
- 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進
- 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進

④ 生物多様性国家戦略(2023 年 3 月閣議決定)

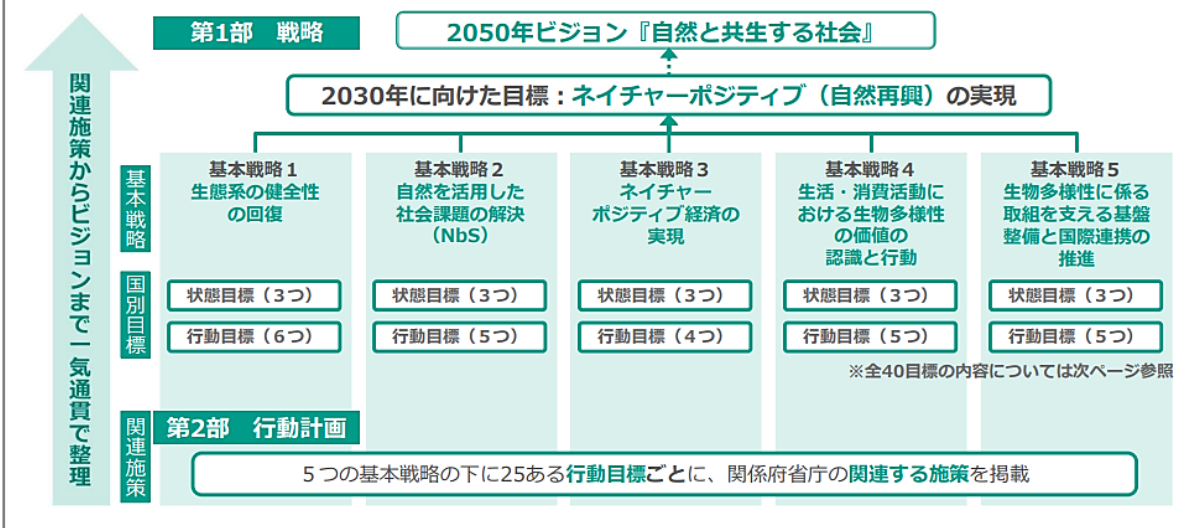
<位置づけ>

- 新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- 2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略

<ポイント>

- 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- 30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- 自然資本を守り活かす社会経済活動(自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組)の推進

生物多様性国家戦略2023-2030の概要



(3) 愛知県の計画〔関連計画〕

① 第5次愛知県環境基本計画(2021年2月策定)

<計画の目標>

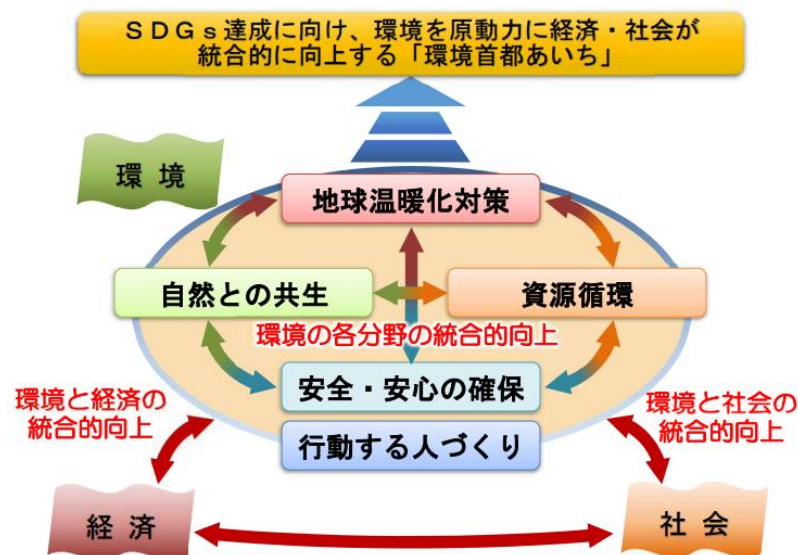
SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」

<目指すべき姿>

・環境の各分野の統合的向上 ・環境と経済の統合的向上 ・環境と社会の統合的向上

<目標の実現に向けた環境施策展開の考え方>

- 従来からの環境施策における基本原則を踏まえつつ、5つの重点的な取組分野(地球温暖化対策、自然との共生、資源循環、安全・安心の確保、行動する人づくり)に引き続き取り組む
- SDGsの達成に向けては、新たな課題に対して的確かつ迅速に対応し、複数の課題の統合的な解決を図るとともに、あらゆる人々の行動を促し、連携・協働を一層進めることが重要なことから、以下の4つの考え方を重視し、環境施策を展開
 - ・複数の課題の統合的解決
 - ・新たな課題への的確・迅速な対応
 - ・「行動する人づくり」の推進
 - ・連携・協働による施策の展開



② あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)(2022 年 12 月策定)

<目標年度>

国の計画・目標と整合する形で、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すという長期目標の下、その途上である2030年度を目標年度とします。

<2030年度における目指すべき社会像>

- 家庭【健康的で豊かな脱炭素型の生活環境】
- 事業活動【環境と経済が調和した活力ある産業社会】
- 交通・運輸 自動車利用【環境配慮と利便性の両立】
空港・港湾・鉄道【交通・物流の機能強化による脱炭素化】
- 地域における脱炭素化【地域の特性を生かした脱炭素化の中心となるまちづくり】
- 再生可能エネルギー等の利活用【多様なエネルギー源による安全で安定したエネルギー社会】
- 吸収源【森林整備や木材利用の促進、ブルーカーボンの活用】

<温室効果ガスの排出削減目標>

2030年度に温室効果ガス総排出量を、2013年度比で46%削減することを目指す

部門等		2013 年度 排出量 千 t-CO ₂	2030 年度			
			現状すう勢ケース		施策削減効果反映	
			排出量 千 t-CO ₂	2013 年度比	排出量 千 t-CO ₂	2013 年度比
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	40,153	41,161	2.5%	26,246	▲34.6%
	業務部門	12,072	9,974	▲17.4%	3,721	▲69.2%
	家庭部門	8,584	6,463	▲24.7%	1,922	▲77.6%
	運輸部門	13,327	12,396	▲7.0%	7,171	▲46.2%
	エネ転換部門	2,435	2,364	▲2.9%	1,885	▲22.6%
非エネ起源 CO ₂		2,225	2,423	8.9%	1,764	▲20.7%
メタン		450	429	▲4.6%	410	▲9.0%
一酸化二窒素		978	840	▲14.1%	820	▲16.2%
代替フロン等4ガス		2,159	3,641	68.7%	876	▲59.4%
吸収源		—	—	—	▲330	—
総排出量		82,384	79,690	▲3.3%	44,483	▲46.0%

(注：四捨五入の関係で合計が一致しない。)

出典：あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)

③ 愛知県気候変動適応計画 ～あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)別冊～ (2022年12月策定)

<愛知県における気候の状況と将来予測>

- ・名古屋地方気象台で観測された年平均気温は、上昇傾向(2.20℃/100年)がみられる(これまでは、2.10℃/100年)。
- ・真夏日と熱帯夜の年間日数は増加傾向が、冬日の年間日数は減少傾向がみられる。
- ・最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5シナリオ(IPCC第5次報告書))には、21世紀末には、20世紀末よりも年平均気温が約4℃高くなると予測される。

<適応策の推進方針>

本県の気候変動適応推進方針を定め、県民の生命・財産を将来にわたって守るとともに、経済・社会の持続可能な発展を目指す。

- ① あらゆる施策に気候変動適応を組み込む
- ② 地域の実情に応じた適応策の推進
- ③ 県民、事業者等の理解を深め、各主体に応じた適応策を促進
- ④ 科学的知見に基づく適応策の推進

<主な適応>

- ・農業分野の水稻について、高温耐性品種の開発を行う。
- ・農業分野の野菜について、高温対策技術の開発を行う。
- ・陸域生態系について、野生鳥獣の個体数管理や外来種の防除に取り組む。
- ・自然災害・沿岸域について、総合的な治水対策、土砂災害防止施設の整備を行う。
- ・健康分野について、熱中症予防のための普及啓発、救急搬送状況の公表を行う。

④ あいち生物多様性戦略 2030(2021年2月策定)

<長期目標>(2050年ビジョン)：人と自然が共生するあいち

様々な立場の人々が生物多様性への意識を高め、そのコラボレーション(協働)によって生きものがすむ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと人が共に生きていけるあいち

<計画目標>(2030年目標)

人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる

<行動計画>

基本方針	個別施策
1 豊かな生態系をまもる	生息生育地保全、生態系の保全、侵略的外来種対策、野生生物保護
2 生息生育空間をつなげる	生態系ネットワーク、あいちミティゲーション、公共事業の環境配慮
3 生きものの恵みをつかう	農林水産業、鳥獣保護管理、企業活動、地域循環、気候変動への対応、自然体験の推進
4 人と自然との共生をひろめる	普及啓発・人材育成、調査研究、多主体連携、施策・計画広域連携

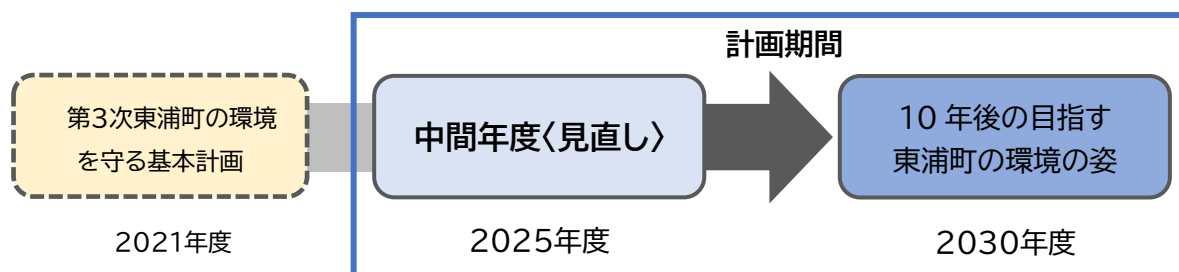
<重点プロジェクト>

A:湿地・里山ネットワーク B:希少な動植物の保全 C:外来生物対策の強化
D:地域の環境保全活動の更なる活性化 E:都市の自然の価値再発見
F:鳥獣の保護・管理の推進 G:事業者の保全活動の推進 H:あいちの自然体感の推進
I:国際連携の推進 J:「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築

4 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から2030年度までの6年間とします。

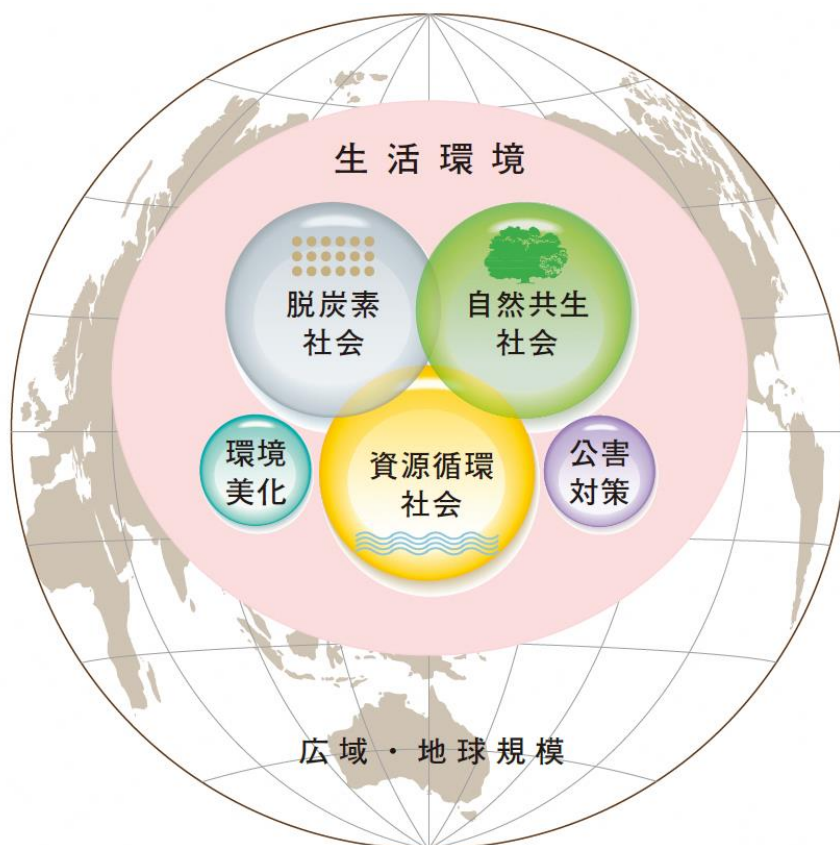
なお、計画の実施状況や社会情勢の変化等を確認しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



5 計画の対象範囲

本計画では、東浦町の身近な環境を中心に据えながら、広域・地球規模の環境保全への貢献を意識して対象となる範囲を定めます。

具体的には、脱炭素社会(地球温暖化対策)、自然共生社会(自然・緑の保全、生物多様性の保全)、資源循環社会(廃棄物対策)の実現を大きな柱としながら、身近な生活環境を守る取組(公害対策、環境美化)を含めるとともに、それらの実現に向けて必要となる環境学習や協働の取組についても対象とします。



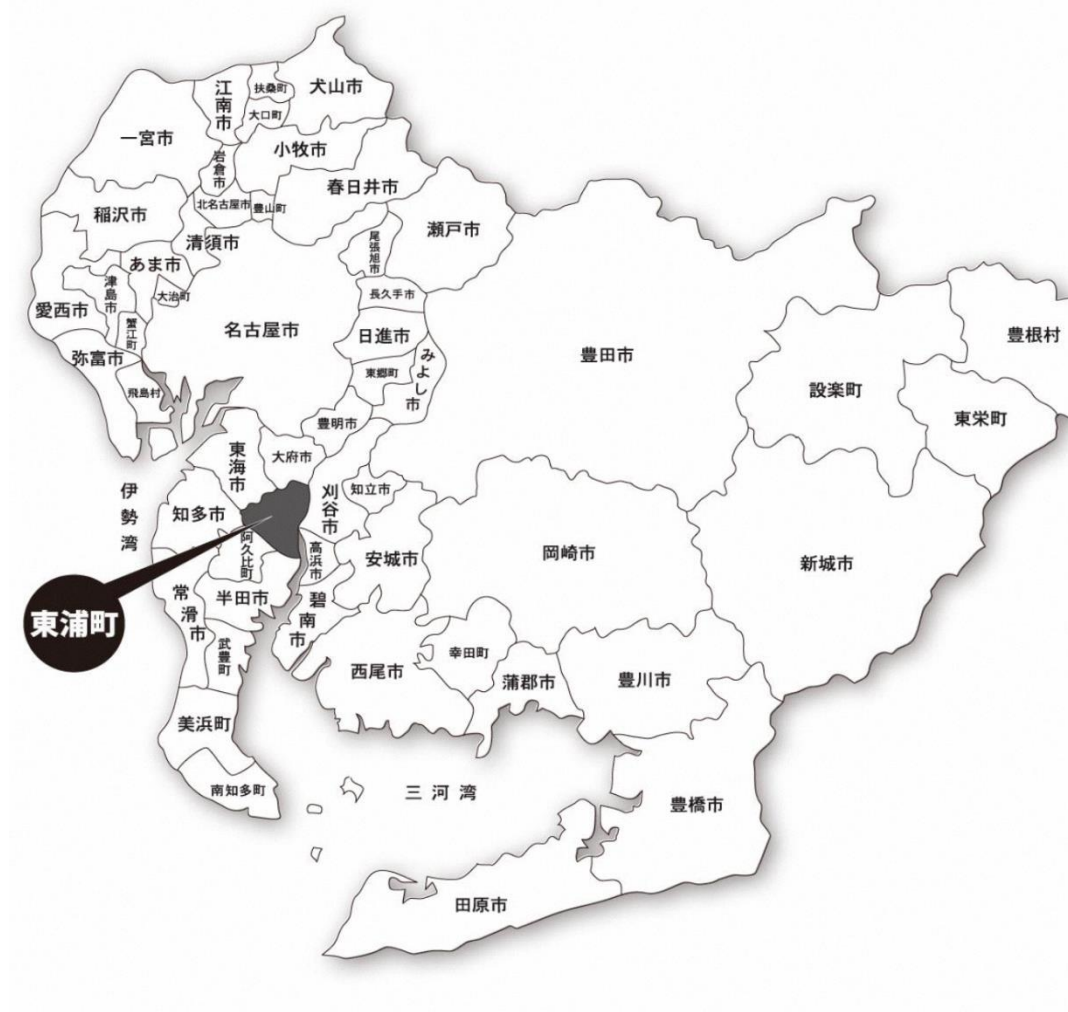
第2章 東浦町の環境特性

1 東浦町の概要

(1) 位置・面積

東浦町は愛知県の知多半島北東部、衣浦湾の最奥部に位置し、名古屋市から約25Km圏にあります。南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市、東は刈谷市に接しており、面積は、31.14Km²です。

東浦町の位置

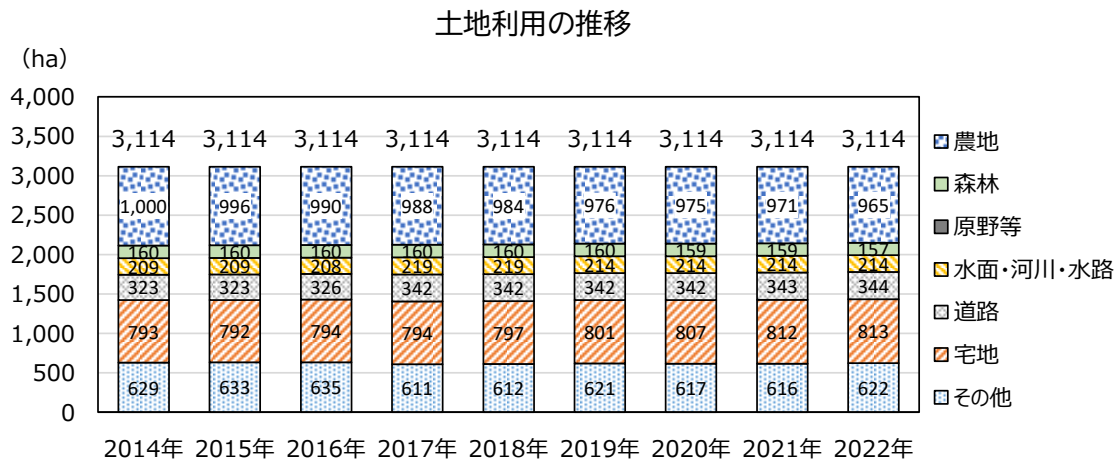


位置(役場)	
東経	136° 58'
北緯	34° 58'

面積	
東西	6.2km
南北	7.7km
面積	31.14km ²

(2) 土地利用

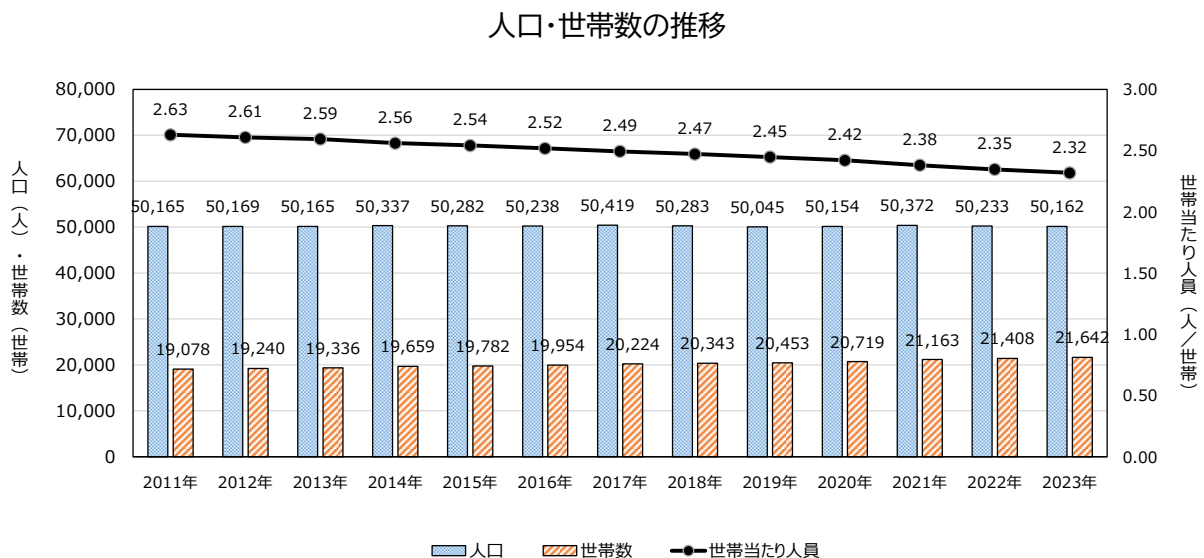
東浦町の土地利用の状況は、2022年には都市的土地利用である宅地が813ha(26.1%)、道路が344ha(11.0%)と微増しています。また、自然的土地利用については、農地が965ha(31.0%)で減少傾向にあり、森林が157ha(5.0%)、水面・河川・水路が214ha(6.9%)と横ばいとなっているなど、緩やかながら都市化(宅地化)が進んでいるといえます。



出典: 土地に関する統計年報／土地利用面積(市町村別、地目別)(愛知県)

(3) 人口・世帯数

住民基本台帳に基づく東浦町の人口は、2017年の50,419人が最も多く、その前後も概ね横ばいで推移しています。一方、世帯数は、2010年以降、一貫して増加して2023年に21,642世帯に、世帯当たり人員は減少して2023年には2.32人となっており、世帯の縮小により世帯数の増加が進行し続けています。

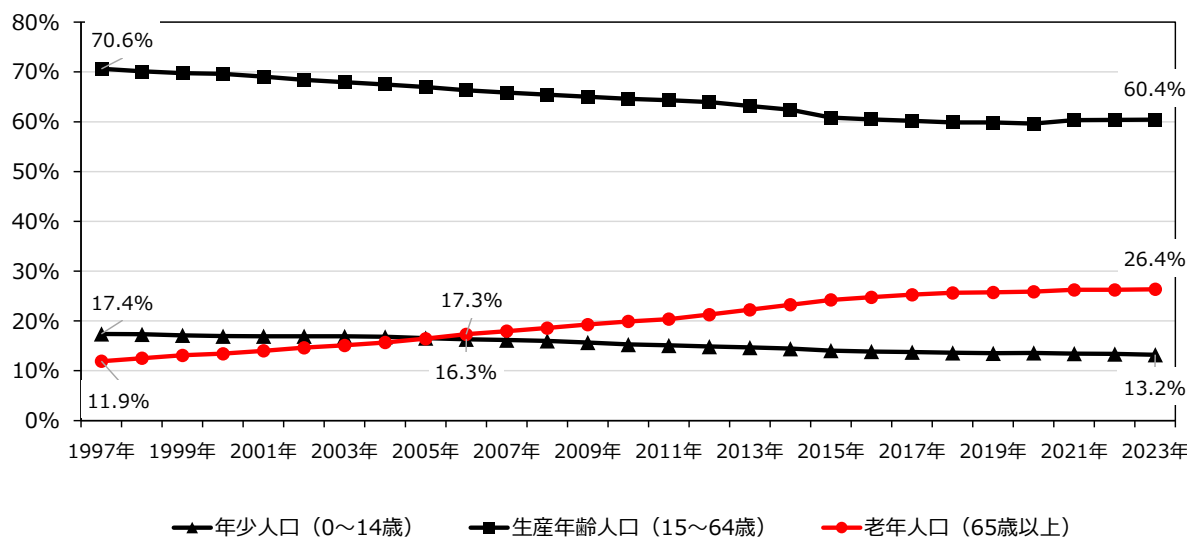


注) 各年4月1日現在

出典: 1972年からの東浦町人口推移(東浦町ホームページ)

人口は横ばいですが、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)比率が低下し、老年人口(65歳以上)比率が上昇し、高齢化は着実に進行しています。2023年10月1日現在の東浦町の老年人口比率は26.4%であり、愛知県全体の25.7%をやや上回っています。

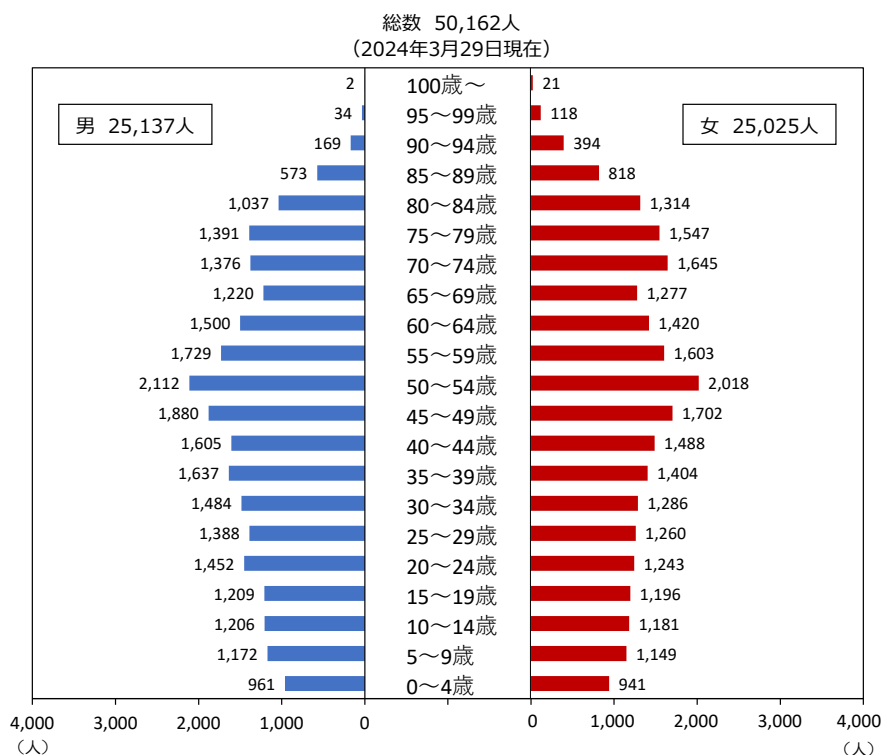
東浦町の年齢区分別人口比率の推移



出典:愛知県統計年鑑(各年10月1日現在)、2023年は愛知県人口動向調査

2023年度末現在の5歳階級別の人口ピラミッドは、日本全体とよく似た「つぼ型」となっています。少子高齢化対策は、日本全体と同様に、東浦町でも今後の大きな課題となることが想定されます。

東浦町の人口ピラミッド(5歳階級別)

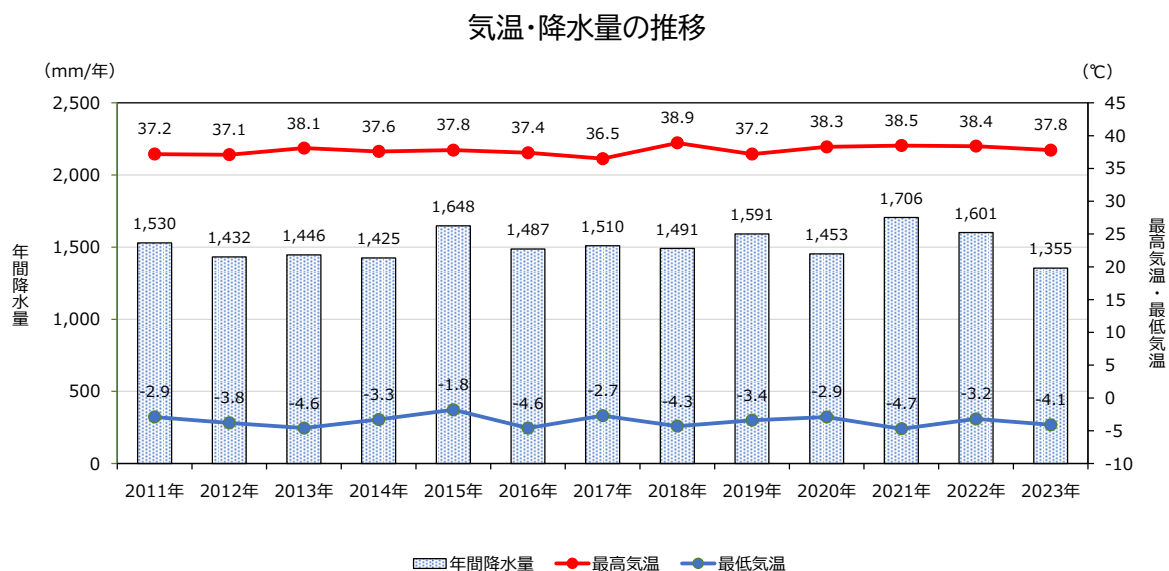


出典:指定区別年齢別男女別人口調(東浦町)

(4) 気温・降水量

2011年以降、東浦町の気温は最高気温が36℃台から38℃台、最低気温が-4℃台から-1℃台となっており、2018年には最高気温が38.9℃まで高くなっています。

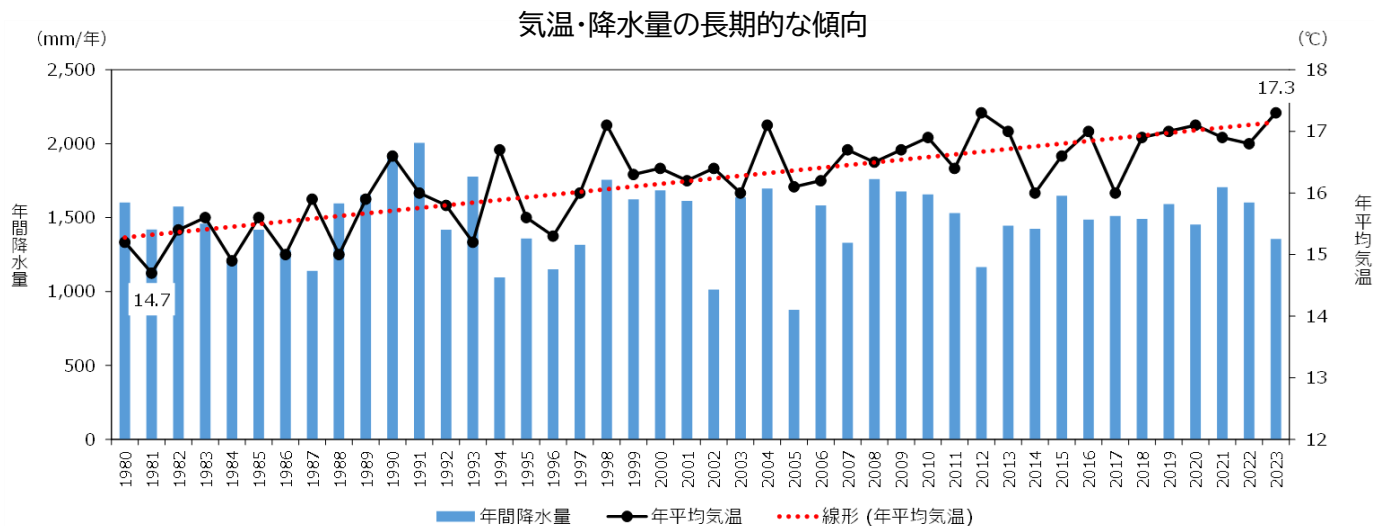
また、年間降水量は、1,300～1,700mm台であり、2021年に1,706mmで最も多くなっています。



注) 2011年、2012年は東海観測所データ、2013年以降は大府観測所データを採用

出典: 過去の気象データ検索(気象庁ホームページ)

近年、地球規模で記録的な高温や大雨など異常気象が発生しており、地球温暖化による気候変動の影響が気象災害のリスクを増大させることが懸念されています。世界や日本の年平均気温は変動を繰り返しながら上昇しています。今後もこうした傾向が続くと言われており、熱中症の増加や農林水産業への影響なども懸念されています。東浦町においても平均気温は長期的にみると、明らかな上昇傾向を示しています。



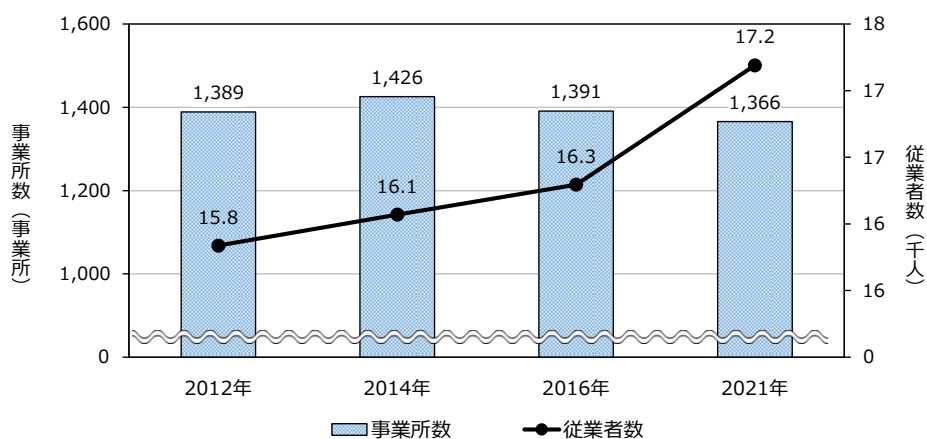
注) 2012年までは東海観測所データ、2013年以降は大府観測所データを採用。

出典: 過去の気象データ検索(気象庁ホームページ)

(5) 産業

東浦町の2021年の事業所数は1,366事業所、従業者数は約17,200人となっており、事業所数は減少傾向ですが、従業者数は増加傾向を示しています。

事業所数・従業者数の推移



出典:経済センサス(民営事業所)

事業所数の内訳は第1次産業が0.4%、第2次産業が23.9%、第3次産業が75.7%であり、従業者数の内訳は第1次産業が0.3%、第2次産業が40.4%、第3次産業が59.4%となっており、事業所数も従業者数も第3次産業が多くを占めています。

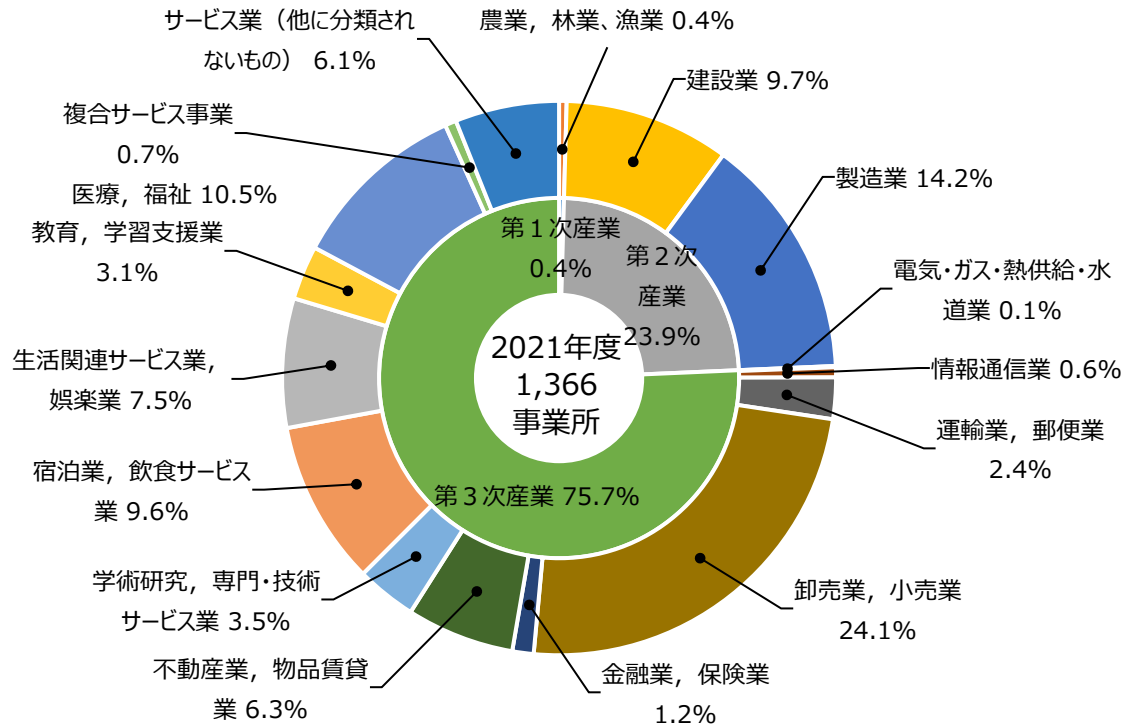
従業者数について、全国の就業構造と比較すると、第2次産業(全国21.7%)の割合が18ポイント以上大きく、一方で第3次産業(全国77.5%)の割合が18ポイント以上小さくなっており、ものづくり産業(第2次産業)を中心とした産業構造になっているという特徴があります。

東浦町の産業分類別の事業所数と従業者数の推移

産業大分類	2012年 活動調査		2014年 基礎調査		2016年 活動調査		2021年 活動調査	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	1,389	15,837	1,426	16,070	1,391	16,295	1,366	17,191
第1次産業	9 (0.6%)	71 (0.4%)	6 (0.4%)	41 (0.3%)	5 (0.4%)	31 (0.2%)	6 (0.4%)	47 (0.3%)
農業、林業、漁業	9	71	6	41	5	31	6	47
第2次産業	365 (26.3%)	6,784 (42.8%)	343 (24.1%)	6,480 (40.3%)	339 (24.4%)	6,426 (39.4%)	326 (23.9%)	6,939 (40.4%)
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	139	736	131	700	128	698	132	739
製造業	226	6,048	212	5,780	211	5,728	194	6,200
第3次産業	1,015 (73.1%)	8,982 (56.7%)	1,077 (75.5%)	9,549 (59.4%)	1,047 (75.3%)	9,838 (60.4%)	1,034 (75.7%)	10,205 (59.4%)
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	2	7	2	7	1	4
情報通信業	11	106	8	119	9	122	8	43
運輸業、郵便業	24	582	32	636	32	597	33	601
卸売業、小売業	330	3,249	343	3,116	335	3,248	329	3,771
金融業、保険業	17	116	21	123	20	129	17	116
不動産業、物品賃貸業	95	212	92	299	89	255	86	223
学術研究、専門・技術サービス業	42	169	47	288	44	278	48	352
宿泊業、飲食サービス業	132	1,217	138	1,197	126	1,156	131	1,190
生活関連サービス業、娯楽業	116	720	120	651	116	583	103	599
教育、学習支援業	49	206	58	285	58	241	43	196
医療、福祉	114	1,743	131	2,053	133	2,217	143	2,334
複合サービス事業	10	81	10	81	11	90	9	78
サービス業(他に分類されないもの)	75	581	75	694	72	915	83	698

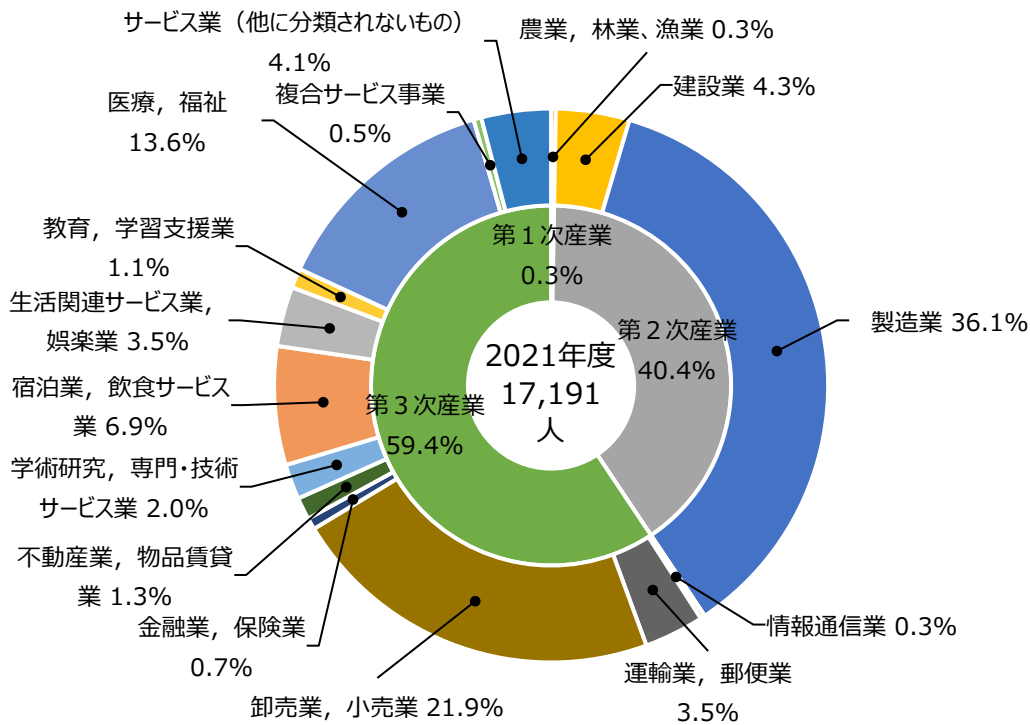
出典:経済センサス(民営事業所)

産業分類別の事業所数(2021年)



出典：経済センサス(民営事業所)

産業分類別の従業者数(2021年)



出典：経済センサス(民営事業所)

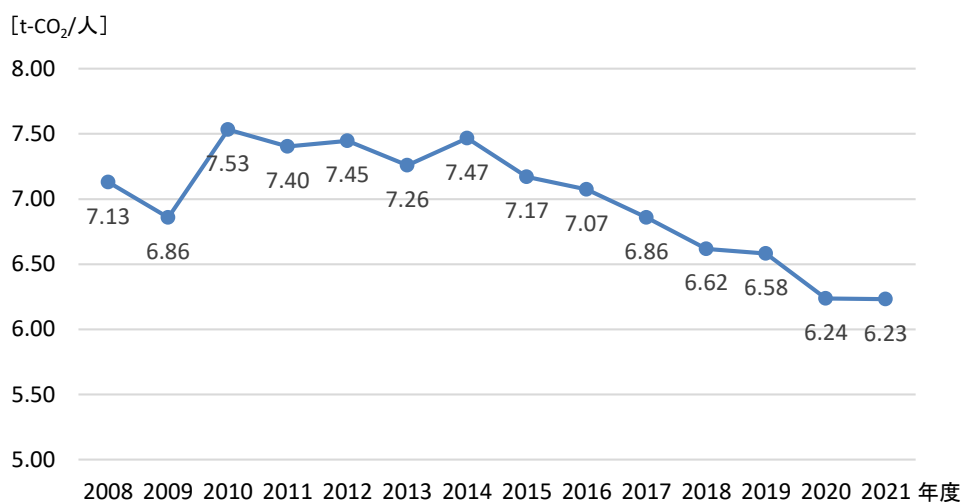
2 環境の状況

(1) 地球温暖化

東浦町における住民一人当たりの年間の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は、年々減少傾向にあり、2021年度実績は、6.23t-CO₂となっています。

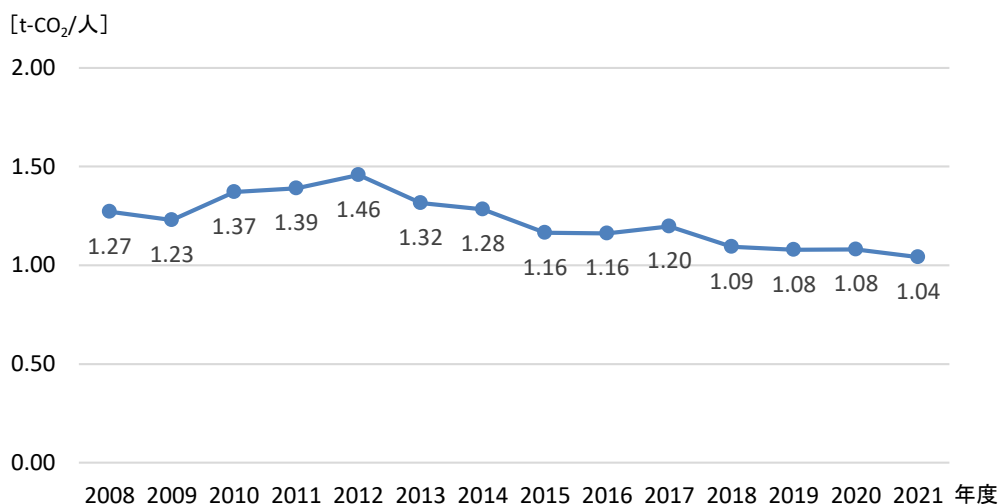
家庭部門における住民一人当たりの年間の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量も減少傾向にあり、2021年度実績は、1.04t-CO₂となっています。

住民一人当たりの年間温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の推移



※二酸化炭素排出量の算出に使用した資料:自治体排出量カルテ、住民基本台帳

住民一人当たりの家庭部門における年間温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の推移

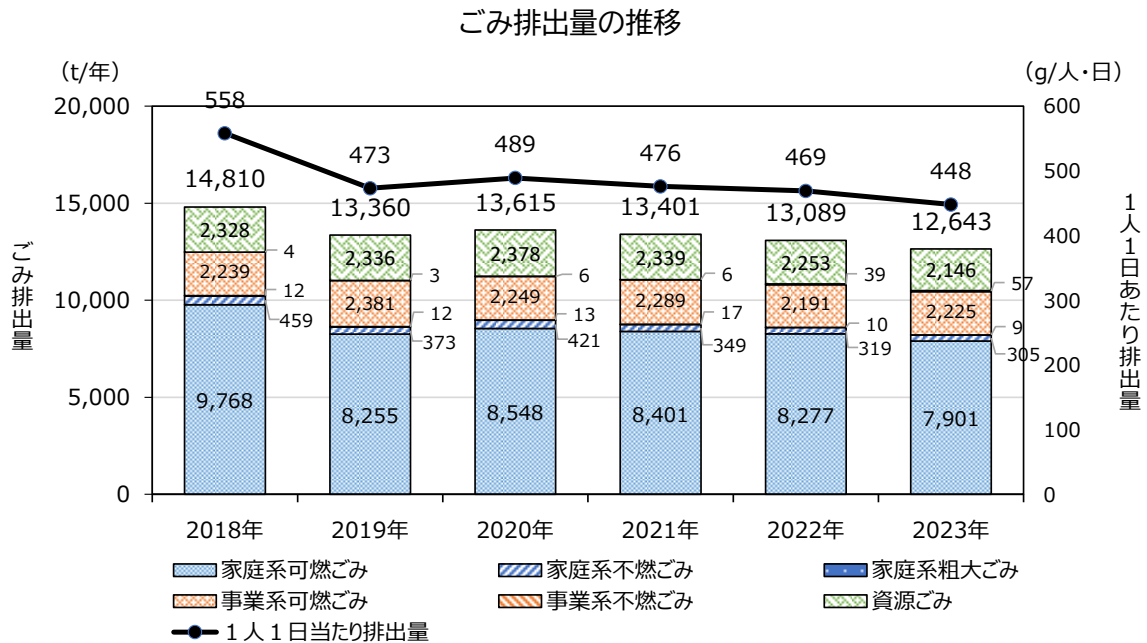


※二酸化炭素排出量の算出に使用した資料:自治体排出量カルテ、住民基本台帳

(2) 廃棄物

① 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ排出量の推移

東浦町におけるごみの排出量は、2019年度から家庭系可燃ごみ処理有料化を開始したことも背景として、2019年度の1人1日当たりの排出量は473g/人・日と、前年度(2018年度)に比べ約15%減量しました。その後はほぼ横ばいでしたが、2023年度には448g/人・日と減少しています。

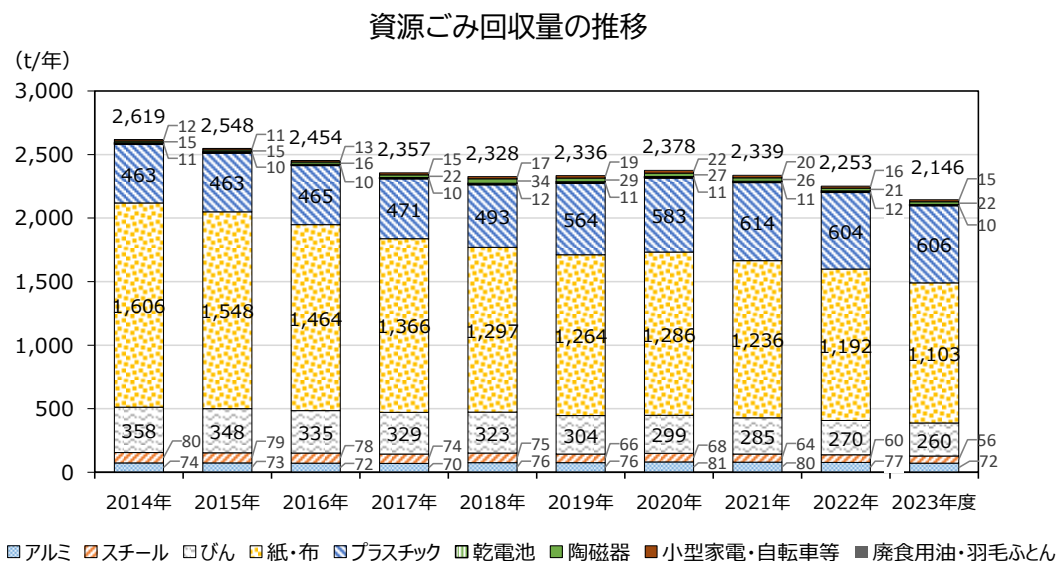


注1) 燃えるごみ・燃えないごみは、一般収集+公用(公共施設のごみ)のみ、人口は毎年度10月1日現在
出典: 東浦町一般廃棄物処理基本計画、住民基本台帳

② 資源ごみの排出量の推移

資源ごみは、2017年4月に廃食用油、2019年1月に羽毛ふとん、2023年10月に製品プラスチックの回収を始めました。排出量の推移をみると、2017年度以降はおおむね横ばいです。

種類別でみると、紙・布の排出量が減少傾向にある一方、プラスチックは増加傾向です。その他は、ほぼ横ばいとなっています。



注1) 羽毛ふとんは2021.6から回収廃止、製品プラスチックは2023.10から開始
出典: 東浦町の環境(令和元年度版、令和6年度版)

(3) 公園・緑地

東浦町には、市街地においても公園や公共施設の緑化などにより、緑や生物の生息環境が確保されています。

また、東浦町内には59か所、合計約40haの都市公園が整備されているほか、高根の森、東浦自然環境学習の森などの樹林地を緑地環境として保全するとともに、住民に憩いの場として活用されています。

公園・緑地の整備状況

(単位：ha)

種 別		名 称	面 積
都 市 公 園	住 区 基 幹 公 園	高根中央公園	0.85
		高根南公園	0.74
		卯ノ花公園	0.19
		高根北公園	0.34
		高根児童公園	0.10
		高根山公園	0.31
		高根口公園	0.33
		高根東公園	0.12
		浜田公園	0.10
		石田公園	0.15
		といまや公園	0.27
		上之山公園	0.16
		森岡新池公園	0.13
		片葩の里公園	0.37
		森岡中町公園	0.21
		かみね北公園	0.22
		かみね南公園	0.20
		なかね公園	0.13
		石浜駅前公園	0.07
		緒川駅東2号公園	0.12
		三ツ池公園	0.11
		相生の丘北公園	0.10
		相生の丘南公園	0.13
		大池南公園	0.11
		東浦葵ノ荘公園	0.16
		白山公園	0.15
		吹付西公園	0.32
		吹付東公園	0.13
		藤塚公園	0.17
		厄松池公園	0.12
		南ヶ丘中公園	0.38
		あさひ公園	0.66
		濁池西公園	0.28
		取手公園	0.03
		新割木公園	0.09
	近隣公園	森岡自然公園	1.06
	地区公園	三丁公園	3.50
	都市基幹公園	於大公園	12.24
	総合公園		
種 別		名 称	面 積
都 市 公 園	大規模公園	健康の森公園☆ (全体面積51.5)	14.06
	広域公園		
	都市緑地	みどり緑地	0.23
	広場公園	祖母懷北公園	0.06
		下今池公園	0.05
		濁池北公園	0.05
		森岡前田公園	0.07
		古城公園	0.07
		札木公園	0.05
		西本坪公園	0.05
		黒鳥公園	0.05
		三本松公園	0.06
		西平地公園	0.09
		平池台西公園	0.09
		平池台東公園	0.07
		平林公園	0.10
		門田公園	0.03
		生路前田南公園	0.05
		荒子南公園	0.09
		南ヶ丘北公園	0.08
		南ヶ丘南公園	0.10
		西午新田北公園	0.03
	小 計		40.38
	ふれあい広場	26か所	1.31
	主な緑地	高根の森	5.20
		東浦自然環境学習の森	17.00
		東浦みどり浜緑地☆	2.30
		飛山池周辺	7.30
	小 計		31.80
	合 計		73.49

☆：県有施設

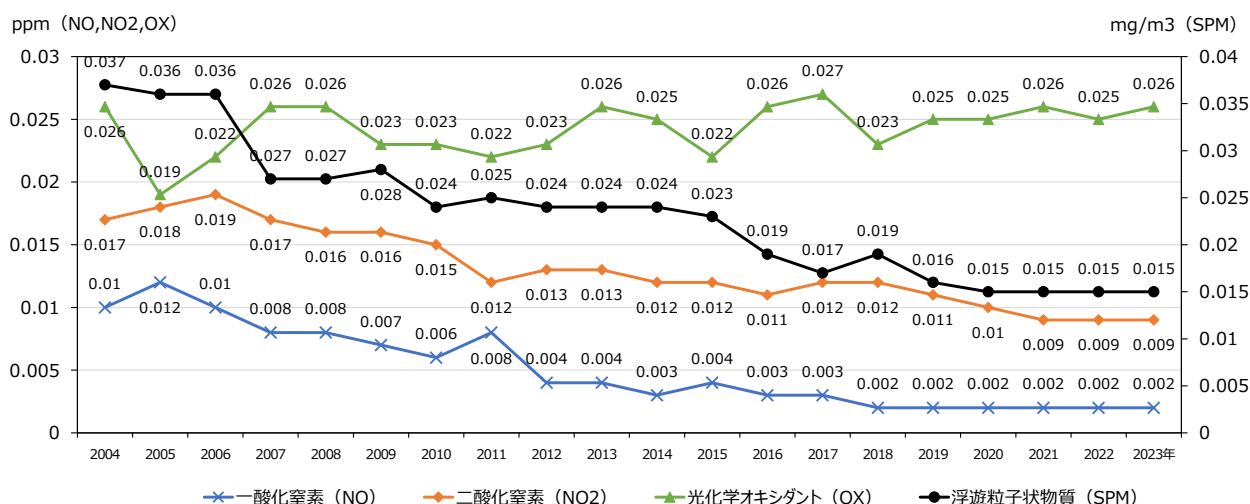
出典：統計資料「ひがしうらのすがた」令和5年度版

(4) 生活環境

① 大気環境

東浦町では町役場に愛知県が大気汚染測定局を設置し、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。光化学オキシダントについてはやや増加傾向にあるものの、全体的には改善傾向にあり、2023年度においてすべての項目で環境基準に適合しています。

大気汚染の推移



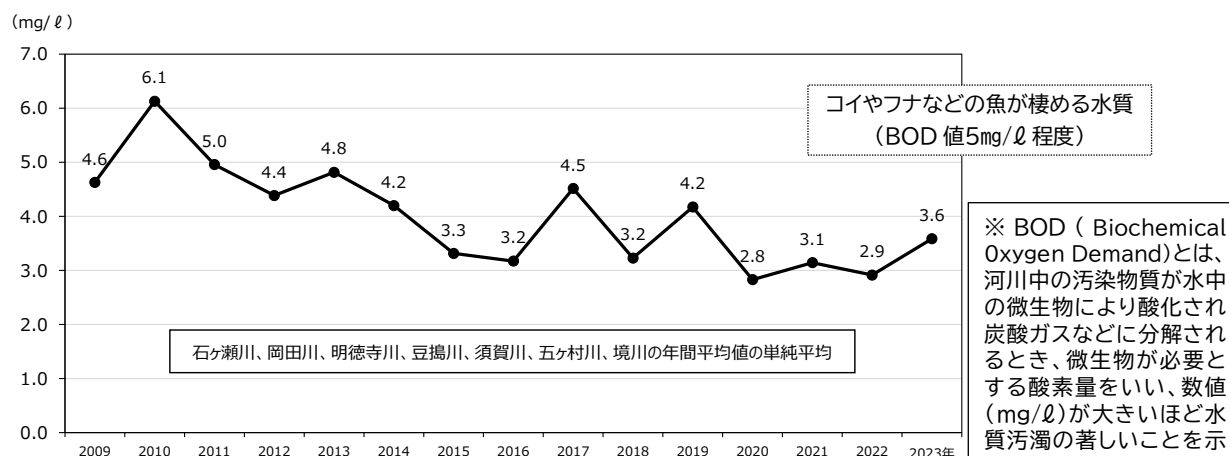
出典:愛知県大気環境情報>局別年間統計値>東浦町役場

② 水環境

東浦町では、河川14 地点、ため池32 地点、排水路6地点の計52地点で水質調査を実施しています。河川のBODなどの水質は全体的に改善傾向にあります。

一方で、都市化の進行により、かつて森林や田畑だった土地が宅地や道路などになり、降った雨が土壤にしみ込みにくくなるなど、健全な水循環は損なわれつつあります。雨水の流出抑制や緑地の保全などにより水循環機能を回復させることは、水辺や草木からの蒸発散量の増加によるヒートアイランド対策や、湧き水の増加による河川などの水量の確保などにつながります。水質の改善や水循環機能の回復をはかるため、水辺空間の利活用により、水環境への関心を高め、魅力的な水辺空間の形成をはかっていく必要もあります。

主要河川のBOD経年変化(年間平均値)

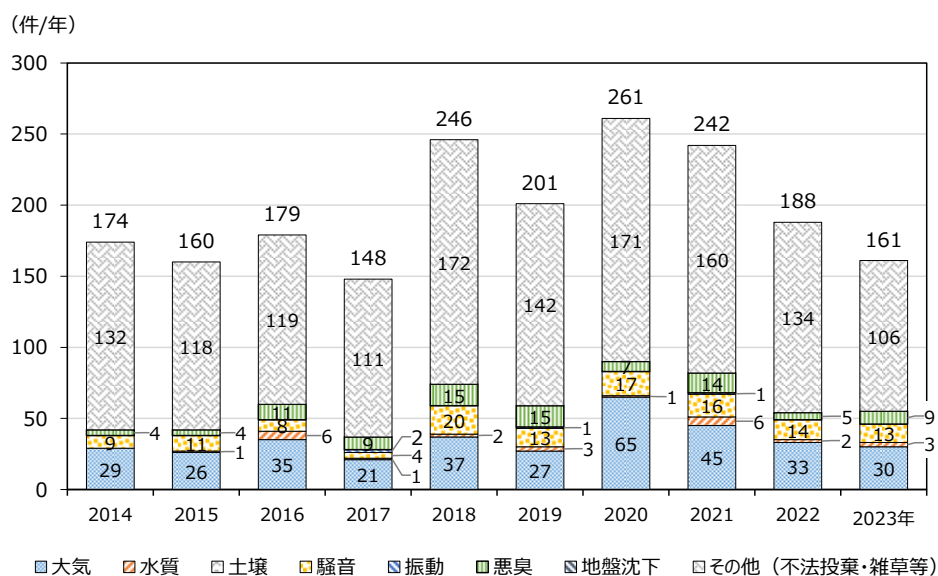


出典:東浦町の環境(平成30年度版、令和6年度版)

③ 公害等

東浦町に寄せられた公害等の苦情については、それまで横ばいであった総数が、2018年度に増加して246件となり、その後は2020年度の261件をピークに減少に転じ、2023年度は161件となっています。2023年度の内訳としては、大気汚染(野焼き)が最も多く30件であり、次いで騒音が13件となっています。不法投棄・雑草等のその他は、2022年度より28件減少しましたが、全体に占める割合は65%を超えており、生活環境に関する様々な問題が依然として多いと言えます。

公害等による苦情の推移



出典:東浦町の環境(令和元年度版、令和6年度版)

3 住民・事業者の意識調査

住民及び事業所の環境問題への意識や取組の状況、東浦町の環境を取り巻く状況の変化を把握し、今後の方向性を検討するため、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

(1) 住民の意識等

調査対象	住民基本台帳から、東浦町内に住む16歳以上の住民1,450名を無作為に抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収及びインターネット回答
調査時期	2024年3月
回収率	29.9%(配布数1,450票、回収数433票)
調査結果の概要	・環境に対する自らの意識は「とても意識が高い」、「少し意識が高い」を合計すると約 25%、「ふつう」が半数以上を占めている。5年前の前回調査より、意識が高くないと考える人は減少している。 ・環境に対する興味や関心としては、電気・ガス・燃料等のエネルギーの節約や食品ロスの削減、地球温暖化の防止、ごみの減量などの項目が高い。 ・東浦町における現在の環境について、40%弱が肯定的な評価をしているが、前回調査よりはやや減少している。また、最近の環境の変化について、良くなったとの肯定的な評価は30%未満にとどまっている。 ・東浦町における取組で、満足度も重要度も高い項目は、公園や施設の緑化・植栽、ごみ減量、リサイクルやリユースで、重要度は高いが満足度が低い項目は、ごみのポイ捨てや不法投棄の少なさである。 ・東浦町の自然環境では、緑豊かな里山、まち中の花や緑などが大切だと思われる。 ・多くの住民が、ごみの分別・リサイクルの徹底、食品ロスの削減、油等を排水口から流さないなどに取り組んでいる。環境情報の入手、再エネ比率の高い電力会社の選択、ハイブリッド車や電気自動車の購入選択などは、今は取り組んでいないが今後行いたいと考える住民が多い。設備としては、LED照明、断熱窓、次世代自動車の導入が多い。 ・「東浦自然環境学習の森」の認知度は20%未満であり、保全活動やイベントに参加したことがある人は5%未満。 ・環境に関しては、自分でできることをやっていきたいと考える人が多い。

※調査結果は資料編参照

(2) 事業者の意識等

調査対象	東浦町商工会の会員事業所(従業員10人以上)50事業所
調査方法	郵送配布・郵送回収及びインターネット回答
調査時期	2024年3月
回収率	60.0%(配布数50票、回収数30票)
調査結果の概要	・環境問題に対する考えは、70%強が社会貢献として積極的に行う必要がある、70%弱が基準を最低限守る必要がある、50%強がビジネスにも活用していきたいとしている。 ・環境に対する興味や関心としては、電気・ガス・燃料等のエネルギーの節約、ごみの減量、リユース・リサイクルの促進は、全事業者があると回答している。 ・地球温暖化対策に、目標や指針、目標を定めて取り組んでいる事業所は約40%。 ・エネルギーの節約やごみの減量、リユース・リサイクルという、経費などに影響がある項目は全事業者が関心を示しており、日常業務の中では、リサイクル可能なごみの資源化業者への引き渡し、再生可能エネルギーの導入の実施、空調等インバータ制御の導入などが多い。 ・環境配慮を行う際、人材の不足や資金不足、取組に手間や時間がかかることが課題となっている。 ・町に望むサポートは、税制などの優遇措置、融資や助成制度など経済的支援が多い。 ・現在、地域や住民、NPO等との協働による環境活動を行っている事業所は20%で、今後は行いたいと考えているのは30%強程度。 ・SDGsに対する興味・関心は50%程度あり、取り組んでいる・取組予定がある事業者は60%。

第3章 東浦町の環境に係る課題

1 これまでの社会動向の変化と長期的視点

(1)社会に関する動向

【これまで】

日本の総人口は、2008 年をピークに減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入しています。また、少子化・高齢化が進行していることにより、社会経済の基礎となる人口構造が大きく変わり、地域コミュニティの弱体化など地域の様々な分野に影響を与えています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、国民の働き方や余暇の過ごし方など、価値観や生活様式がますます多様化し、行動範囲の広域化や情報通信技術の利活用が一層進展したことにより、社会とのつながり方や地域の課題も変化しています。

【長期的視点】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、2022 年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は、食料やエネルギーの問題など、持続可能な社会の必要性について考えるきっかけとなりました。近年の環境危機の顕在化に伴って、経済や安全保障、地域政策などの幅広い分野において、着実に環境が「主流化」しつつあります。

また、2000 年代頃から、物質的な豊かさより心の豊かさを重視する国民が2倍程度多くなっています。近年、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にある「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が注目を集めており、環境危機に対する漠然とした不安から国民が解放され、将来に希望が持てるよう、環境・経済・社会の統合的向上を進めていくことが求められています。

(2)環境に関する動向

【これまで】

わが国では、2018 年に策定された第五次環境基本計画の下で、2015 年に採択されたパリ協定に基づく気候変動対策の取組、2010 年に生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で決まった愛知目標の達成に向けた生物多様性の確保・自然共生の取組、脱プラスチックや食品ロスの削減などによる循環型社会の形成に向けた取組などをそれぞれの視点で推進するとともに、SDGsの考え方も活用しながら、経済・社会的問題の「同時解決」などの実現を目指すとともに、地域活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」づくりが進められてきました。

【長期的視点】

2023 年5月に開催されたG7において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられており、人類は深刻な環境危機に直面しています。気候変動問題については、国際的な目標となっている 1.5℃目標の達成に向け、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた行動の加速が求められています。生物多様性の分野では、愛知目標に替わる新たな世界目標として 2022 年 12 月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030 年ミッションとして「生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」というネイチャーポジティブの考え方が示され、30by30 目標などの達成に向けた取組が求められています。循環型社会の形成に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、資源・製品の価値の最大

化を図り、資源投入量・消費量の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた取組が求められています。

今後、環境を持続的に保全・創造していくため、産業活動における取組に加え、社会生活における一人ひとりの活動や配慮行動が極めて重要になっています。

(3)東浦町の動向

【これまで】

東浦町では「第3次東浦町の環境を守る基本計画」において、「未来への責任 環境を大切にするまち ひがしうら」を目指す環境像とし、「エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり」、「自然と生き物を大切にするまちづくり」、「ものを大切にしてごみを出さないまちづくり」、「みんなの身近な生活環境を守るまちづくり」、「環境をみんなで学び、取り組むまちづくり」という5つの目標を掲げ、推進してきました。

また、2023 年 7 月に、持続可能で強靱な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標の達成に貢献していこうという思いのもと「世界首長誓約/日本」に署名し、具体的な気候変動対策の取組を始めています。

【長期的視点】

現在、東浦町では「第6次東浦町総合計画」を推進しています。その中で、「基本計画3 暮らしを守るまちづくり」の「(1)環境」において、「地球温暖化防止」、「自然環境保全」、「廃棄物」における目標・取組を位置づけています。

本計画において、総合計画で掲げた方針を施策・事業ごとに具体化し、推進するとともに、複雑化・高度化する環境問題を解決するため、各分野における多様な主体や世代間の協力、住民や事業者等との協働による取組の推進が課題です。

また、SDGs について、住民・事業者・行政が学習・理解するとともに、グローバルな環境と地域や個人の環境との関係性を学び、日常の中で環境を良くするための率先行動を検討・展開していくことが必要となります。

具体的には、ユネスコスクールをはじめとした環境学習の浸透、東浦町内事業所との連携・協働による産業振興と環境への配慮を両立した経済・社会の形成など、東浦町ならではの環境共生社会の構築を図ることが求められます。そのうえで、知多地域や愛知県における循環共生型社会の実現に向けた役割を果たしていくことが望まれます。

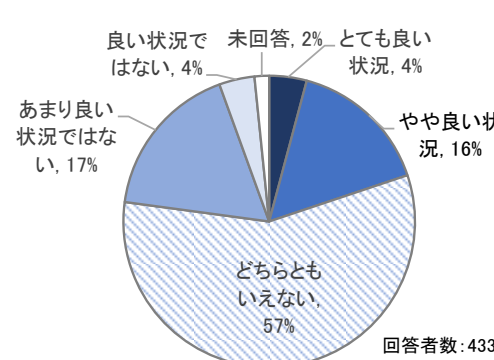
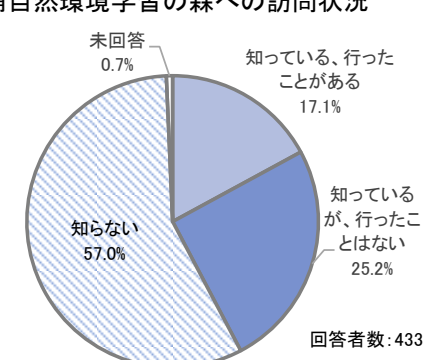
2 東浦町における取組状況と課題

東浦町のこれまでの取組状況と課題について、現行計画における基本目標別に示します。

基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり 【省エネルギー・地球温暖化対策の促進・脱炭素社会】	
基本施策	成果と課題
1-1 エネルギーを節約する	- 次世代自動車の購入に対する補助事業を実施するとともに、東浦町運行バス「う・ら・ら」の利用促進、住民や事業所に対する省エネルギーの普及・啓発などを行い、温室効果ガス排出量の減少に一定の効果をあげています。住民意識調査によると、特に LED 照明や断熱窓、次世代自動車の導入実績や導入意向が高いことがわかります。 - 一方で、「う・ら・ら」を月1回以上利用する住民は 5%未満と限定的であり、さらなる利用拡大が必要です。 - 今後もこれまでの取組を継続しながら、住民や事業者の省エネ行動への転換につながる効果的な周知・啓発や、省エネ性能の高い住宅・建物の普及など、省エネルギー化に向けたさらなる取組が必要です。 「う・ら・ら」の利用状況 回答者数: 433
1-2 再生可能エネルギーを活用する	- 住宅への太陽光発電システムや蓄電池、太陽熱利用システム等の設置に対する補助や PR、公共施設での太陽光発電設備の設置等を通じて、再生可能エネルギーの活用促進に取り組んできました。住民意識調査によると、太陽光発電システムを導入済みの世帯は約 20%、今後導入したいと考えている世帯は約 25%と、半数近くの住民が導入に前向きです。 - 脱炭素社会に向けては、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備のさらなる設置促進や、自家消費など東浦町内で創出した再生可能エネルギーを東浦町内で活用する取組が必要です。また、公共施設における建物の更新時期等にあわせた計画的な設備導入など、町の率先した取組が必要です。 再生可能エネルギー設備の導入状況 回答者数: 433
1-3 気候の変動に適應する	- 気候変動による夏の猛暑がますます厳しくなる中で、広報などを通じて熱中症対策を呼び掛けるとともに、クールシェアスポットとなり得る役場庁舎等の館内環境の整備を行いました。 - 今後も、気候変動がもたらす生活や事業活動への影響拡大が予測される中、住民や事業者、関係機関等と連携しながら、さらに幅広い分野での具体的な対策や啓発に取り組む必要があります。

基本目標2 自然と生き物を大切にするまちづくり

【生物多様性の保全・自然共生社会】（東浦町生物多様性地域戦略）

基本施策	成果と課題														
2-1 緑や水辺の 自然地を守る	- 山林・農地・水面等の自然地は町域の 43%を占めており、宅地化による農地の微減や農家の担い手不足による遊休農地の増加が進んでいます。一方で、公園・緑地の計画的な整備及び適切な管理、公共施設の緑化推進、開発時の緑地保全・創出の指導、河川・ため池の保全など、緑の確保や水辺の保全に努めてきました。 30by30に向けた取組が求められる中で、自然地の量的、質的な保全が重要となっています。また、住民意識調査によると、河川・ため池の保全、親水空間の多さに満足する住民が2割と以前より減少しており、住民が自然地を身近に感じられるような取組や啓発が必要です。 河川やため池など水辺の保全・活用  <table border="1"> <caption>河川やため池など水辺の保全・活用</caption> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>良い状況ではない</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>とても良い状況</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>やや良い状況</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td>あまり良い状況ではない</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> 回答者数: 433	状況	割合	良い状況ではない	4%	未回答	2%	とても良い状況	4%	やや良い状況	16%	どちらともいえない	57%	あまり良い状況ではない	17%
状況	割合														
良い状況ではない	4%														
未回答	2%														
とても良い状況	4%														
やや良い状況	16%														
どちらともいえない	57%														
あまり良い状況ではない	17%														
2-2 地域の生態系を保全する	- オニバスなど希少種の保護活動、外来種対策、住民との協働による生物調査・観察などを通じて、地域の生態系保全に取り組んでいます。 - 生物多様性の危機への対応が国際的に重要課題と認識される中で、今後も、生物多様性の重要性の啓発や、住民との協働による生態系の保全に関する取組を積極的に行うことが必要です。														
2-3 生活の中で自然・文化を活かす	- 住民や事業者との協働により、「東浦自然環境学習の森」をはじめとした里山・緑地の保全活動が精力的に行われています。また、保育園・学校給食では地元農産物を使うなど、地産地消や食育に取り組んでいます。地域の歴史・文化遺産や保存樹木の保護・継承も、地域の協力により着実に進められ、ガイドボランティアの養成なども進んできました。 - 住民意識調査では、半数以上の住民が「東浦自然環境学習の森」を知らないと回答しており、認知度向上の取組が必要です。また、活動団体やボランティア等の高齢化が進む中で、持続的な担い手の確保が必要です。 東浦自然環境学習の森への訪問状況  <table border="1"> <caption>東浦自然環境学習の森への訪問状況</caption> <thead> <tr> <th>訪問状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知らない</td> <td>57.0%</td> </tr> <tr> <td>知っているが、行ったことはない</td> <td>25.2%</td> </tr> <tr> <td>知っている、行ったことがある</td> <td>17.1%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>0.7%</td> </tr> </tbody> </table> 回答者数: 433	訪問状況	割合	知らない	57.0%	知っているが、行ったことはない	25.2%	知っている、行ったことがある	17.1%	未回答	0.7%				
訪問状況	割合														
知らない	57.0%														
知っているが、行ったことはない	25.2%														
知っている、行ったことがある	17.1%														
未回答	0.7%														

基本目標3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり

【ごみ減量・資源循環の推進・循環型社会】

基本施策	成果と課題																												
3-1 ごみを減らす、ものを大切にする	・ 2019 年 4 月から開始した家庭系可燃ごみ処理有料化を受け、東浦町内の一般廃棄物全体、及び住民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は減少しています。 ・ 広報紙やホームページでの情報提供や出前講座などによる住民への積極的な啓発、フードドライブなどによる食品ロスの削減などにより、ごみの減量化に取り組んでいます。住民意識調査によると、町によるごみ減量やリサイクル・リユースの取組に対して、住民による重要度・満足度の評価は高くなっています。 住民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日) <table border="1"> <caption>住民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (g/人・日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>558</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>473</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>489</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>469</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>448</td> </tr> </tbody> </table> 2018 2019 2020 2021 2022 2023 年度 ごみの減量への取組 <table border="1"> <caption>ごみの減量への取組 (回答者数: 433)</caption> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>やや良い状況</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>とても良い状況</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>あまり良い状況ではない</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>良い状況ではない</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> 回答者数: 433 ・ 今後も住民や事業者と連携しながら、ごみを減量するための取組を引き続き行うことが必要です。	年度	排出量 (g/人・日)	2018	558	2019	473	2020	489	2021	476	2022	469	2023	448	評価	割合	どちらともいえない	50%	やや良い状況	31%	とても良い状況	6%	あまり良い状況ではない	10%	良い状況ではない	2%	未回答	1%
年度	排出量 (g/人・日)																												
2018	558																												
2019	473																												
2020	489																												
2021	476																												
2022	469																												
2023	448																												
評価	割合																												
どちらともいえない	50%																												
やや良い状況	31%																												
とても良い状況	6%																												
あまり良い状況ではない	10%																												
良い状況ではない	2%																												
未回答	1%																												
3-2 再利用・資源化を推進する	・ 東浦町では、紙類、布類、金属類、びん類、陶磁器、プラスチック類、廃食用油、電池類、小型家電について、資源ごみとして分別回収を行っています。また、ペットボトルや廃食用油のリサイクルなど、事業者と連携した取組を積極的に行ってきました。2023 年 10 月からは、製品プラスチックの分別回収を始め、新たなプラスチック製品の原料へのリサイクルを始めています。また、2024 年からは、「メルカリ Shops」を活用した粗大ごみ等を販売する取組や、家庭で使わなくなったおもちゃを町の保育園等で再利用する取組などを始めています。 ・ 今後も、住民や事業者と連携しながら、資源化や不用品のリサイクル(再生利用)、リユース(再使用)を促進することが必要です。																												
3-3 ごみを適切に処理する	・ 家庭から排出される一般廃棄物は、可燃ごみ・不燃ごみは所定の場所で収集し、町の委託業者が東部知多クリーンセンターに搬入して処理しています。資源ごみは所定の場所や公共施設などで収集し、種類別に再生事業者に譲渡して資源化・再生利用しています。 ・ 今後も引き続きこのしくみを円滑に運用するとともに、住民や事業者にごみの分け方・出し方の啓発を行い、適切な処理を行っていくことが必要です。																												

基本目標4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり

【公害防止・環境美化】

基本施策	成果と課題																												
4-1 公害をなくす	- 東浦町内事業所 48 社と公害防止協定を締結し、事業所から排出されるばい煙や排水、騒音、振動などの規制や、必要に応じた立入調査、改善指導を実施しています。また、河川やため池の水質、交通騒音、大気汚染について、継続的な定点調査を実施し、環境基準の適合を確認しています。近年は、住民の日常生活に伴って生じる苦情が多く、内容も多様化しています。 - 今後も引き続き、事業所との公害防止協定の締結、環境調査の実施、生活騒音や野焼きなど日常生活からの公害対応など、公害の発生防止を図ることが必要です。また、河川 BOD の環境基準達成率は 2023 年度に 89.3% となっており、継続した生活排水対策が必要です。 河川 BOD の環境基準達成率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>達成率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年度</td> <td>82.1</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>85.7</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>92.8</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>89.3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	達成率 (%)	2019年度	82.1	2021年度	85.7	2022年度	92.8	2023年度	89.3																		
年度	達成率 (%)																												
2019年度	82.1																												
2021年度	85.7																												
2022年度	92.8																												
2023年度	89.3																												
4-2 まちをきれいに保つ	「東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、ペットのフン放置の防止などを啓発・周知するとともに、ごみゼロ運動の促進やアダプトプログラムによる住民主体の美化活動への支援を行っています。また、環境監視員による日常的なパトロールを実施し、公害の未然防止や不法投棄の早期発見等に努めており、不法投棄の発見は減少傾向にあります。 - しかしながら、住民意識調査によると、町によるごみのポイ捨てや不法投棄の取組に対して、他の項目と比べて、重要と考えているものの満足度が低い結果となっており、引き続き、まちの美化に向けた取組の推進が必要です。 ごみのポイ捨てや不法投棄の少なさ (満足度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>満足度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未回答</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>とても良い状況</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>やや良い状況</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>あまり良い状況ではない</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>良い状況ではない</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> (重要度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>重要度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未回答</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>重要ではない</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>あまり重要ではない</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>やや重要</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>とても重要</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> 回答者数: 433	満足度	割合 (%)	未回答	1	とても良い状況	6	やや良い状況	24	どちらともいえない	35	あまり良い状況ではない	25	良い状況ではない	9	重要度	割合 (%)	未回答	2	重要ではない	0	あまり重要ではない	1	どちらともいえない	9	やや重要	26	とても重要	62
満足度	割合 (%)																												
未回答	1																												
とても良い状況	6																												
やや良い状況	24																												
どちらともいえない	35																												
あまり良い状況ではない	25																												
良い状況ではない	9																												
重要度	割合 (%)																												
未回答	2																												
重要ではない	0																												
あまり重要ではない	1																												
どちらともいえない	9																												
やや重要	26																												
とても重要	62																												

基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

【環境学習・環境活動・協働】

基本施策	成果と課題												
5-1 環境の状況や目標を共有する	・ 東浦町の環境の状況や基本計画の進捗状況は、「東浦町の環境」として毎年度整理し、ホームページなどを通じて公表しています。また、町広報紙・町ホームページ、町公式SNSで環境に関する情報・話題提供を随時行っています。 ・ 住民意識調査によると、環境基本計画を知っている住民、及び東浦町からの環境に関する情報発信を評価する住民は 30%弱となっており、今後も多くの住民に届きやすく理解しやすい効果的な情報伝達方法を検討し、環境について住民・事業者・行政と一緒に考える基盤づくりが必要です。												
5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む	・ 自然の保全、ごみ減量、まちの美化などの活動は、コミュニティやボランティア団体などの住民主体による取組や、事業者との連携により行われています。事業所意識調査によると、事業所の 20%が協働による環境活動を行っています。また、生涯学習、児童館、学校においても、ESD(持続可能な開発のための教育)や SDGs などの環境活動・環境学習が積極的に行われています。 ・ これらの活動を東浦町の大切な資源として認識するとともに、今後も様々な主体や団体との積極的な連携を進めることが必要であり、コロナ禍の影響を受けて落ち込んだ環境活動・環境学習への参加人数の回復が必要です。また、学校教員の働き方改革や活動団体・ボランティア等の高齢化が進む中で、多様な団体と連携した持続的な担い手の確保や人材育成が必要です。 協働による環境活動 <table border="1"> <caption>協働による環境活動</caption> <thead> <tr> <th>活動状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在、協働の環境活動を行っている</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>かつては行っていたが、現在は行っていない</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>現在は行っていないが、今後は行いたい</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>現在は行っていない、今後も行わない</td> <td>47%</td> </tr> </tbody> </table> 回答者数: 30	活動状況	割合	現在、協働の環境活動を行っている	20%	かつては行っていたが、現在は行っていない	0%	現在は行っていないが、今後は行いたい	33%	現在は行っていない、今後も行わない	47%		
活動状況	割合												
現在、協働の環境活動を行っている	20%												
かつては行っていたが、現在は行っていない	0%												
現在は行っていないが、今後は行いたい	33%												
現在は行っていない、今後も行わない	47%												
5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す	・ これまで環境を守るための活動について、住民、事業者、行政などが連携しながら主体的に行ってきました。 ・ 住民意識調査によると、環境を守ったり良くするための行動を行っている住民は約 60%であり、「東浦町環境配慮指針(住民版)」の認知度は2割弱となっています。今後の脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の実現のためには、さらに私たちの暮らし方、働き方、事業の仕方など、日頃の活動や行動そのものを見直していくことが求められており、より効果的な周知・啓発の実施が必要です。 環境を守ったり良くするための行動 <table border="1"> <caption>環境を守ったり良くするための行動</caption> <thead> <tr> <th>行動状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積極的に行動している</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>少し行動している</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>あまり行動していない</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>まったく行動していない</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> 回答者数: 433	行動状況	割合	積極的に行動している	7%	少し行動している	52%	あまり行動していない	34%	まったく行動していない	6%	未回答	1%
行動状況	割合												
積極的に行動している	7%												
少し行動している	52%												
あまり行動していない	34%												
まったく行動していない	6%												
未回答	1%												

第4章 東浦町が目指す環境の姿

1 東浦町が目指す環境の将来像

未来への責任 環境を大切にするまち ひがしうら

東浦町の環境を守る基本条例の基本理念に基づき、東浦町が目指す環境の将来像を上記のとおりとします。この将来像を住民のみなさんと共有して、環境を守る取組を行います。

『未来への責任 環境を大切にするまち』

近年の地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題などの環境問題は、私たちの生活に身近な問題であり、とても深刻で緊迫した状況になっています。これらは、企業による経済活動だけでなく、私たちの日常生活が原因となっているものもあります。一人ひとりの行動の選択が様々な環境問題の解決にとって重要です。

「未来への責任」は、次世代を担う子どもや孫に、東浦町の良い環境を引き継ぐことが今を生きる私たちの責任であり、住民・事業者・行政が環境行動の連携と協働により、多様化・複雑化する環境問題に積極的に取り組み、目指す環境の将来像を実現し、将来にバトンをつないでいくものです。



2 東浦町の環境を守るための基本的な考え方

将来像の実現に向けた計画策定や取組などは、以下の考え方を踏まえて行います。

私たちの身近な環境を守るとともに、地球規模の環境への貢献も考えます

現在、地球温暖化、生物多様性、海洋プラスチックごみ問題など、地球規模の環境問題が顕在化しています。これらの問題は、東浦町における活動や取組にも関係しており、私たちの暮らしへの影響も懸念されます。このため、本計画に基づく取組は、私たちの身近な環境を守ることはもちろんのこと、地球規模の環境を守ることも意識しながら行うこととします。

将来像や目標を共有し、みんなが「自分ごと」として取り組みます

環境の変化は、私たちの暮らしに影響を及ぼす身近な問題です。環境を守ることは、私たちの暮らしを守ることにもつながります。このため、本計画の将来像や目標はすべての住民・事業者・行政で共有し、みなさんが自分の問題「自分ごと」として主体的に行動するために施策に取り組むこととします。

一人ひとりができる取組を行うとともに、みんなの協働による取組も拡げます

環境を守る活動は、一人ひとりが日頃の生活の中でできることを持続的に行うとともに、住民、地域、事業所、ボランティア団体、行政など、様々な人や団体との連携や協働による取組も大切です。連携や協働により、活動の幅や内容も広がります。連携や協働による環境を守る取組を積極的に推進することとします。



3 基本目標

本計画では、環境に関する社会動向や東浦町の環境課題を踏まえ、東浦町が目指す環境の将来像の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり

【省エネルギー・地球温暖化対策の促進・脱炭素社会】

地球温暖化の主な原因とされる温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっています。このため、家庭や事業活動における省エネルギーを引き続き進めるとともに、周辺環境や生態系への影響の少ない太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーへの転換を進めることにより、二酸化炭素の排出削減、脱炭素社会の実現を目指します。

基本目標2 自然と生き物を大切にするまちづくり

【生物多様性の保全・自然共生社会】

東浦町の環境の良さは、住民の身近な場所に豊かな自然や緑があることです。このため、都市的な土地利用との調和を図りながら、自然や緑をできるだけ減らさないように努めるとともに、地域の緑化を進めます。また、地域固有の生き物や生態系を大切にするなど、生物多様性の保全、自然共生社会の実現を目指します。

基本目標3 ものを大切にしておみを出さないまちづくり

【ごみ減量・資源循環の推進・循環型社会】

ごみの減量は、ものや原材料の節約、ごみの運搬や焼却に係るエネルギーの節約、最終処分における埋め立てごみの削減、処理費用の削減など、様々な面での対策が必要不可欠になっています。このため、ものを大切にしておみを減らす、不要になったものの再利用や資源化を進めるなどにより、循環型社会の実現を目指します。

基本目標4 みんなの身近な生活環境を守るまちづくり

【公害防止・環境美化】

事業活動からの公害は、法令の整備や事業者の努力により少なくなっていますが、最近は日常生活から発生する生活型公害の発生が問題となっています。あわせて、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止や美化活動などを通じて、地域の環境美化、ごみのないきれいなまちを目指します。

基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

【環境学習・環境活動・協働】

環境を守るためには、住民や事業者の環境に対する意識や意欲がより一層向上し、活動するためのしくみや体制を整える必要があります。このため、住民が環境を学ぶ機会を増やすとともに、環境活動の多様な場や機会の充実などにより、住民・事業者・行政などの多様な主体が、連携や協働により様々な環境活動が展開されているまちの実現を目指します。

4 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関連性

SDGsは、世界規模で様々な課題を解決し、私たちの良き未来を実現するために17のゴールと169のターゲットを掲げています。これらのゴールやターゲットは、1つの施策を実施することで、相互に関連する体系とされています。

本計画の5つの基本目標の施策を推進することで、17のゴールのうち11のゴールに貢献することになります。計画の中では11のゴールについて記載していますが、環境保全の取組は、地球温暖化対策や自然環境の保全、資源循環の推進など様々に影響し、多くの波及効果も期待されることから、その他のゴールについても間接的な貢献が期待されます。

SDGsの17のゴールや169のターゲットを見据えて、本計画の施策を実施することで、環境・経済・社会の課題と問題の同時解決が期待され、地域だけでなく世界全体の持続可能なまちづくりに貢献していきます。

<本計画に関わる SDGs(11 のゴール)>

- 目標3【保健】:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4【教育】:すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標6【水・衛生】:すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7【エネルギー】:すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標9【インフラ、産業化、イノベーション】:強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標11【持続可能な都市】:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12【持続可能な消費と生産】:持続可能な生産消費形態を確保する
目標13【気候変動】:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14【海洋資源】:持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15【陸上資源】:陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標17【実施手段】:持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



5 計画の施策体系(SDGs との関係性)

将来像	基本目標	成果指標	基本施策
未来への責任 環境を大切にするまち ひがしうら	1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり     〈東浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)〉	●二酸化炭素の年間排出量 ●東浦町役場の年間電力消費量 ●公共交通「う・ら・ら」の年間利用者数 ●雨水貯留浸透施設設置補助金の年間件数 ●公共施設における再生可能エネルギー発電設備導入量	1-1 エネルギーを節約する 1-2 再生可能エネルギーを活用する 1-3 気候の変動に適応する
	2 自然と生き物を大切にするまちづくり     〈東浦町生物多様性地域戦略〉	●住民1人当たりの公園面積 ●河川・ため池の保全、親水空間の多さに対する満足度 ●遊休農地の面積 ●まちなみの美しさ、快適な住環境に対する満足度 ●自然観察会において確認した指標種の種数 ●生物多様性に関わる自然観察会等の参加者年間延べ人数 ●里山保全活動(東浦自然環境学習の森)に参加する年間延べ人数 ●学校給食の食材における地産地消率	2-1 緑や水辺の自然地を守る 2-2 地域の生態系を保全する 2-3 生活の中で自然・文化を活かす
	3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり    	●住民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ●ごみをできるだけ減らしている人の割合 ●家庭系ごみにおけるリサイクル率 ●本の年間リユース・リサイクル率 ●事業者・団体との協働による3R関連事業数	3-1 ごみを減らす、ものを大切にする 3-2 再利用・資源化を推進する 3-3 ごみを適切に処理する
	4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり    	●河川 BOD 環境基準達成率 ●典型7大公害の苦情件数 ●公共下水道整備面積 ●アダプトプログラム登録団体数 ●不法投棄の発見箇所数 ●ごみのポイ捨てや不法投棄が少ないなど、まちのきれいさに対する満足度	4-1 公害をなくす 4-2 まちをきれいに保つ
	5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり   	●町ホームページや町公式 SNS への年間情報掲載数 ●事業所への環境に関する情報の発信件数 ●自然観察会などの環境関係講座(環境教育含む)への年間延べ参加人数 ●こどもエコクラブの年間延べ参加児童数 ●環境を守ったり良くするための行動をしている人の割合	5-1 環境の状況や目標を共有する 5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む 5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す

			町の取組
			家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発／節水等に関する普及促進 環境に配慮した住宅・建築物の普及／次世代自動車の普及促進／防犯灯・交通安全灯のLED化の推進 「う・ら・ら」など公共交通の利用促進／徒歩や自転車利用の促進／高齢者の免許返納の促進 東浦町における省エネルギーの率先行動／環境に配慮した農業の推進
			自家消費型太陽光発電など再生可能エネルギー創出の促進／再生可能エネルギーの活用促進 農地を活用した農業と太陽光発電の両立についての紹介 公共施設・公有地等におけるPPA等を活用した太陽光発電の創出・活用の推進 カーボンクレジットの活用推進
			クールシェア、ウォームシェアの普及／熱中症予防対策の推進 グリーンインフラ推進による防災・減災の推進と雨水流出抑制の推進 豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進／災害時における情報伝達手段の充実 災害時応援協定の締結／災害廃棄物への対応／上下水道施設の整備と維持管理 農業者への普及啓発／農業施設等の適切な整備推進／事業所における事業継続計画(BCP)の推進
			公園・緑地の整備及び適切な管理の推進／公共施設における緑化の推進 民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進／河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進 緑や水辺の自然地の普及啓発／農業生産の場所としての農地の活用 地域の特性を活かした景観形成の推進
			生物多様性の価値の普及強化／外来種対策の強化／生態系に配慮した植物種の選定 オニバスなどの地域の希少種保護、指標種の保全 住民による生物の生息状況調査、自然観察機会などの拡大
			里山保全活動の促進／地域の大切な緑地としての東浦自然環境学習の森の管理・運営 東浦自然環境学習の森における里山体験、自然体験などの促進／保存樹木・保存樹林の指定・保護育成 東浦町農産物の地産地消の促進／森林環境譲与税等を活用した木質利用等の推進 歴史・文化遺産、伝統行事の継承・活用
			家庭系可燃ごみ処理有料化の継続／家庭系ごみ減量の普及・啓発 事業所に対するごみ減量の指導、普及・啓発／プラスチックの使用抑制 バイオプラスチックの普及・活用促進／食品ロス削減の促進
			ごみ分別の周知の徹底／協働による資源ごみ回収の促進／本のリユース・リサイクルの推進 プラスチック資源循環の推進／事業者協働によるサーキュラーエコノミーの推進
			家庭系一般廃棄物の適切な収集、運搬の実施／ごみ処理過程の住民への情報提供 住民生活に対応した分別・収集体制の構築
			各種環境測定の実施による環境状況の監視／公害防止協定の締結促進、公害防止や環境測定に対する協力要請 特定施設・特定建設作業などの届出の徹底／悪臭を排出する事業所からの届出の徹底 土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導の推進／公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽の設置・適正管理の促進 生活排水の浄化の促進／日常生活からの公害の発生防止
			ごみのポイ捨て防止の啓発／地域や事業者との協働による美化活動の促進・支援 アダプトプログラムによる美化活動の推進／不法投棄のパトロール強化 産業廃棄物処理施設に対する監視の実施
			「東浦町の環境」の公表 町広報紙、町ホームページ、町公式SNSの活用による環境情報の発信
			NPO・ボランティア団体などによる環境活動の促進／多様なグループによる環境活動の促進 環境学習や環境イベントの開催の支援／こどもエコクラブ活動の推進 小中学校における環境教育の推進／ユネスコスクールの活動支援／環境学習につながる生涯学習講座の開催 出前講座による環境学習機会の提供／図書館における環境図書の充実／環境活動の担い手の育成 環境に関するイベントや環境学習情報の集約発信
			東浦町版環境7S運動の推進／環境にやさしい暮らし方やエコライフの紹介 環境にやさしい事業活動や働き方の推進／コンパクトなまちづくりの推進

第5章 東浦町の環境を守る基本施策

第6章 東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び東浦町地域気候変動
適応計画に位置づけた施策（緩和策、適応策）に該当する町の取組について、
緩和策は **へらす**、適応策は **そなえる** を併記

基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり 【省エネルギー・地球温暖化対策の促進・脱炭素社会】

- 東浦町において排出される温室効果ガス(二酸化炭素)を減らします。
- 東浦町におけるエネルギーの使用量を減らします。
- 東浦町で使用するエネルギーについて、再生可能エネルギーへの転換を促進します。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項 目	実績値 (2023 年度)	最終目標 (2030 年度)	担当課
二酸化炭素の 年間排出量	313 千 t-CO ₂ (2020 年度※)	182 千 t-CO ₂	環境課
東浦町役場の 年間電力消費量	241,439kWh/年	225,000kwh/年	環境課
公共交通 「う・ら・ら」の 年間利用者数	255,658 人/年	260,000 人/年	都市整備課
公共施設における再生可能 エネルギー発電設備導入量	46.01kW	300.0kW	環境課

※「二酸化炭素の年間排出量」の最新の実績値は 2020 年度となります。

※「二酸化炭素の年間排出量」の最終年度の目標値は 2013 年度の排出量から 50%削減する数値としています。



東浦町運行バス「う・ら・ら」



ソーラーLED 街路灯(三丁公園)



1-1 エネルギーを節約する



<施策の方向性>

地球温暖化対策のためにはエネルギー消費量の削減が必要です。灯油・ガソリンなどの化石燃料の燃焼や電気・ガス・水道などの使用が、二酸化炭素などの温室効果ガスを増加させ、地球温暖化に影響するとされています。省エネルギーのためには住民・事業者・行政の日頃の取組の積み重ねが大切です。自動車や家電製品の省エネルギー化や住民・事業者・行政の意識向上が進み、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。省エネルギーに向けて、低炭素型の生活スタイルや事業活動、まちへの変革を図っていきます。

家庭や事業所による行動、省エネルギー型機器や省エネルギー性能の高い住宅・建物の普及・導入促進とともに、公共交通機関の利用や徒歩・自転車による自動車利用の抑制など、東浦町内で使用するエネルギーの徹底した削減を図ります。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発 へらす	省エネルギー行動の普及のため、省エネルギーの取組事例や取組効果などを住民や事業者から募り、広く情報共有を行うなど、効果的な普及啓発を進めます。	環境課 商工農政課
節水等に関する普及促進 へらす そなえる	節水は、浄化・汚水処理に関わるエネルギーの削減に効果があり、二酸化炭素の削減につながるとともに湯水対策にもなることから、住民・事業者に対して節水を呼びかけます。	水循環管理課
環境に配慮した住宅・建築物の普及 へらす	「愛知県建築物環境配慮制度～CASBEE あいち～」 「あいちエコ住宅ガイドライン」などの紹介を通じて、環境にやさしい建築物・住宅を普及します。新築では、省エネと再エネで建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする ZEH や ZEB など、省エネ性能の高い住宅・建築物を普及します。	建築施設課
次世代自動車の普及促進 へらす そなえる	次世代自動車（電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車など）を広報などで紹介し、ガソリン車からの切り替えを促進するとともに、公共施設に電気自動車充電設備などの設置を推進します。	行政課 環境課
防犯灯・交通安全灯の LED 化の推進 へらす	道路に設置している防犯灯や交通安全灯について、引き続き LED 照明への切り替えを推進します。	土木管理課
「う・ら・ら」など公共交通の利用促進 へらす	「東浦町地域公共交通計画」に基づき実施した「う・ら・ら」の路線再編や利便性向上の取り組みを、町公式 SNS や乗り方教室を通して広く周知し、利用促進に繋げます。	都市整備課
徒歩や自転車利用の促進 へらす	自動車利用を減少させるため、自転車や徒歩移動を促進するとともに、歩道・自転車通行帯などの確保に努めます。	環境課 建設企画課 土木管理課
高齢者の免許返納の促進 へらす	交通安全性の向上のため、高齢者による運転免許証の自主返納を促進します。	住民自治課

取組名	取組内容	主な担当課
東浦町における省エネルギーの率先行動 へらす	東浦町の職員、関係施設における省エネルギーの取組を徹底させるとともに、公共施設における省エネルギー機器の導入、照明の LED 化、積極的な再生可能エネルギーの導入、省エネ改修や ZEB 化の検討、公用車における次世代自動車の導入等を推進します。(第3次東浦町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を推進します。)	財政経営課 環境課 各公共施設管理者
環境に配慮した農業の推進 へらす	農業分野において生物多様性保全や地球温暖化防止等に貢献するため、環境に配慮した営農活動である有機農業、堆肥の施用等を推進します。	商工農政課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・家庭での省エネルギー行動の習慣化 ・家電製品や照明などの省エネルギー型への切り替え ・新築・改築時における ZEH 化など省エネ性能の高い住宅の検討 ・既存住宅の開口部や壁などの断熱改修 ・移動における公共交通機関の利用、マイカー利用の抑制 ・マイカーの次世代自動車への切り替え、エコドライブの実施	・事業活動の省エネルギー化 ・事務機器や照明などの省エネルギー型への切り替え ・省エネ診断等による運用改善や設備更新 ・新築・改築時における ZEB 化など省エネ性能の高い建築物の検討 ・事業活動や通勤における公共交通機関の利用、社用車利用の抑制 ・社用車の次世代自動車への切り替え、エコドライブの実施	・公共施設における率優先的な省エネルギーの取組 ・公共施設における省エネルギー型機器の導入 ・公共施設の新築・改築時における ZEB 化の検討 ・公用車への次世代自動車の導入 ・省エネルギーや地球温暖化防止の取組や技術に関する住民・事業者への情報提供

J-クレジット制度(カーボンプレジット)

< 省エネルギー行動の取組や再生可能エネルギーの活用促進につながる仕組み >

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

認証されたクレジットは、購入することができ、企業のカーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

出典:J-クレジット制度ホームページ





1-2 再生可能エネルギーを活用する



<施策の方向性>

温室効果ガスの削減のためには、省エネルギー化を進めるとともに、エネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーに切り替えていくことが必要不可欠となります。東浦町内では、住民・事業所意識調査の結果を見ても、太陽光発電システムの導入に前向きな住民や事業者が多いと考えられることから、町が率先的に再生可能エネルギーの導入に取り組み、その取組について積極的に情報発信を行うとともに、住宅・事業所に対する啓発や支援を推進することで、東浦町内における再生可能エネルギーの創出や活用を加速します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
自家消費型太陽光発電など再生可能エネルギー創出の促進 へらす そなえる	再生可能エネルギーの導入に関する情報提供などを通じて、自然環境や近隣の生活環境に影響を及ぼさない範囲で、建物の屋根などを活用した太陽光発電などの再生可能エネルギーの創出を促進します。	環境課
再生可能エネルギーの活用促進 へらす	卒 FIT を迎えた太陽光発電から創出される電力について、非常時の電源としても活用可能な自家消費を進めるなど、情報提供などを通じて地域内での活用が進むよう普及啓発します。また、再生可能エネルギーを活用した電力購入などの情報提供などを通じて、住民や事業者による再生可能エネルギーの活用を促進します。	環境課
農地を活用した農業と太陽光発電の両立についての紹介 へらす	遊休農地の拡大防止にも資する営農型太陽光発電について、近隣の環境に影響を及ぼさない範囲での取組を紹介し、取組を促進します。	商工農政課
公共施設・公有地等における PPA 等を活用した太陽光発電の創出・活用の推進 へらす	初期投資なしで発電設備を設置でき、その電気を利用することで電気料金と二酸化炭素を削減できる PPA 等のしくみを活用し、東浦町が管理する施設の屋上や敷地内など公共施設等を活用した太陽光発電の導入を検討します。	環境課 各公共施設管理者
カーボンクレジットの活用推進 へらす	再生可能エネルギー等の導入による二酸化炭素削減量を環境価値としてクレジット化する、J-クレジット制度の活用を推進します。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
- 再生可能エネルギーへの理解 - 住宅における太陽光発電や蓄電設備などの機器の導入 - 卒 FIT 電源の活用 - 再生可能エネルギーによる電力の選択 - カーボンクレジットへの参加	- 再生可能エネルギーへの理解 - 事業所・事業用地における太陽光発電や蓄電設備などの機器の導入 - 事業活動での再生可能エネルギーによる電力の選択 - カーボンクレジットの活用	- 住民や事業者の太陽光発電設備導入にかかる補助などの支援 - PPA 等を活用した公共施設等での積極的な導入検討 - 公共施設等への再生可能エネルギー導入による災害対応力の強化 - 住民・業者などに対する再生可能エネルギーに関する情報提供 - カーボンクレジットの活用推進

※再生可能エネルギー：石油や石炭、天然ガスなど有限な化石エネルギーではなく、太陽光や風力、水力、地熱などの地球資源の一部など自然界に存在するエネルギー。

※卒 FIT：再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)による買取期間が満了すること。



1-3 気候の変動に適応する



<施策の方向性>

地球温暖化の進行により、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などの影響が現れており、今後も拡大する恐れがあり、私たちの生活などへの影響が懸念されます。このため、地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」とともに、気候変動への「適応策」を推進します。

今後も発生が予想される極端な気温上昇や集中豪雨などの気候・気象状況の変化から、住民の生活や健康、東浦町内の事業活動を守るための取組を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
クールシェア、ウォームシェアの普及 そなえる	急激な気候変動への対応とともに、省エネルギーのため、夏季に冷房、冬季に暖房の効いた公共施設や商業施設などで住民が時間を過ごすことを促進します。そのため、住民が利用可能な「シェアスポット」を公共施設や商業施設などで確保するとともに、住民への情報提供、利用促進を行います。	環境課 各公共施設管理者
熱中症予防対策の推進 そなえる	夏季の熱中症被害の増加が懸念されるため、クーリングシェルトアや熱中症普及団体の指定等を行うとともに、熱中症予防対策を、広報などを通じて普及・啓発します。	健康課 環境課
グリーンインフラ推進による防災・減災の推進と雨水流出抑制の推進 そなえる	集中豪雨や局地的大雨などの災害に対応するため、森林、農地、ため池、緑地、雨水浸透施設等の整備や維持管理を行うとともに、雨水流出抑制及び浸水対策を推進し、雨水の利用・節水意識の向上を図ります。	商工農政課 都市整備課 土木管理課 水循環管理課 各公共施設管理者
豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進 そなえる	集中豪雨や局地的大雨などによる災害を減らすため、河川などの治水や斜面地の土砂災害対策等、各種防災対策を引き続き行います。	防災課 土木管理課 水循環管理課
災害時における情報伝達手段の充実 そなえる	町ホームページ、町公式SNS、防災行政無線等の様々な媒体や手段を活用しながら、気象庁や町からのプッシュ型の情報として、気象予警報や避難情報、避難所の開設状況などを発信します。	防災課
災害時応援協定の締結 そなえる	市町村間の相互応援協定をはじめ、民間事業者等と各種防災活動に対する応援協定を締結し、大規模災害に備えます。	防災課
災害廃棄物への対応 そなえる	「東浦町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理を行い、生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進します。	環境課
上下水道施設の整備と維持管理 そなえる	老朽化した水道施設・污水施設・雨水施設の更新を計画的に行い、水の安定供給や下水道の安定運用に努めます。	水循環管理課

基本目標 1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり
【省エネルギー・地球温暖化対策の促進・脱炭素社会】

取組名	取組内容	主な担当課
農業者への普及啓発 そなえる	気候変動による影響や適応策について、関係機関と連携しながら農業者への普及啓発を進めます。	商工農政課
農業施設等の適切な整備推進 そなえる	農業用排水機場やため池等の適正な維持管理を行い、機能確保、被害軽減を図ります。	土木管理課
事業所における事業継続計画(BCP)の推進 そなえる	中小企業活性化補助金等を活用して、東浦町内の中小事業所における事業継続計画(BCP)の策定や計画に基づく対策を推進します。	商工農政課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・気候変動や適応策に対する関心と理解 ・気候変動や適応策に関する情報収集 ・自らの安全確保のための気候変動適応行動を実施 例)暑さ指数の確認、猛暑時に外出を控えたり水分をこまめにとる、防災訓練への参加等	・気候変動や適応策に関する情報収集 ・事業活動の継続のための気候変動適応策の実施 例)従業員の熱中症対策、災害に備えた事業継続計画(BCP)の策定、高温に強い品種や栽培方法の選択等 ・住民の安全確保のための取組への協力 例)クーリングシェルターへの協力、防災協定の締結協力等	・猛暑対策、災害対策など、生活や産業に必要な気候変動適応策の推進 ・住民・事業者の気候変動適応策の取組支援 ・関係機関等との連携による気候変動や適応策に関する情報の把握 ・住民・事業者への気候変動に関する情報の積極的な発信

基本目標2 自然と生き物を大切にするまちづくり

【生物多様性の保全・自然共生社会】(東浦町生物多様性地域戦略)

-  自然地の面積や緑の量を減らさないようにします。
-  地域の在来種を保護し、特定外来生物を侵入防止、駆除します。
-  暮らしと自然・文化との関係を深めます。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項 目	実績値 (2023 年度)	最終目標 (2030 年度)	担当課
住民 1 人当たりの 公園面積	8.0 m ² /人	8.3 m ² /人	都市整備課
河川・ため池の保全、親水 空間の多さに対する満足度※	19.9%	30.0%	土木管理課
遊休農地の面積	30.0ha	12.0ha	商工農政課
まちなみの美しさ、快適な 住環境に対する満足度※	28.0%	35.0%	環境課 都市デザイン課
自然観察会において 確認した指標種の種数	26 種	36 種	環境課
生物多様性に関わる自然観察 会等の参加者年間延べ人数	120 人 (2022 年度)	↗	環境課
里山保全活動(東浦自然環境 学習の森)に参加する 年間延べ人数	2,515 人/年	↗	環境課
学校給食の食材における 地産地消率	43.0%	50.0%	教育課 商工農政課

※満足度:住民アンケートにおいて「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

東浦町生物多様性地域戦略

基本目標2は、生物多様性基本法(平成 26 年法律第 58 号)第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」と位置づけ、「東浦町の環境を守る基本計画」と統合して策定しています。

なお、生物多様性基本法第 13 条第2項に定める項目については、以下のとおり定めます。

(1)対象とする地域

東浦町内全域とします。

(2)生物多様性地域戦略の目標

基本目標2

『自然と生き物を大切にするまちづくり』

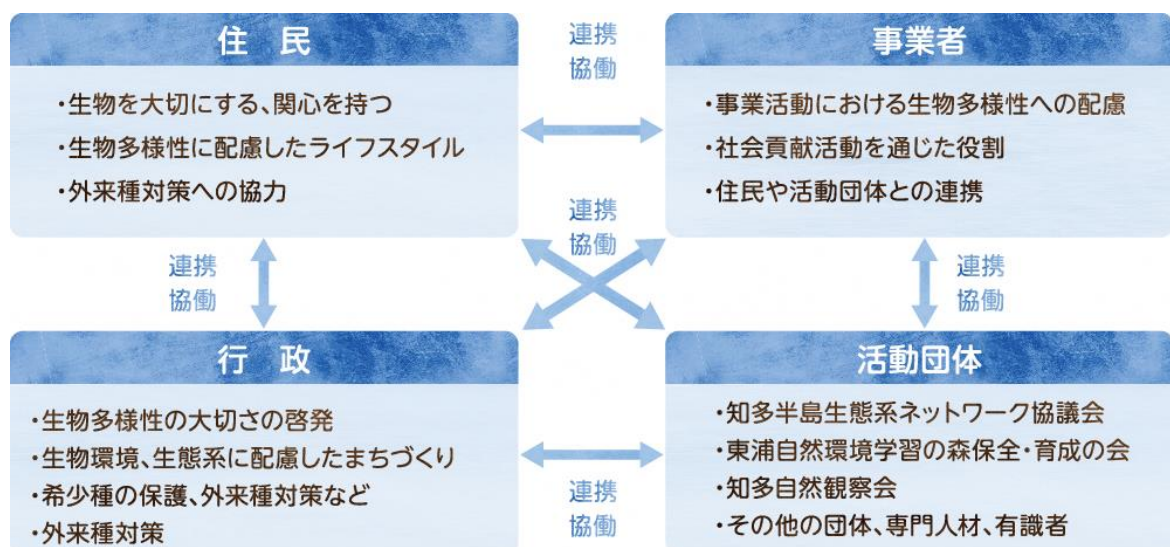
(3)主な取組

第5章の基本目標 2「自然と生き物を大切にするまちづくり」における「2-1緑や水辺の自然地を守る」、「2-2地域の生態系を保全する」、「2-3生活の中で自然と文化を活かす」の町の取組、住民・事業者・行政の協働における役割が該当します。

(50 ページから 54 ページ参照)

(4)推進方法

住民、事業者、行政などの多様な主体が、以下の役割を踏まえて、連携・協働により取組を行います。また「知多半島生態系ネットワーク協議会」や「知多自然観察会」など、知多半島における活動団体とも連携しながら、様々な取組を行います。





2-1 緑や水辺の自然地を守る



<施策の方向性>

東浦町の山林・農地・水辺などの自然地は生態系の保全や景観形成などにとって大切であり、愛知県西部における緑と水のネットワークの一翼を担っています。これらの自然地は市街化などにより減少傾向が続いていることから、山林や農地を減らさないことや適切な保全・管理や耕作などにより、自然地の保全や再生を図ります。

暮らしに身近な自然としては、公園や施設の緑化が大切です。公園や施設の緑は快適な住環境の確保にも貢献します。このため、公園や緑地の計画的な確保に努めるとともに、施設内の植栽、生け垣や花壇の設置、屋上や壁面緑化などの多様な方法により、市街地内の緑の増加に努めます。その際には、町の花であるウノハナや在来種の活用などにより、東浦町らしい緑化に努めます。

河川やため池などの水辺環境も東浦町の特色です。住民の水辺に対する満足度はあまり高くないことから、自然地としての保全に努めるとともに、治水・防災対策も図りながら、親水性に配慮した環境整備、住民や事業者との協働による保全・管理活動を促進します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
公園・緑地の整備及び適切な管理の推進 へらす	市街地内の緑地、地域の憩いの場、災害時の拠点などの機能を有する公園・緑地や緑道の計画的な整備及び維持管理を行います。また、開発事業において公園・緑地を適切に整備し、緑の空間を創出するように努めます。	都市整備課
公共施設における緑化の推進 へらす	道路・河川敷、学校、その他東浦町が管理する公共施設において、植栽や花壇の整備などの多様な方法により、積極的に緑化を行い、緑や花の増加を図ります。	各公共施設管理者
民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進 へらす	民有地の建物や敷地に対し、生け垣、屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンなどの多様な方法により、緑化を促進します。	都市整備課
河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進 へらす	大雨時における雨水流出の抑制などの治水・防災対策を図りつつ、河川・ため池の管理を実施するとともに、住民や事業者との協働による自然地の保全に努めます。	土木管理課
緑や水辺の自然地の普及啓発 へらす	東浦町内の緑や水辺など自然とふれあえる場や機会を創出したり情報発信を行い、東浦町内の自然地を身近に感じられるようにします。	環境課 都市整備課
農業生産の場所としての農地の活用 へらす	遊休農地対策事業を活用して、農業の生産性が低い遊休農地の解消や農地の有効活用を働きかけます。また、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)を策定し、農地の効率的な活用を推進します。	商工農政課
地域の特性を活かした景観形成の推進	「東浦町景観計画」の普及に努め、景観に配慮した整備や修景を推進します。また、景観法及び東浦町景観条例に基づく事前協議及び届出を通じて地域の特性を活かした美しいまちなみの形成に事業者などと共に取り組めます。	都市デザイン課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・公園管理や自然地の保全などの活動への積極的な参加 ・住民主体での身近な場所での自然と親しむ機会づくり ・自宅の庭への緑化や花植え ・地域の緑化の取組への参加	・開発事業における公園・緑地の整備への協力 ・事業所敷地内における緑化や花壇の設置、屋上・壁面緑化 ・地域主体の自然地の保全などの活動に社会貢献として参加 ・農業者は農業生産の場としての農地活用の継続	・土地所有者との協力による山林の保全の促進 ・住民や事業者との協働による自然地の保全活動の促進、住民が自然とふれあう機会づくり ・開発事業者との協議による公園・緑地の整備 ・住民との協働による公園・緑地の管理 ・公共施設における緑化、民有地の緑化の啓発 ・河川やため池における自然性の保全・創出 ・活用促進や担い手育成を通じた遊休農地の増加防止



於大公園



東浦町内の農地



2-2 地域の生態系を保全する



<施策の方向性>

東浦町には自然地を中心に多くの生物が生息していますが、自然地が減少する中で生物の生息場所は減少しており、その進行を食い止めるための保全・再生が急務となっています。環境にとっては、地域に生息する生物の群集とこれを取り巻く環境全体である「生態系」と、様々な生物の種類が存在する「生物多様性」が大切になることから、これらの重要性の理解促進や活用の普及を進めるとともに、東浦町における生物の状況を把握しながら、希少種や指標種を中心とした生物、生態系の保全のための取組を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
生物多様性の価値の普及強化 そなえる	生物多様性の概念や、保全、活用する事の大切さを普及する情報発信やイベントなどの普及活動を行い、生物多様性への関心の向上を図ります。	環境課
外来種対策の強化 そなえる	外来種による在来種への影響を防止するため、特定外来生物を住民に周知し、外来種被害予防三原則(入れない、捨てない、拡げない)を啓発するとともに、協働による外来種対策を促進します。	環境課
生態系に配慮した植物種の選定	公園・緑地や水辺において植栽を行う場合は、生態系や生物多様性に配慮し、地域の在来種などの選定に努めます。	都市整備課
オニバスなどの地域の希少種保護、指標種の保全 そなえる	絶滅危惧種であるオニバスの保護活動を住民協働により行うとともに、その他の希少種や指標種についても住民などからの情報をもとに整理し、保護の方策を検討します。	環境課 都市整備課
住民による生物の生息状況調査、自然観察機会などの拡大	東浦自然環境学習の森や河川などにおいて自然観察会を開催するとともに、自然観察会の機会に、専門家や住民との協働により生物の生育・生息状況を確認し、その結果を適切な範囲で公表します。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
- 生態系や農業・森林資源の持続性に配慮した製品の購入 - 生物多様性に配慮したライフスタイルの実践 - 生物を大切にするとともに、外来種対策への協力	- 事業活動における生物多様性の保全への配慮 - 住民や地域活動への協力 - 社会貢献活動における生物多様性保全の取組	- 生態系や生物多様性の大切さの普及、土地所有者などと協力した生物生育環境の保全 - オニバスなど希少種の保護 - 特定外来生物の早期発見、侵入防止、駆除などの取組



2-3 生活の中で自然・文化を活かす



<施策の方向性>

東浦町の山林は、かつては生活に密着した「里山」であり、その価値を再認識して保全する場所として東浦自然環境学習の森が整備されました。今後も、住民・事業者の参加による保全活動を継続・拡大していくとともに、住民・事業者によるその取組を広く普及します。農業については、住民との関係性を強化しながら農地保全につなげるため、農業体験の促進や東浦町産農産物の消費拡大などを図ります。

東浦町には国指定文化財の入海貝塚をはじめとして、7 件の県指定文化財、25 件の町指定文化財があります。町指定の「極楽寺の楠」、「伊久智神社大楠の森」、「地蔵院のイブキ」は、天然記念物の樹木として保全されています。これらの指定文化財をはじめ、各地区の文化遺産について地域の生活との調和を図りながら、次世代に保存・継承します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
里山保全活動の促進 へらす	住民が里山の自然に触れて楽しみながら利活用することを目指し、住民・事業者・活動団体などとの協働による里山保全活動を促進します。	環境課 都市整備課
地域の大切な緑地としての東浦自然環境学習の森などの管理・運営 へらす	緒川地区の新池周辺の東浦自然環境学習の森などについて、生物多様性を保全し、人と自然の関係を学ぶ東浦町の象徴的な場として、持続的に利活用を図るための管理・運営を行います。	環境課 都市整備課
東浦自然環境学習の森における里山体験、自然体験などの促進	東浦自然環境学習の森において、活動団体と連携しながら、自然観察、里山管理、里山体験など、多様な世代が参加したくなるようなプログラムを充実します。	環境課
保存樹木・保存樹林の指定・保護育成 へらす	「東浦町樹木等保存要綱」に基づき、保存樹木及び保存樹林を指定し、その保護育成を支援します。	都市整備課
東浦町産農産物の地産地消の促進	東浦町産農産物を住民にPRし、購入や消費を促進します。また、学校給食及び保育園における東浦町産農産物の使用拡大に努めます。	教育課 子育て支援課 商工農政課
森林環境譲与税等を活用した木質利用等の推進 へらす	森林環境譲与税等を活用し、公共施設等における木質利用を推進します。また、里山整備等における森林環境譲与税等の活用について検討します。	都市整備課
歴史・文化遺産、伝統行事の継承・活用	地域の自然とともに育まれてきた、指定文化財をはじめとした歴史・文化遺産や、地域のまつりなどの伝統行事の保存・継承を行うとともに、郷土の歴史や文化を住民や来訪者に解説・案内するボランティアを育成・活用します。	観光交流課

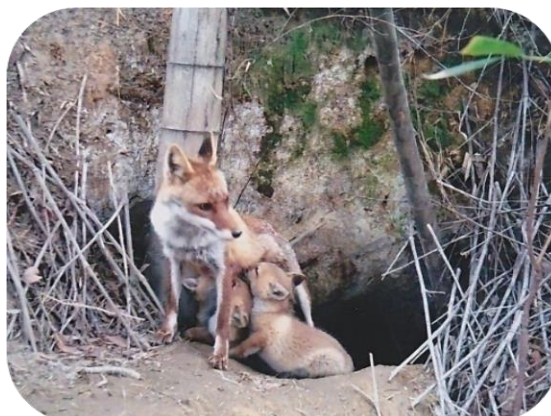
<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・東浦自然環境学習の森など里山の保全や活用・自然体験などへの参加 ・地域の農業への理解、東浦町農産物の購入や地産地消 ・地域の歴史・文化遺産に関心をもち、保存・継承や活用に協力	・東浦自然環境学習の森などの里山の保全活動への参加・協力 ・事業活動や従業員による東浦町農産物の活用や地産地消 ・事業活動における歴史・文化遺産や伝統行事の保存・継承への協力	・東浦自然環境学習の森などにおける住民が里山保全や自然体験できる場や機会の提供 ・学校給食やその他行政活動における東浦町農産物の活用 ・歴史・文化遺産の保存・継承 ・地域に伝わる伝統行事の保存・継承のための活動支援 ・歴史・文化遺産に関する情報発信、ガイドボランティアの育成

東浦自然環境学習の森

東浦自然環境学習の森は、南北に細長く、北西と南西に丘があつて、中央が谷になっています。谷の部分には、新池という池や水田、草地があります。北西の丘は、竹林とクスノキの森が広がっています。南東の丘は、コナラの多い森があります。これらの水田や森林はまとめて里山の風景をかたちづくっています。ここには、カブトムシやトンボなどの昆虫、カモ、カワセミなどの鳥、タヌキ、キツネなどがいます。東浦自然環境学習の森は水と緑に恵まれ、たくさんの種類の生き物が住んでいる貴重な場所です。

東浦自然環境学習の森では、住民が主体となって「保全・育成の会」が設立され、竹の伐採や伐採した竹を活用した竹炭や竹灯籠づくり、水辺を守るために行う稲作、込み入った森林の間伐、生き物調査などを通して、里地里山を再生・保全するために活動を行っています。



基本目標3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり 【ごみ減量・資源循環の推進・循環型社会】

-  ごみの総排出量を減らします。
-  資源ごみの割合を増やし、可燃ごみ・不燃ごみを減らします。
-  埋め立てなどによるごみの最終処分量を減らします。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項 目	実績値 (2023 年度)	最終目標 (2030 年度)	担当課
住民 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	448g	↘	環境課
ごみをできるだけ減らして いる人の割合	74.8%	80.0%	環境課
家庭系ごみにおける リサイクル率	20.7%	↗	環境課
本の年間リユース・ リサイクル率	本 94.5%/年 雑誌 89.9%/年	本 95.0%/年 雑誌 90.0%/年	学び支援課
事業者・団体との協働 による3R 関連事業数	5 事業 (2024 年度)	6 事業	環境課



3-1 ごみを減らす、ものを大切にする



<施策の方向性>

家庭系可燃ごみ処理の有料化以降、家庭からの1人当たりごみ排出量は減少傾向にありますが、今後も引き続き、不要なものの再利用及び資源化の促進とともに、レジ袋や過剰包装などごみの元になるものを受け取ることを控える、本当に必要な分だけ買う、使い捨てのものを使わない、ものを大切に使うライフスタイルを啓発するなど、ごみの発生そのものを減らす取組を促進します。

事業活動から排出する事業系一般廃棄物について、事業者への指導・啓発などにより、減量化に向けた取組を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
家庭系可燃ごみ処理有料化の継続 へらす	ごみ減量化に向けて、2019年4月より実施している家庭系可燃ごみ処理有料化について、その効果などを検証しながら、実施を継続します。	環境課
家庭系ごみ減量の普及・啓発 へらす	ごみ減量化、ごみを出さない生活習慣への改善について、地域活動と連携してわかりやすく情報提供し、住民に呼びかけます。	環境課
事業所に対するごみ減量の指導、普及・啓発 へらす	事業所に対して、事業活動から発生するごみの減量化について、指導や啓発などを行います。	環境課 商工農政課
プラスチックの使用抑制 へらす	マイバック持参、包装容器簡素化や食品トレイ削減、使い捨てプラスチックの使用抑制について、住民や小売店などに協力を呼びかけ、取組成果を公表して住民と共有します。	環境課
バイオプラスチックの普及・活用促進 へらす	レジ袋、包装材、食品トレイなどにおいて、生物資源を原料とする地球にやさしいバイオプラスチックの活用を普及します。	環境課
食品ロス削減の促進 へらす	使いきれ的分だけ買う、つくり過ぎない、残さず食べるなどの食品ロスを減らす行動や方法、期限表示の正しい理解について町広報紙や町ホームページなどで周知するとともに、関係団体や事業者等との連携によるフードドライブなどの食品ロス削減の取組を進めます。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・ごみ減量・分別への積極的な取組 ・買い物時の過剰な包装の辞退 ・マイボトルの持参・活用 ・物を買過ぎない・大切にする、食材を無駄なく使うなどの暮らし方の選択	・事業活動から出るごみの減量・分別の徹底 ・簡易包装、使い捨ての容器の削減、食品廃棄の減量などにつながる商品やサービス提供	・ごみ減量・分別徹底の住民や事業者への広報・周知 ・マイバックやマイボトルの普及・推奨 ・食品ロス削減、包装容器簡素化、ペーパーレスなどの取組の促進



東部知多クリーンセンター(エコリ)



東浦町内ごみステーション(資源ごみ回収の様子)



3-2 再利用・資源化を推進する



<施策の方向性>

自身が不要なものを必要とする人に渡すリユース(再使用)や、物を共用するシェアリング等の取組、事業者と連携したリサイクル(再生利用)の促進などを図ります。また、家庭や事業所から出されるごみについて、住民や事業者に対する分別の徹底の普及、資源ごみとしての適切な回収を引き続き行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
ごみ分別の周知の徹底 へらす	資源ごみの分別方法や出し方を子ども、転入者、外国人などにもわかりやすく情報提供し、分別の徹底を促進します。	環境課
協働による資源ごみ回収の促進 へらす	地域団体との協働による資源ごみ回収を促進するとともに、事業所、小売店などとの協働により回収場所の多様化に努めます。	環境課
本のリユース・リサイクルの推進 へらす	図書館で除籍した本を、町内保育園や児童館などに優先的に配布し、利用を推進します。また、住民への譲渡会については、本の残数によって場所を移動する等工夫し、本の再利用を促進します。	学び支援課
プラスチック資源循環の推進 へらす	プラスチック製容器包装の分別収集を継続するとともに、現在拠点回収を実施している製品プラスチックについて、適切な回収の方法を検討します。また、使えるものはリユースに、使えないものは資源として再生利用するためのリサイクルを進めます。	環境課
事業者協働によるサーキュラーエコノミーの推進 へらす	資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止と資源・製品の価値の最大化を目指す「サーキュラーエコノミー(循環経済)」の考え方を啓発し、推進します。また、中部国際空港株式会社との連携協定による廃食用油を SAF(持続可能な航空燃料)に循環する取組や、「メルカリ Shops」を活用した粗大ごみ等の販売、ペットボトルの水平リサイクル、摘果びどうの活用など、町と事業者との連携・協働による資源循環を進めます。	環境課 商工農政課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
- 資源ごみの分別、ごみステーションなどへの適切な排出 - バザーなどへの参加、リサイクル品の積極的な活用	- 事業活動から排出されたごみの分別徹底、資源化への協力 - 住民によるバザーやリサイクルなどへの協力	- 住民協働による資源ごみの回収、再使用、資源化の推進 - 住民やコミュニティによる資源ごみ回収活動に対する支援



リサイクルフェア(東浦町中央図書館)



使わなくなったプラスチック製おもちゃの回収

中部国際空港株式会社との連携による廃食用油から SAF(持続可能な航空燃料)への循環する取組

東浦町では、中部国際空港株式会社と循環型社会の実現に向けた連携に関する協定を締結し、家庭などから廃食用油を回収し、SAF(航空機燃料)に循環させる取組を進めています。

これは、空港会社と自治体が一体となって廃食用油の回収から国産 SAF 製造へつなげる『全国初』の取組です。

この取組により、町民の皆さんの資源化意識の向上と、更なる廃食用油の資源化が期待できます。



出典:中部国際空港株式会社プレスリリース

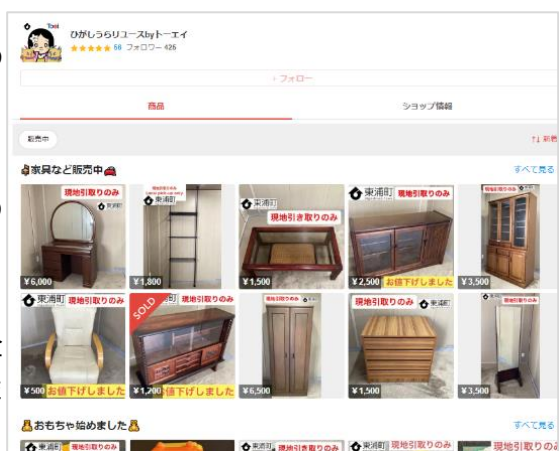
「メルカリ Shops」を活用した粗大ごみ等の販売

東浦町では、2024 年 4 月から「メルカリ Shops」を活用して、「まだまだ使用できる」粗大ごみや、使われなくなった東浦町役場の備品等を販売しています。

これまで戸別回収された粗大ごみは、東部知多クリーンセンターで破碎・焼却処分されていましたが、その中には「まだまだ使用できる」ものも多い状況でした。そこで、リユース可能なものを町内の事業者が選定、清掃した上で、「メルカリ Shops」で販売しており、全国的にみても先進的な取組として注目を集めています。

【ショップ名】ひがしうらリユース by トーエイ

上記のサイトから、出品された物を閲覧・購入できます。(商品は現地引取のみ)



「ひがしうらリユース by トーエイ」ページ

「摘果ぶどう」が新たな商品に生まれ変わっています

東浦町では特産品である「ぶどう(巨峰等)」の栽培が盛んです。この、成熟した良いぶどうをつくる過程で間引きして捨てられてしまう「摘果ぶどう」は、骨の形成を促進するポリフェノールなどのフィトケミカルを含み、栄養が豊富で、捨てるのにはもったいない資源です。

この、「摘果ぶどう」を活用した商品開発が、町内の飲食店や事業者で進んでいます。



東浦町オリジナルクラフトビール「東浦リボンビール」



摘果ぶどうからつくられたタンブラー



3-3 ごみを適切に処理する



<施策の方向性>

ごみの収集場所であるステーション(以下、「ステーション」といいます。)などの管理、運搬、東部知多クリーンセンターによる焼却や粉砕、最終処分場での埋め立て、資源ごみの再生利用など、それぞれの過程を適切に行うことにより、ごみ処理を円滑に行います。事業活動による一般廃棄物は、各事業者が東部知多クリーンセンターへの運搬や資源化していますが、今後も事業者による適切な実施を指導・啓発します。

ごみについては、ステーションに出したり、処理業者に引き渡した段階で自分の手から離れますが、ごみの減量や環境保全のためには、ものの取得時から不用になってごみとして出して処理されるまでの全体について、「自分ごと」として関心を持つことが大切であることから、ごみ処理の過程について、住民の理解が深まるための取組を推進します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
家庭系一般廃棄物の適切な収集、運搬の実施	地域との協働によりステーションの管理を適切に行うとともに、ステーションから東部知多クリーンセンターなどへの運搬を適切かつ合理的に実施します。	環境課
ごみ処理過程の住民への情報提供	ごみに関する住民の関心を高めるため、ごみの排出・収集から運搬、焼却処分・粉砕処分、最終処分、資源化などの流れについて、それぞれの実施状況に関する情報提供を行います。	環境課
住民生活に対応した分別・収集体制の構築	燃えるごみを所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯へのごみ出し支援の拡充や、誰もが資源を出しやすい回収手法の検討など、多様な住民生活に対応できる効果的な分別・収集体制の構築に取り組みます。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・地域によるステーションの適正管理・運営への協力 ・ステーションに出すところから最終処分や再生利用の一連のごみ処理過程への意識向上	・事業活動により発生する廃棄物の排出者としての自覚を持った適切な処理 ・再利用や資源化に向けて積極的な取組	・地域との協働によるステーションの適切な管理 ・ごみの運搬、再生事業者による資源化などの状況の確認 ・一連のごみ処理過程の状況についての適切な情報公開、住民などへの周知や啓発

基本目標 4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり

【公害防止・環境美化】

-  事業活動からの大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などをなくします。
-  日常生活から近隣に影響を及ぼす生活型公害を減らします。
-  ごみのポイ捨てや不法投棄をなくします。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項 目	実績値 (2023 年度)	最終目標 (2030 年度)	担当課
河川 BOD の 環境基準達成率	89.3%	100.0%	環境課
典型7大公害(大気、水質、 土壌、騒音、振動、悪臭、 地盤沈下)の苦情件数	35 件	19 件	環境課
公共下水道整備面積	659.4ha	721.4ha	水循環管理課
アダプトプログラム 登録団体数	47 団体	60 団体	住民自治課
不法投棄の発見箇所数	25 箇所/年	↘	環境課
ごみのポイ捨てや不法投棄が 少ないなど、まちのきれいさ に対する満足度※	29.8%	35.0%	環境課

※満足度：住民アンケートにおいて「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合の合計



4-1 公害をなくす



<施策の方向性>

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などについて、環境調査結果の状況などから、大きな被害や悪化はみられませんが、今後も関係機関や事業所と協力・連携しながら、公害の発生防止に努めます。

最近、日常生活から発生する生活型公害の苦情も多くなっています。環境基準への抵触は少ないですが、モラルやマナーによる部分が大きいため、生活型公害の発生防止の啓発に取り組みます。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により生活排水を浄化するなど、河川の水質保全のための普及・啓発活動に努めます。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
各種環境測定の実施による環境状況の監視	河川の水質、道路騒音、大気汚染について、定点観測地点で継続的に環境調査を実施し、環境基準の適合などを監視します。	環境課
公害防止協定の締結促進、公害防止や環境測定に対する協力要請	事業者との公害防止協定の締結を促進し、必要に応じた事業所への立ち入り調査や公害防止や環境調査に対する協力を事業者に要請します。	環境課 商工農政課
特定施設・特定建設作業などの届出の徹底	法令により義務づけられている特定施設及び特定建設作業の届出を徹底させ、必要に応じて指導を行います。	環境課
悪臭を排出する事業所からの届出の徹底	法令に基づき、悪臭を排出する事業所などに対する届出を徹底させ、状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行います。また重点的に環境監視パトロールを実施します。	環境課
土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導の推進	県と協力して法令に基づく取組を事業者に啓発するとともに、必要に応じて土壌調査を行い、定期的な既設井戸の地下水位の測定を行うことで、土壌汚染・地盤沈下の動向を把握します。	環境課
公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽の設置・適正管理の促進	他事業者の開発計画等を考慮しつつ公共下水道を効果的に整備するとともに、整備区域内においては、公共下水道への接続を促進します。また、下水道整備計画区域外においては合併処理浄化槽の設置及び適正管理を促進します。	水道サービス課 水循環管理課 環境課
生活排水の浄化の促進	家庭から汚濁した生活排水を流さないように、生活排水クリーン推進員との連携により、住民意識の啓発、住民による実践活動の推進などを行うとともに、熱湯や油などを下水道に流さないよう啓発を行います。	環境課 水循環管理課
日常生活からの公害の発生防止	近隣に影響を及ぼす騒音・振動や悪臭などを家庭から発生させないように周知を行うことで啓発するとともに、野焼きなどについても周囲に及ぼす影響や違法性などの周知を図ります。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・各種公害に対する関心の継続 ・自らの生活からの大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害の発生防止 ・公共下水道の接続、生活排水の浄化	・法令や公害防止協定の遵守、環境調査などへの協力 ・近隣住民などへの説明や情報提供、相互理解やトラブル発生の防止	・公害防止協定の締結を事業者へ要請 ・事業者の監視・指導、環境調査の的確な実施、住民への結果公表 ・事業者における公害防止の取組を住民へ周知



東浦町役場内の愛知県大気汚染測定局



生活排水クリーンキャンペーンの様子



4-2 まちをきれいに保つ



<施策の方向性>

道路や空き地などのごみのポイ捨てや不法投棄、雑草の繁茂、ペットのフンは、モラルやマナーの部分も大きいですが、地域にとっては身近な環境問題です。今後も「東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、ペットのフン放置の防止などを啓発・周知するとともに、地域の清掃活動、道路や公園などの公共空間におけるアダプトプログラムなど、住民や事業者との協働による地域の美化活動を促進します。

不法投棄対策については、県などの関係機関と協力し、監視体制の構築や事業者への啓発を引き続き行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
ごみのポイ捨て防止の啓発	町広報紙・町ホームページや看板などによりポイ捨て防止を啓発するとともに、ポイ捨てしにくい空間づくりを地域協働により促進します。	環境課
地域や事業者との協働による美化活動の促進・支援	住民が主体となって実施するごみゼロ運動や草刈などの活動に対し、資材の提供やごみ搬出などの支援を実施するとともに、地域の美化活動に対する事業者などの参加を促進します。またこれらの取組について、町広報紙・町ホームページや町公式 SNS など多様な広報媒体を用いて、広く住民や事業者に啓発します。	環境課 商工農政課
アダプトプログラムによる美化活動の推進	町広報紙、町ホームページ、町公式 SNS を利用して広く住民や事業者にも道路・公園・河川などの公共施設において、ボランティアとして活動するアダプトプログラムを周知し、ゴミ拾いや除草などを推進します。	住民自治課
不法投棄のパトロール強化	県や警察などと協力して不法投棄の違法性を啓発するとともに、住民や事業者との協力により、不法投棄を防止・早期発見するための環境監視パトロールを強化します。また把握した不法投棄多発場所の環境監視パトロールを重点的に実施します。	環境課
産業廃棄物処理施設に対する監視の実施	県と合同で産業廃棄物処理施設への立入調査・指導により、違法行為の防止や早期発見、廃棄物処理の適正化などを監視します。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・地域の美化活動などへの積極的な参加 ・アダプトプログラムによる公共空間の美化活動への参加 ・自らがごみのポイ捨てやペットのフンの放置をしない	・地域の美化活動やアダプトプログラムに事業者として参加 ・事業活動により発生する廃棄物の不法投棄の防止、環境監視パトロールなどへの協力	・道路、公園などの美化 ・ごみのポイ捨てやペットのフンの放置防止などの啓発・周知 ・アダプトプログラムを通じた住民による美化活動への支援 ・事業者への指導・啓発を通じた産業廃棄物の不法処理・不法投棄の防止 ・県など関係機関との協力による環境監視パトロールの実施

アダプトプログラム(里親制度)

東浦町では、道路や公園など公共施設の「里親」となり、清掃美化などのボランティア活動を通して、わが子のようにお世話してくださる住民や事業者の皆さんの支援をしています。

「里親」には、町内で活動する 2 名以上のグループ(子ども会、老人クラブ、趣味の仲間、ウォーキング仲間、家族など)や町内の事業所で、月に 1 回程度活動をしていただければ、どなたでも参加できます。

「里親」には、公共施設(道路や公園など)の散乱ごみや落ち葉などの収集、公共施設の木の手入れや除草などの活動をしていただき、それに対して東浦町は活動に必要な物品の支給(ゴミ袋、竹ぼうき、鎌など)、作業中にケガをしたときの保険、アダプトサイン(看板)の設置などにより支援を行っています。

2023 年度には、47 のグループに活動していただいています。



基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

【環境学習・環境活動・協働】

-  環境を住民にわかりやすく「見える化」します。
-  多様な場や機会において環境学習を展開します。
-  住民や事業者の環境配慮行動を促進します。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項 目	実績値 (2023 年度)	最終目標 (2030 年度)	担当課
町ホームページや町公式 SNS への年間情報掲載数	104 件/年	120 件/年	環境課
事業所への環境に関する 情報の発信件数	2件	4件	環境課 商工農政課
自然観察会などの環境関係 講座(環境教育含む)への 年間延べ参加人数	245 人/年	850 人/年	学び支援課 環境課
こどもエコクラブの 年間延べ参加児童数	714 人/年	1,200 人/年	教育課 環境課
環境を守ったり良くするための 行動をしている人の割合	59.4%	↗	環境課

こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加でき、2 人以上のメンバーと 1 人以上のサポーターからなるクラブ環境活動です。

生きもの調査、町のエコチェック、リサイクル活動など、環境に関する身近な環境活動に自由に取り組んでいます。

東浦町では多くの子どもたちが参加しており、積極的に環境活動が行われています。





5-1 環境の状況や目標を共有する



<施策の方向性>

住民や事業者の環境行動の活発化のためには、環境に関する最新状況の理解が必要です。エネルギー消費や温室効果ガスの排出状況、自然や生物多様性の状況、ごみの排出状況やリユース・リサイクルの現状、大気や水質などの測定値、住民や事業者の環境活動の取組状況、環境配慮型の設備や技術、関連する支援制度、環境関連の講座やイベントの開催状況などが必要な情報です。これらの環境に関する様々な情報やアイデアなどについて、住民・事業者・行政が共有することを目指すため、行政の情報とともに、住民や事業者が有する情報も積極的に収集し、幅広い世代の住民や事業者に対して、多様な広報手段でわかりやすく発信します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
「東浦町の環境」の公表	東浦町の環境の状況を客観的に伝えるために作成している「東浦町の環境」をデータ化し、住民にわかりやすく公表します。	環境課
町広報紙・町ホームページ・町公式 SNS の活用による環境情報の発信	環境施策の実施状況、東浦町の環境の現状データ、住民や事業者の活動紹介、環境配慮のヒントなど、環境に関する幅広い情報を町広報紙・町ホームページ・町公式 SNS などを通じて幅広い世代に対して効果的に情報発信します。	政策課 環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・町広報紙・町ホームページ・町公式 SNS などからの東浦町の環境に関する情報の積極的な取得 ・様々な環境問題への関心向上	・東浦町の環境に関する情報の積極的な取得 ・事業者として持つ環境情報の提供・発信、情報の共有化への協力	・東浦町の環境に関する現状、取組状況、イベントなどの様々な情報の収集・整理、効果的な発信・提供 ・環境情報を住民や事業者と共有する機会づくり



5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む



<施策の方向性>

環境講座や自然観察会などの学習機会の内容・プログラムの充実を図るとともに、地域や団体等が自主的に行う環境学習や自然観察、ごみ減量、美化活動など、日常生活の中での環境保全に関する取組を住民・地域・事業者・行政の協働により促進し、多様な住民の参加と環境活動の活発化を図ります。

まちの将来を担う子どもへの環境学習は、周囲の大人への波及効果も期待されることから、専門人材や地域などとの連携を強化し、小中学校における環境学習や環境活動を充実します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
NPO・ボランティア団体などによる環境活動の促進	アダプトプログラム団体への情報提供及び消耗品の支給、総合ボランティアセンター登録団体などへの情報提供により、環境活動を促進します。	住民自治課
多様なグループによる環境活動の促進	コミュニティなどによる地域の環境活動を、資材や情報提供などにより促進します。また職場、学校、友人、家族など、多様なグループによる環境活動を促進します。	環境課
環境学習や環境イベントの開催の支援	幅広い世代の住民が環境について学んだり体験する場や機会を積極的に創出するとともに、団体が実施する学習会やイベントへの支援や連携を図ります。	環境課 都市整備課
こどもエコクラブ活動の推進	生物調査、緑化、リサイクルなどに取り組む、児童館におけるこどもエコクラブへの登録や活動参加を促進します。 また環境学習に関する催しなどの情報提供を行います。	環境課
小中学校における環境教育の推進	地域や事業者、専門人材などと連携しながら、小中学校の環境教育を充実します。また、児童生徒が地域の環境活動に参加する機会を増やします。	教育課
ユネスコスクールの活動支援	緒川小学校と藤江小学校で実施しているユネスコスクールの活動を支援するとともに、その活動内容を地域と共有し、協働を推進します。	教育課 環境課
環境学習につながる生涯学習講座の開催	生涯学習における環境関係の講座を開催します。特に、省エネルギー、ごみ減量、生物多様性などの講座を充実させます。	学び支援課
出前講座による環境学習機会の提供	東浦町役場の出前講座において、環境に関することなどをテーマにした環境学習の場を提供します。	環境課
図書館における環境図書の充実	図書館に環境に関する図書を充実させるとともに、資料の特集展示などを行います。	学び支援課
環境活動の担い手の育成	環境活動を企画・運営する人材養成の講座等の情報を集約し、住民にわかりやすく発信します。	環境課
環境に関するイベントや環境学習情報の集約発信	地域や団体が実施する環境学習・環境活動の状況やイベント開催などの情報を集約し、住民にわかりやすく一元的に発信します。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
・環境に関する学習会やイベントへの積極的な参加 ・様々な仲間との身近な環境活動の実施 ・地域や学校、事業者が行う環境学習・環境活動への参加 ・環境に関心の高い人は、環境リーダーとなって環境活動をけん引	・地域の環境活動への積極的な参加 ・地域住民や子どもの環境学習の場や機会づくりへの協力	・住民の環境学習、環境体験の場や機会の提供 ・コミュニティや住民団体と連携した環境講座などの開催 ・小中学校における環境教育 ・環境活動の人材育成 ・東浦町職員による環境リーダーとしての積極的な活動



次世代自動車の展示(産業まつり)



小学生による河川の水質調査

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

脱炭素の実現に向け、暮らしやライフスタイルの分野でも大幅な CO₂削減が求められています。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」が展開されています。

10 年後など、将来の豊かな暮らしの全体像、絵姿



出典:デコ活応援団(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動・官民連携協議会)事務局



5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す



<施策の方向性>

住民に対しては、環境にやさしい暮らし方やヒントを紹介しながらエコライフを普及するとともに、事業所に対しても環境にやさしい事業活動やアイデアの紹介、従業員の働き方改革とあわせた省エネルギーなどの広報・普及に取り組みます。

東浦町役場においては、環境に配慮した業務、エコライフなど、全庁を挙げて率先的に行うとともに、コンパクトシティの構築など、ニーズにあった環境に関する取組を積極的に行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
東浦町版環境7S運動の推進	東浦町において、みんなが取り組むべき環境のアクション【7S:「整理」「清潔」「節約」「習慣」「創意工夫」「セーフティ(安全)」「スマイル(安心)」】を共有するとともに、住民・事業所・行政が連携・協働して推進します。	環境課
環境にやさしい暮らし方やエコライフの紹介	環境に配慮する指針を示すとともに、環境にやさしい暮らし方やエコライフについて、住民が実践している事例や先進的な取組アイデアなどを紹介します。また、「デコ活」「あいち COOL CHOICE」など、国や県が推進する省エネ行動や温室効果ガス削減行動を促す取組を普及、啓発します。	環境課
環境にやさしい事業活動や働き方の推進 そなえる	環境に配慮する指針を示すとともに、環境にやさしい事業活動や働き方について、東浦町内の事業者が実践している事例や先進的な取組アイデアなどを紹介します。また、環境にやさしい事業活動を進めていくための支援制度などについて情報提供を行います。	環境課 商工農政課
コンパクトなまちづくりの推進	環境にやさしいまちづくりを地域の構造面から実現させるため、東浦町都市計画マスタープラン及び東浦町立地適正化計画に基づき、公共交通と連携し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。	都市デザイン課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
- 個人、地域での東浦町版環境7S運動の取組・展開 - 環境配慮指針などを参考にしながら、環境にやさしい暮らし方やエコライフの実践	- 事業活動における東浦町版環境7S運動の導入 - 環境にやさしい事業活動 - 従業員の働き方改革とあわせた省エネルギーの実施 - 住民のエコライフに貢献するための商品やサービスの提供	- 東浦町版環境7S運動の普及啓発、東浦町職員による率先行動 - 環境に配慮した業務、職員のエコライフなどの全庁を挙げた率行的な実施 - エコライフや環境に配慮した活動方法、支援制度などの情報提供

東浦町版環境7S運動

事業所などでは、職場管理のスローガンとして「5S」がよく使われています。「5S」とは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「しつけ」の頭文字をとったものです。

この「5S」には、環境活動にも通じる要素があると考え、東浦町では独自に「東浦町版環境7S運動」とし、「整理」「清潔」「節約」「習慣」「創意工夫」「セーフティ(安全)」「スマイル(安心)」の7Sを設定しました。

道路・公園など公共空間の美化活動や地域のごみステーションの管理などを「7S」の考えで行っていただくとともに、みなさんの日常の暮らしや活動において「7S」を心がけていただくことにより、東浦町全体の環境保全にも貢献すると考えています。みなさんにとっての「7S」をぜひ考えてみてください。

第6章 関連計画

第6章 東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び東浦町地域気候変動適応計画に位置づけた施策（緩和策、適応策）に該当する町の取組について、緩和策は **へらす**、適応策は **そなえる** を併記

東浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(1) 位置づけ

東浦町では、2021 年 3 月に「東浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」と統合する形で策定し、温室効果ガス排出量について、2030 年度に 2013 年度比 26%削減という目標を掲げ、取組を推進してきました。

その後、カーボンニュートラルに向けた国際的な気候変動対策の動きが加速化する中、国は 2021 年 10 月に「地球温暖化対策計画」を、県は 2022 年 12 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)」を策定し、2030 年度に 2013 年度比で 46%削減、2050 年度に温室効果ガス排出量実質ゼロという新たな目標を掲げました。

その後も気候変動は進行し続け、対策に一刻の猶予も許されない状況の中、国際的には新たな削減目標の設定に向けた議論も進みつつあります。

東浦町においては、2023 年 7 月 6 日に、持続可能で強靱な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標達成に貢献していくという思いのもと「世界首長誓約/日本」に署名し、具体的な取組を推進しているところです。

また、地球温暖化の防止を図る「緩和策」だけでなく、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する「適応策」の推進を図ることが大切であり、2018 年6月公布の「気候変動適応法」に基づき、国では「気候変動適応計画」、愛知県では「愛知県気候変動適応計画」を策定しています。

本計画は、これらの国や愛知県の新たな削減目標などの動きを受けて、これまで以上の地球温暖化対策を推進するため、「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」の中間見直しとあわせて改訂するものです。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画」及び気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけ、「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画 中間見直し版」と統合して策定します。

(2) 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地域から排出される温室効果ガスの排出削減を中長期的に推進すること、「気候変動適応法」に基づき地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処することを目的とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定される温室効果ガスは以下の7種類ありますが、温室効果ガスの約 93%は二酸化炭素であるとともに、発生要因等も勘案して、本計画が対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

- ①二酸化炭素(CO₂):化石燃料の燃焼、自動車用ガソリンの燃焼、プラスチックごみの焼却など
- ②メタン(CH₄):家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
- ③一酸化二窒素(N₂O):燃料の燃焼、工業プロセス(鉱物製品や化学製品などの製造)など
- ④ハイドロフルオロカーボン(HFCs):スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒など
- ⑤パーフルオロカーボン(PFCs):半導体の製造プロセスなど
- ⑥六フッ化硫黄(SF₆):電気の絶縁体など
- ⑦三フッ化窒素(NF₃):半導体の製造プロセスなど

(4) 目標年度と対象地域

排出量削減の目標年度は、本計画とあわせて 2030 年度とします。

対象地域は東浦町全域とし、東浦町の活動に起因する温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量とします。例えば、電力は実際には発電した場所で二酸化炭素は発生しますが、東浦町で使用した電力からの二酸化炭素は東浦町が排出したものとしてします。

(5) 排出量を算定する分野

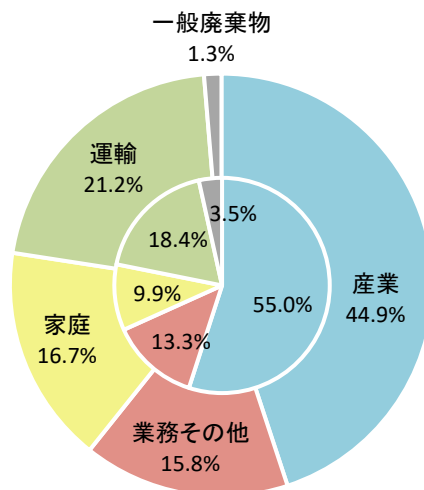
温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、下の分野に区分して算定します。

産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における事業所のエネルギー消費による排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にもあてはまらないエネルギー消費による排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費による排出 (自家用自動車からの排出は運輸部門で計上)
運輸部門	自動車(貨物・旅客)、鉄道におけるエネルギー消費による排出
一般廃棄物	一般廃棄物の焼却処分・埋め立て処分による排出

(6) 東浦町の温室効果ガス排出量の状況

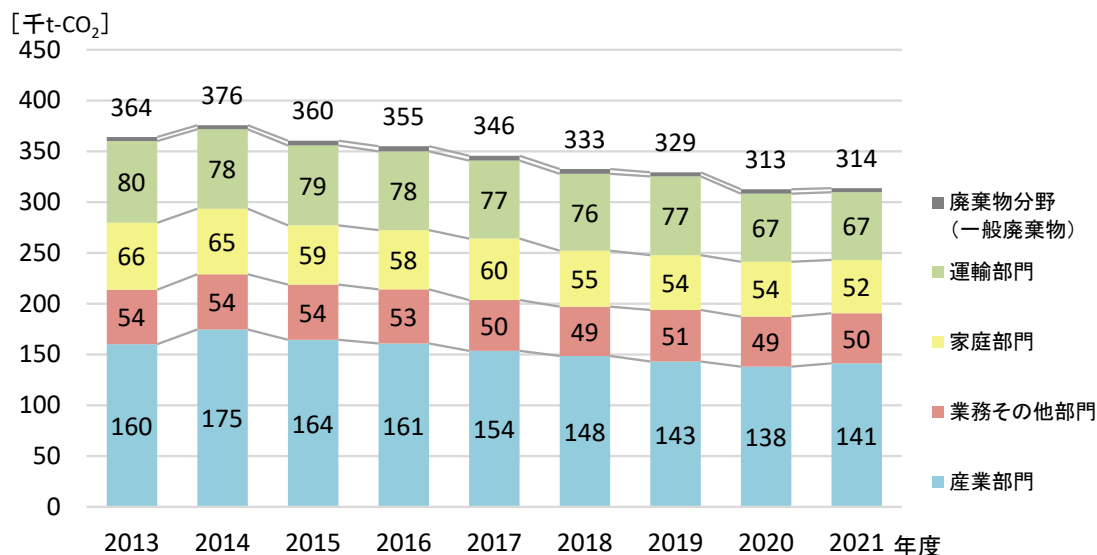
東浦町の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、2021 年度は年間 314 千 t-CO₂ となっています。部門別では、産業部門が 44.9%を占めており、次いで運輸部門が 21.2%、家庭部門が 16.7%、業務その他部門が 15.8%となっています。愛知県市町村合計と比較すると産業部門の割合が小さく、運輸部門、家庭部門の割合が大きくなっています。

最近の推移では、2014 年度以降は全体として減少傾向にあります。一般廃棄物を除くすべての部門で減少していますが、特に産業部門の減少が大きくなっています。



外側の円：東浦町の割合
内側の円：愛知県市町村合計の割合

温室効果ガス排出量の分野別割合(2021 年度)(東浦町推計、愛知県資料より)



東浦町における温室効果ガス排出量の推移(東浦町推計より)

世界首長誓約／日本



東浦町では、2023 年 7 月に「世界首長誓約／日本」に賛同し、誓約書に署名しました。

「世界首長誓約／日本」とは、次の3つの誓約事項に取り組むことで、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする、自治体の首長が誓約するしくみです。

誓約した自治体は、誓約の実現に向けて、具体的な取組を積極的に進めていくことが求められます。2024 年 9 月現在、日本国内で 49 自治体に参加しており、そのうち愛知県内は 8 自治体となっています。

【3つの誓約事項】

- ①エネルギーの地産地消など、持続可能なエネルギーを推進する
- ②2030 年の温室効果ガス排出量は、国の削減目標以上の削減を目指す
- ③気候変動の影響などに適応し、レジリエント(強靱)な地域づくりを目指す

緩和策と適応策

地球温暖化に対する取組は、大きく分けて、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」と、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応策」の 2 つがあります。

今すぐ最大限の対策を進めても、既に排出された温室効果ガスによる気候変動は避けられず、今後深刻化することも懸念されています。地球温暖化が進行する中で、既に起きている気候変動の影響や、将来予測される影響から私たちの生活や身体・財産を守るためには、緩和と適応の両輪で取り組んでいくことが重要です。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

(7) 緩和策の目標と取組

① 温室効果ガスの削減目標

国及び県においては、2030 年度に 46%削減(2013 年度比)、2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを削減目標としています。

また、国は地球温暖化対策計画(2025 年2月閣議決定)の中で、2035 年度、2040 年度において、2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すとしています。

東浦町においては、国の削減目標以上の削減を目指すことが求められている「世界首長誓約/日本」に署名していることを踏まえ、国や県の目標より野心的な目標として、2030 年度に 50%削減、2050 年度に排出量実質ゼロを目指します。

部門別の削減目標については、国や県の計画に基づく削減量の目安を踏まえつつ、対策による削減見込みをもとに設定します。特に家庭部門において大きな削減が必要になります。

2030 年目標

50%削減 (2013 年度比)

2050 年目標

実質ゼロ

<東浦町における温室効果ガス削減の目標>

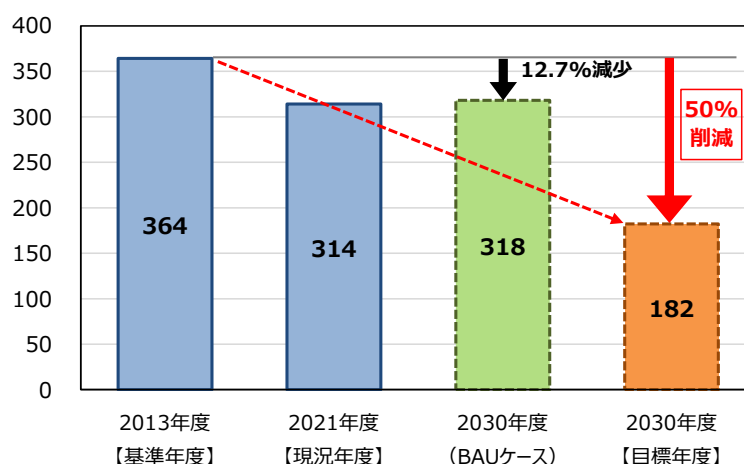
	2013 年度 【実績値】	2021 年度 【実績値】	2030 年度 【目標値】	2050 年度 【長期目標】
総排出量	364 千 t-CO ₂	314 千 t-CO ₂	182 千 t-CO ₂	実質ゼロ※
2013 年度比	—	△14%	△50%	

※実質ゼロ：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

<2030 年度 温室効果ガス削減の部門別目標> (単位:千 t-CO₂)

	2013 年度 【実績値】	2021 年度 【実績値】	2030 年度 【目標値】	2013 年度比
総排出量	364	314	182	△50%
産業	160	141	93	△42%
業務その他	54	50	21	△61%
家庭	66	52	14	△79%
運輸	80	67	52	△35%
一般廃棄物	4	4	2	△50%

千t-CO₂/年



※BAU ケースとは、追加的な対策を取らずに現状を維持した場合(現状すう勢)の推移。ただし、人口や経済などによる自然状態の変化は見込んでいます。

対策による削減見込み量と想定する対策

		削減見込み量 (千 t-CO ₂)	想定する対策
2030 年度目標達成に必要な削減量		182	—
うち 現状すう勢(BAU)による削減量		46	—
計		136	—
	産業	46	・省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進 ・FEMSを利用したエネルギー管理 ・農業分野の省エネ化 ・燃料転換の推進 ・再生可能エネルギーの導入・活用
	業務その他	29	・新築建築物の省エネ化 ・建築物の省エネルギー化(既存) ・高効率な省エネ機器の普及 ・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 ・BEMS の活用、省エネ診断等によるエネルギー管理 ・クールビズ・ウォームビズの実施 ・再生可能エネルギーの導入・活用
	家庭	42	・新築住宅の省エネルギー化 ・既存住宅の断熱改修 ・高効率な省エネ機器の普及 ・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 ・HEMS やスマートメーター等によるエネルギー管理 ・クールビズ・ウォームビズの実施 ・食品ロスの削減 ・再生可能エネルギーの導入・活用
	運輸	17	・次世代自動車の普及、燃費改善 ・エコドライブの実施 ・公共交通機関の利用促進 ・渋滞緩和など道路交通流対策等の推進 ・自転車の利用促進 ・環境に配慮した自動車使用の促進による自動車運送等のグリーン化 ・再生可能エネルギーの活用
	一般廃棄物	2	・廃プラスチックのリサイクルの促進 ・廃油のリサイクルの促進 ・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進

※国の「地球温暖化対策計画」において削減の根拠となっている「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」で示される対策・施策の中から、東浦町で実現可能な対策・項目を整理し推計

※2030 年の電力排出係数(0.25kg-CO₂/kWh)を前提とする

② 再生可能エネルギーの導入目標

東浦町における再生可能エネルギーポテンシャルは、環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」によると、最大限導入した場合に設備容量 380MW、導入量 538,385 MWh/年と推計されており、そのすべてを太陽光発電が占めています。2022 年度における東浦町内の電力需要量は 470,681 MWh であることから、現在の電力需要量が継続すると仮定した場合、導入ポテンシャルの 87%において導入が進めば、東浦町内で消費されるすべての電気を再生可能エネルギーで賄える計算になります。

東浦町内ではこれまで、37,631kW の太陽光発電設備と、2,040kW のバイオマス発電設備の FIT による導入が進んできました。太陽光発電に限定すると、導入ポテンシャルの約 10%が既に導入されており、今後は FIT による買取期間を終えた(卒 FIT)電気が創出されます。東浦町内の温室効果ガス削減に寄与するためには、創られた再生可能エネルギーを域外に売るのではなく、域内で消費していくことが必要です。そのため今後は、太陽光発電設備の新規設置と、卒 FIT 太陽光発電の域内活用の両輪で進めていきます。

また同時に、省エネ化や燃料転換を進めることでエネルギー需要量を減らしたり、エネルギー需給調整のため蓄電池や EV 等を導入し再生可能エネルギーの利用拡大を進めていくことが必要です。

東浦町では、卒 FIT 太陽光発電の活用と、域内消費を前提とした太陽光発電の新規設置により、2030 年度に 15,000kW の再生可能エネルギーの導入を目指します。これにより、東浦町内での新たな再生可能エネルギーの創出・活用を進めます。

2030 年の再生可能エネルギー導入目標を前提とした対策別の導入目安

	導入の考え方		導入目安
公共施設	自家消費を前提とした新規設置	設置可能な施設(建物)の 50%	300kW
業務施設	自家消費を前提とした新規設置	公共施設を好事例に拡大	200kW
工場	自家消費を前提とした新規設置	大規模工場から中小に拡大	200kW
住宅(新築)	自家消費を前提とした新規設置	新築住宅の 8 割に設置	4,000kW
住宅(既存)	卒 FIT の活用	2030 年までにすべてを自家消費型に転換	10,000kW
農地(営農型)	自家消費を前提とした新規設置	10 か所程度で展開	300kW
計			15,000kW

東浦町内の再生可能エネルギーポテンシャル

再エネ種	中区分	導入ポテンシャル	
		設備容量(MW)	導入量(MWh/年)
太陽光	建物系	176	249,567
	官公庁	3	4,616
	病院	2	2,176
	学校	4	5,360
	戸建住宅等	69	99,178
	集合住宅	2	2,547
	工場・倉庫	24	33,404
	その他建物	72	102,193
	鉄道駅	0.1	93
	土地系	204	288,818
	最終処分場(一般廃棄物)	2	2,390
	耕地(田)	99	139,819
	耕地(畑)	62	88,150
	荒廃農地(営農型)	6	8,190
	荒廃農地(再生利用困難)	35	49,792
	ため池	0.4	477
再生可能エネルギー(電気)合計		380	538,385

※風力、中小水力についてはポテンシャルなし。バイオマスは推計値なし

出典：環境省 再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)

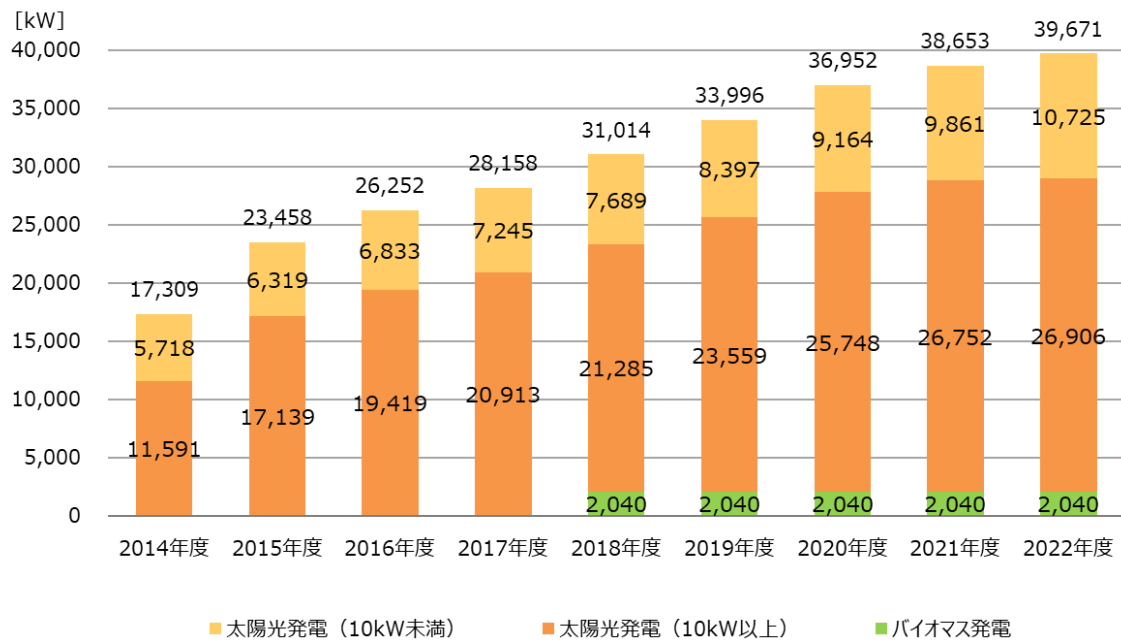
東浦町内の電力需要量(2022 年度)

	特別高圧/高圧 (MWh)	低圧 (MWh)	合計 (MWh)
東浦町の電力需要量	364,942	105,739	470,681

※自家消費分を除く

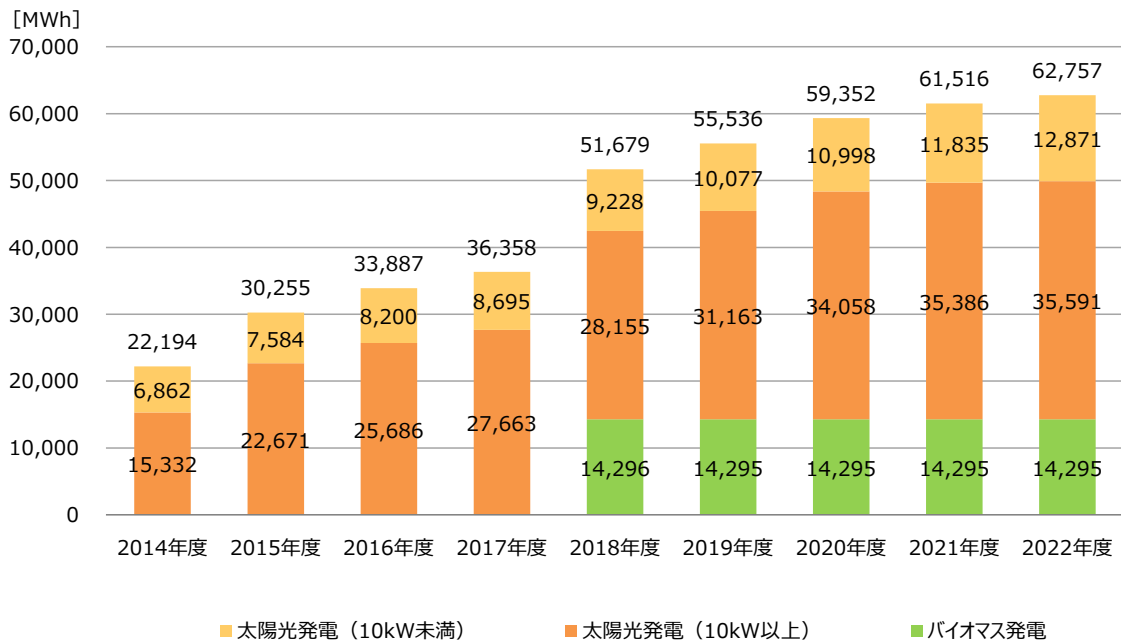
出典：経済産業省資源エネルギー庁 市町村別需要電力量

東浦町内の再生可能エネルギー導入量(設備容量)の推移(FIT による)



出典:自治体排出量カルテ

東浦町内の再生可能エネルギー導入量(発電電力量)の推移(FIT による)



出典:自治体排出量カルテ

③ 主な取組

脱炭素社会を実現するためには、住民・事業者・行政が協働して取組を推進する必要があります。ここでは、東浦町の環境を守る基本計画の基本施策から「町の取組」について抜粋して掲載します。

1. エネルギーを節約する

へらす

温室効果ガスの排出削減のために、電気、ガス、ガソリンなど、私たちの生活や事業活動において使用するエネルギーを節約し、日頃から省エネルギーを実践します。

住民・事業者・行政の省エネルギー行動の促進や、省エネルギー性能の高い住宅・機器の普及、公共交通機関の利用促進などにより、健康・快適で便利な暮らしと、徹底したエネルギー削減との両立を図ります。

東浦町内の脱炭素化を先導するため、公共施設への電気自動車充電施設の設置や積極的な再生可能エネルギーの導入、省エネ化・ZEB 化の検討などを進めます。初期投資等のコストがかからないしくみや国等の各種支援制度の活用、「東浦町公共施設再配置計画」をはじめとした関連計画との連携や一体的な検討に努めることで、より効果的で実現性の高い事業の推進に努めます。

<町の取組>

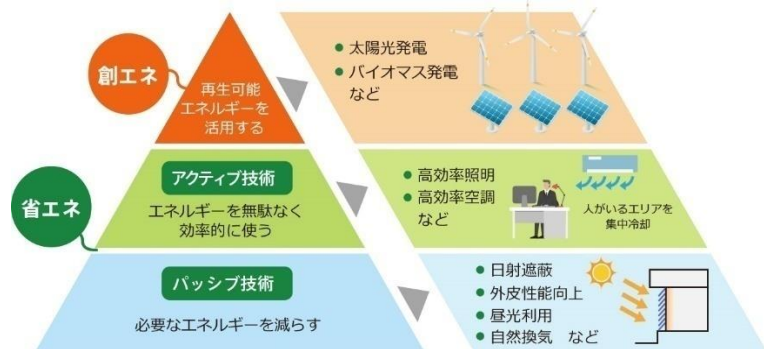
- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ・家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発 | ・「う・ら・ら」など公共交通の利用促進 |
| ・節水等に関する普及促進 | ・徒歩や自転車利用の促進 |
| ・環境に配慮した住宅・建築物の普及 | ・高齢者の免許返納の促進 |
| ・次世代自動車の普及促進 | ・東浦町における省エネルギーの率先行動 |
| ・防犯灯・交通安全灯の LED 化の推進 | ・環境に配慮した農業の推進 |

様々なメリットを創出！ ZEH・ZEB などエネルギー収支ゼロの建物

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)や ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)は、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物です。

高断熱の建物構造や、省エネ性能が高い設備・機器の導入などによる「徹底した省エネ化」と、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる「エネルギー創出」により、エネルギー消費量を実質ゼロにします。

高断熱の建物内では、室温が一定に保たれるため、夏涼しく、冬暖かい、快適で健康的な生活を送ることができ、光熱費の節約にもつながります。



ZEB 実現のための取組

出典：環境省 ZEB PORTAL

2. 再生可能エネルギーを活用する

へらす

省エネルギーを行うとともに、使用するエネルギーについては、化石燃料由来のものから、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーへの転換を推進します。

東浦町内の脱炭素化を先導するため、町の率先行動として、公共施設等における太陽光発電設備や蓄電設備の設置などについて、計画的・戦略的に進めます。軽量、柔軟性等の特徴を兼ね備えたペロブスカイト太陽電池の導入を検討するとともに、PPA など初期投資がかからないしくみや、国等の各種支援制度の活用などにより、より効果的な事業の推進に努めます。

これら町の実施を進めることで、住民が再生可能エネルギーに触れる場の創出を図るとともに、住民・事業者に対する啓発や支援を推進し、東浦町内における再生可能エネルギーの創出や活用を加速します。

<町の取組>

- ・自家消費型太陽光発電など再生可能エネルギー創出の促進
- ・再生可能エネルギーの活用促進
- ・農地を活用した農業と太陽光発電の両立についての紹介
- ・公共施設・公有地等における PPA 等を活用した太陽光発電の創出・活用の推進
- ・カーボンクレジットの活用推進

次世代型太陽電池「ペロブスカイト太陽電池」

ペロブスカイト太陽電池は「軽い」「柔軟性」などの特徴を持つことから、フィルム状や建材と一体化することで、これまで太陽電池が設置困難であった屋根や壁面などにも設置でき、モデル開発が進んでいます。

また、主な原料であるヨウ素は、日本が世界シェアの約 30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術として、期待されています。

フィルム型の例



出典：次世代型太陽電池戦略
(資料元：積水化学工業(株))

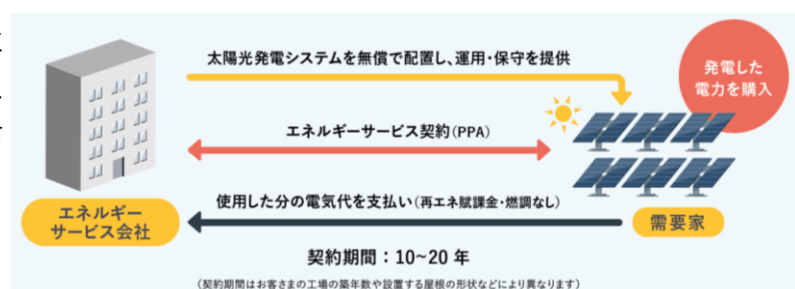
PPA による経済的な再エネ導入

再生可能エネルギー主な導入方法は大きく2つ、電力を自分で選択する「電力切り替え」と、屋根などにソーラーパネルなどの「発電施設を設置」する方法です。発電設備を設置する場合、PPA など初期投資ゼロで太陽光発電設備を導入できる経済的なしくみも登場しています。

PPA では、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、初期投資 0 円で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出を削減できます。

また、太陽光発電設備の自立運転機能に加え、蓄電池を導入することで非常用電源として活用できます。

出典：環境省「再エネスタート」
ポータルサイト



3. ごみの排出量を減らす

へらす

ごみの運搬、焼却、埋立てなどの処分においてもエネルギーの使用や温室効果ガスが排出されるため、ごみの減量、資源化などにより、ごみの排出量を削減します。

また、脱炭素の実現にもつながるサーキュラーエコノミーの推進に向けて、町と事業者との連携・協働による資源循環を積極的に進めます。

<町の取組>

- ・家庭系可燃ごみ処理有料化の継続
- ・家庭系ごみ減量の普及・啓発
- ・事業者に対するごみ減量の指導、普及・啓発
- ・プラスチックの使用抑制
- ・バイオプラスチックの普及・活用促進
- ・食品ロス削減の促進
- ・ごみ分別の周知の徹底
- ・協働による資源ごみ回収の促進
- ・本のリユース・リサイクルの推進
- ・プラスチック資源循環の推進
- ・事業者協働によるサーキュラーエコノミーの推進

4. 二酸化炭素の吸収源となる自然や緑を守り育てる

へらす

植物は光合成により二酸化炭素を吸収し、一部を植物の中に固定化させることから、森林や樹木の適切な保全、緑化などにより、自然や緑を守り育てます。また、二酸化炭素の貯蔵や排出抑制にもつながる木質利用を進めます。

<町の取組>

- ・公園・緑地の整備及び適切な管理の推進
- ・公共施設における緑化の推進
- ・民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進
- ・河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進
- ・緑や水辺の自然地の普及啓発
- ・農業生産の場所としての農地の活用
- ・里山保全活動の促進
- ・地域の大切な緑地としての東浦自然環境学習の森の管理・運営
- ・保存樹木・保存樹林の指定・保護育成
- ・森林環境譲与税等を活用した木質利用等の推進

(8) 気候変動への「適応策」(東浦町地域気候変動適応計画)

気候変動に起因する影響は我々の生活環境にも及び始め、暖かさが増す一方で豪雨や台風の増加、海面上昇による高潮など、様々な自然環境の変化が予測されています。

現在及び将来の気候変動に起因する影響に対処する「適応策」について整理・計画します。

なお、本項目は、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけます

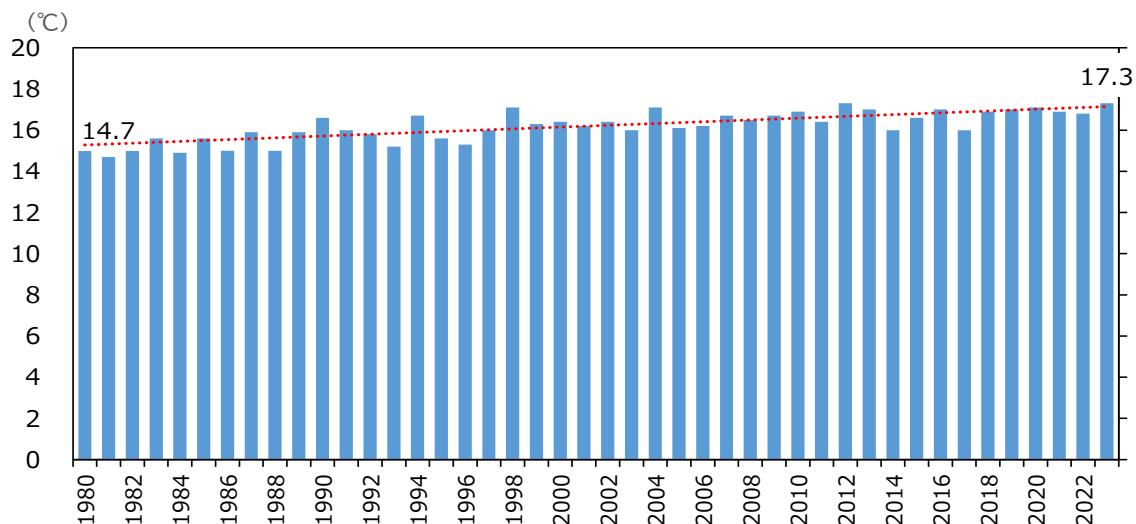
① これまでの気候変化と将来予測

〈気温:これまでの変化〉

東浦町における年平均気温は、変動を繰り返しながら長期的上昇しており、約40年で約2℃の割合で上昇しています。

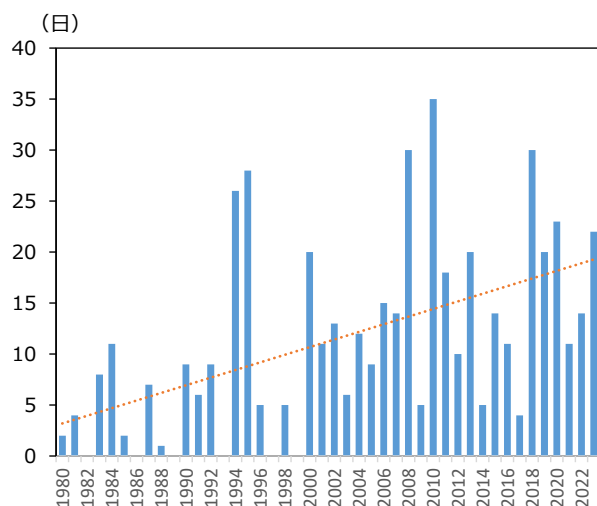
東浦町における猛暑日(日最高気温が35度以上)と熱帯夜(日最低気温が25度以上)の年間日数の経年変化についても、長期的に増加傾向が見られています。

東浦町の年平均気温の経年変化



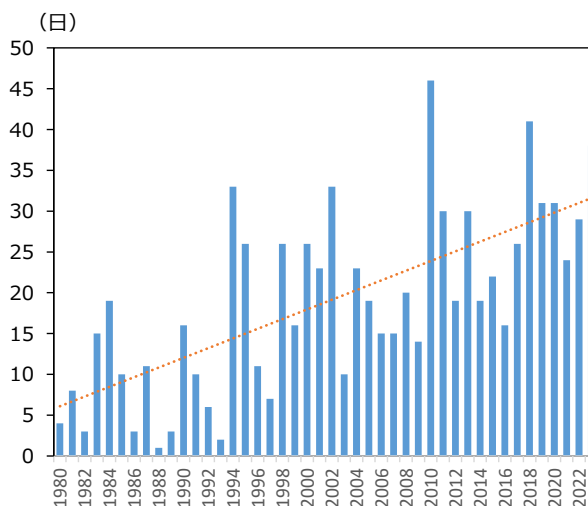
注)2012年までは東海観測所、2013年以降は大府観測所
出典:気象庁

東浦町の猛暑日日数の経年変化



注)2012年までは東海観測所、2013年以降は大府観測所
出典:気象庁

東浦町の熱帯夜日数の経年変化



注)2012年までは東海観測所、2013年以降は大府観測所
出典:気象庁

〈気温:将来変化〉

今後、厳しい温暖化対策をとらずに最も気候変動が進んだ場合、愛知県の年平均気温は21世紀末には20世紀末と比べて約4℃上昇すると予測されています。パリ協定の2℃目標が達成される対策が進んだ場合においても、約1.3℃上昇と言われています。

また、厳しい温暖化対策を取らない場合、21世紀末に猛暑日が約34日増加し、熱帯夜も60日増加することが予測されています。パリ協定の2℃目標が達成される対策が進んだ場合においても、猛暑日が約6日増加と言われています。

将来における年平均気温の変化



出典:気象庁「愛知県の気候変動」

将来における猛暑日や熱帯夜などの変化

4℃上昇シナリオ			2℃上昇シナリオ		
猛暑日	34日程度増加	↑	猛暑日	6日程度増加	↑
真夏日	62日程度増加	↑	真夏日	19日程度増加	↑
熱帯夜	60日程度増加	↑	熱帯夜	16日程度増加	↑
冬日	31日程度減少	↓	冬日	13日程度減少	↓

出典:気象庁「愛知県の気候変動」

〈降水量:これまでの変化〉

東浦町における年降水量の経年変化について、変化は見られません。年間無降水日数については、やや増加傾向がみられます。

〈降水量:将来変化〉

今後、厳しい対策をとらずに最も気候変動が進んだ場合、愛知県の降水量は21世紀末には20世紀末と比べて、1時間降水量30mm以上の発生回数と無降水日数がともに増加すると予測されており、愛知県内では雨の降り方が極端化すると推測されます。

将来における降水量の変化

2℃上昇シナリオ	4℃上昇シナリオ
愛知県では1時間降水量30mm以上の雨の予測は信頼性が低いので評価できません。	愛知県では1時間降水量30mm以上の雨は約1.4倍に増加。
出典:気象庁「愛知県の気候変動」	地域単位での予測は不確実性が高いことに注意

② 東浦町で想定される気候変動の影響と評価

国の「気候変動適応計画」(2021年10月閣議決定、2023年5月一部変更)では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7分野における地球温暖化の影響予測の結果を示しています。

国の計画で示された影響のうち、東浦町に関連する項目・内容を以下に抽出します。

このうち、「重大性」が特に重要、「緊急性」「確信度」が高いとされた項目を中心に、暮らし、経済、社会に影響を与えることが想定される「農業」「水資源」「自然生態系」「自然災害」「健康」「産業・経済活動」「国民生活」の7分野において、適応策に取り組んでいくこととします。

図表 東浦町に関連する気候変動影響の項目

重大性(◎特に重要な影響が認められる ◇影響が認められる) 緊急性、確信度(◎高い △中程度 □低い)

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	水稻	◎	◎	◎
		野菜等	◇	◎	△
		果樹	◎	◎	◎
		麦、大豆等、飼料作物等	◎	△	△
		畜産	◎	◎	△
		病害虫・雑草等	◎	◎	◎
		農業生産基盤	◎	◎	◎
		食料需給	◇	△	◎
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◇	△	△
		河川	◇	△	□
	水資源	水供給(地表水)	◎	◎	◎
		水供給(地下水)	◎	△	△
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◎	◎	◎
		里地・里山生態系	◇	◎	□
		野生鳥獣の影響	◎	◎	□
		物質収支	◎	△	△
	淡水生態系	湖沼、河川、湿原	◎	△	□
	その他	生物季節	◇	◎	◎
		分布・個体群の変動	◎	◎	◎
	生態系サービス	自然生態系と関連するレクリエーション機能等	◎	△	□
自然災害・沿岸域	河川	洪水、内水	◎	◎	◎
	沿岸	海面水位の上昇	◎	△	◎
		高潮・高波	◎	◎	◎
	山地	土石流・地すべり等	◎	◎	◎
	その他	強風等	◎	◎	△
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症等	◎	◎	◎
	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◇	△	△
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◇	◎	◎
		節足動物媒介感染症	◎	◎	△
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△
		脆弱性が高い集団への影響	◎	◎	△
産業・経済活動	製造業		◇	□	□
	小売業		◇	△	△
	建設業		◎	◎	□
	医療		◇	△	□
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	◎	◎	◎
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◇	◎	◎
	その他	暑熱による生活への影響等	◎	◎	◎

出典:「気候変動適応計画」(気候変動影響評価報告書(2020年12月)を参考に作成)

③ 適応策の目標と取組

●目標

気候変動への適応策は、影響が多様な分野に及ぶとともに、住民の生命や財産、地域の経済・社会に直結する重要な課題です。そのため、組織・分野横断的に連携しながら継続的に取組を進め、将来にわたり、住民の生活や健康が守られているまちを目指します。

●主な取組

1. 農業分野における適応策

そなえる

<影響>

東浦町においては、特産品である巨峰を中心としたぶどうのほか、いちご、水稻などが生産されています。気候変動の影響により、高温による品質低下(白未熟粒の発生等)、ぶどうの着色不良や日焼け、一部の害虫・病害の増加による生育不良などの影響が見られ、今後も高温などによる品質低下や生育障害などが拡大することが予測されています。また、集中豪雨による農地の湛水被害のリスクが拡大しています。

<施策の方向性>

農業における気候変動による影響(リスク・チャンス)や適応策について農業者への情報提供を行うとともに、持続可能な農業経営に向けた農業施設等の整備を推進します。

<町の取組>

- ・農業者への普及啓発
- ・農業施設等の適切な整備推進

2. 水資源分野における適応策

そなえる

<影響>

局地的豪雨など極端な雨の降り方が増えている一方で、年間無降水日数も増えており、渇水の危険性が高まっています。特に、知多半島には元々大きな河川がなく、長らく水不足に苦しんできた歴史があり、地域の暮らしや産業を支える水は大切な資源となっています。今後、渇水の頻発化、長期化、深刻化が予測され、渇水被害のさらなる発生が懸念されています。

<施策の方向性>

渇水への備えとして、水の大切さや有効利用について普及啓発を行うとともに、雨水貯留浸透施設の整備の推進などにより雨水の有効利用を推進します。

<町の取組>

- ・節水等に関する普及促進
- ・グリーンインフラ推進による防災・減災の推進と雨水流出抑制の推進

3. 自然生態系分野における適応策

そなえる

<影響>

東浦町内には豊かな自然が残されており、住民が四季を感じたり自然とふれあえる場として貴重な存在となっています。また、全国的に自生地が激減し絶滅が危惧されている植物「オニバス」が自生しています。気候変動に伴う自然生態系への影響の研究事例はあまり多くなく、一部の地域で分布適域の移動や拡大がみられますが、東浦町における影響の状況は定かではありません。今後、種の移動や局地的な消滅などが進み、外来種の分布が拡大していくことなどが予測されています。

<施策の方向性>

希少種の保護や外来種対策などにより東浦町内の生物多様性の保全に努めるとともに、生息する生きもののモニタリングを継続します。

<町の取組>

- ・生物多様性の価値の普及強化
- ・外来種対策の強化
- ・オニバスなど地域の希少種保護、指標種の保全

4. 自然災害分野における適応策

そなえる

<影響>

近年、気候変動の影響による台風の激化や局地的豪雨の頻発が発生しており、東浦町における市街化の進行等も背景として、洪水や高潮、土砂災害等のリスクが高まっています。今後、短時間強雨や大雨の増加に伴い、これらの災害リスクがより一層高まることが予測され、流域内の宅地開発等による流出量の増加、降雨からの湛水被害の防除やポンプ場の建設計画と整合をとりながら、排水機場の機能を確保していくことが求められています。

<施策の方向性>

「東浦町地域防災計画」をもとに、水害や土砂災害などの災害に強いまちづくりや、ハザードマップ等による災害リスクの周知などの普及啓発、自主防災会等との連携による地域防災力の向上などの防災対策を進めます。

<町の取組>

- ・グリーンインフラ推進による防災・減災の推進と雨水流出抑制の推進
- ・豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進
- ・災害時における情報伝達手段の充実、災害時応援協定の締結
- ・災害廃棄物への対応
- ・上下水道施設の整備と維持管理
- ・農業施設等の適切な整備推進

5. 健康分野における適応策

そなえる

<影響>

気候変動による気温上昇により、熱中症リスクや暑熱による死亡リスクの増大を引き起こしています。特に、高齢者や子どもなど脆弱性が高い方への対応が必要となっています。

県内の状況をみると、熱中症搬送者数は県内全体で増加傾向にあり、東浦町においても例外ではありません。今後も、夏季の気温上昇による熱中症搬送者数の増大傾向が予測されています。

<施策の方向性>

熱中症対策や熱中症警戒アラートの情報について、様々な機会を通して普及啓発を行うとともに、暑さをしのげる場所として町内施設においてクーリングシェルターを指定し、住民の命と健康を守ります。

<町の取組>

- ・熱中症予防対策の推進

6. 産業・経済活動における適応策

そなえる

<影響>

大雨や猛暑日の増加、自然災害の多発など気候変動が進むことにより、災害等による被害発生、従業員の労働環境の悪化、材料調達のリスク増加など、事業活動にも様々な影響を及ぼす可能性があります。

事業者においては、気候変動をリスクとみる一方で、国内では、気候変動による需要変化をビジネス機会と捉え、新たな事業展開を行う例も見られます。

<施策の方向性>

東浦町内の事業者の被害軽減や早期の業務再開を図るため、持続的な事業活動が進むよう、事業者において、自然災害時に備えた「事業継続計画(BCP)」の策定の促進とそれに基づく対策を推進します。

また、事業者に対し、事業活動における気候変動の影響や適応の取組等に関する情報について情報提供を行うとともに、環境にやさしい事業活動や働き方について、事業所が実践している事例や先進的な取組アイデアなどを紹介し、産業経済活動における適応策の普及啓発を図ります。

<町の取組>

- ・熱中症予防対策の推進
- ・事業所における事業継続計画(BCP)の推進
- ・環境にやさしい事業活動や働き方の推進

7. 国民生活、都市生活における適応策

そなえる

<影響>

局地的豪雨などの極端な気象現象により、電気・ガス・水道等のライフラインの寸断、道路や鉄道など交通網の寸断などが各地で報告されています。今後さらに集中豪雨や強い台風が増加すれば、住民のインフラ・ライフライン等に影響が及ぶ機会が増大することが懸念されます。

都市部においては、気候変動による気温上昇に、ヒートアイランドの進行による気温上昇が重なっていることも確認されており、快適に過ごせるまちづくりが求められています。

<施策の方向性>

水道・道路・交通などのインフラや、有事時の通信手段について、計画的な基盤整備・保全や日頃からの維持補修に努め、災害に備えます。

また、自治体間連携を強化し、災害時における早急なインフラ復旧に努めます。

<町の取組>

- ・次世代自動車の普及促進
- ・自家消費型太陽光発電など再生可能エネルギー創出の促進
- ・クールシェア、ウォームシェアの普及
- ・災害時における情報伝達手段の充実、災害時応援協定の締結
- ・上下水道施設の整備と維持管理

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進方法

(1) 住民・事業者等との協働

東浦町の環境を守り、持続可能な社会の構築に貢献するためには、本計画を確実に推進し、その担い手である住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責任のもと、環境保全と創造のために主体的・自発的に取り組むことが重要です。そのためには、住民・事業者・行政が本計画の理念や目標を共有し、協働による取組を展開していく必要があります。

(2) 行政の取組(関係部局との連携)

行政の取組については、本計画に基づく実施計画を環境審議会に諮りながら、具体的な事業を展開するとともに、計画が目指す環境像である「未来への責任 環境を大切にすまちひがしうら」の実現に向け、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全、ごみの分別やリサイクルなどに行政が率先的に取り組みます。

また、これらの取組については、環境分野だけではなく、都市計画、地域振興、産業、歴史・文化遺産など多くの部課に関係しているため、行政経営会議に諮り、各部局の計画と連携しながら推進します。

なお、進行管理については環境審議会に報告し、助言をいただきます。

◆環境審議会

東浦町の環境を守る基本条例(平成9年条例第15号)に基づき設置されており、各種団体の代表者、事業者の代表者、関係行政機関の代表者、有識者などにより構成されています。本計画の策定及び変更に関する事項を審議します。

◆行政経営会議

町長、副町長、教育長並びに東浦町部制条例(昭和56年条例第2号)第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者で構成しています。各課の環境施策の推進状況を確認しながら、行政としての効果的な推進方法を協議します。



明徳寺川の自然を守る会の全体活動



東浦町環境審議会

2 計画の進行管理

環境基本計画に掲げる施策を着実に、実効性のあるものとして推進するためには、施策の進捗状況を定期的に把握した上で評価し、改善点を次の施策展開へ反映させるために「PDCAサイクル」により進行管理を行います。行政施策だけではなく、住民・事業者との協働の取組についてもこの視点により評価し、次の施策展開を検討します。

①PLAN(計画)

具体的な実施事業を盛り込んだ、環境基本計画の実施計画を策定します。住民や事業者との協働を意識しながら、より効果的な実施方策を検討します。

②DO(実施)

各部局において実施計画に基づき施策・事業を着実に実施します。住民や事業者においても、本計画の理念や目標に従い、環境を守る取組を行います。

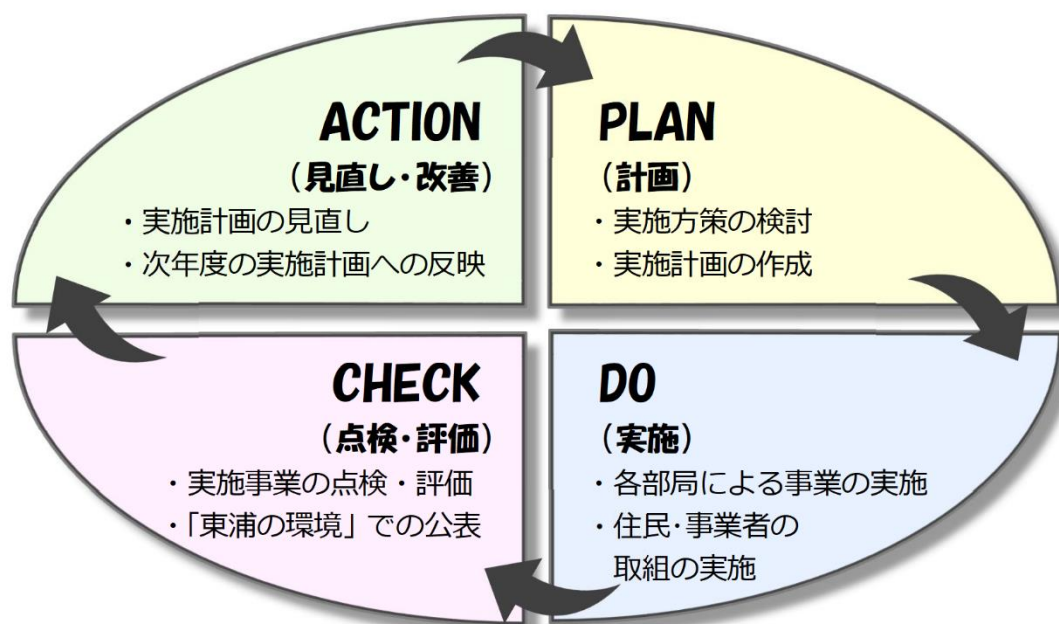
③CHECK(点検・評価)

各事業の実施状況を整理し、環境審議会や行政経営会議などにおいて点検・評価を行うとともに、住民・事業者の視点による点検・評価も行います。その結果、円滑に実施できていない施策、適切な効果が得られない施策については、その原因を検討します。施策の内容や実施方法の精査を行います。

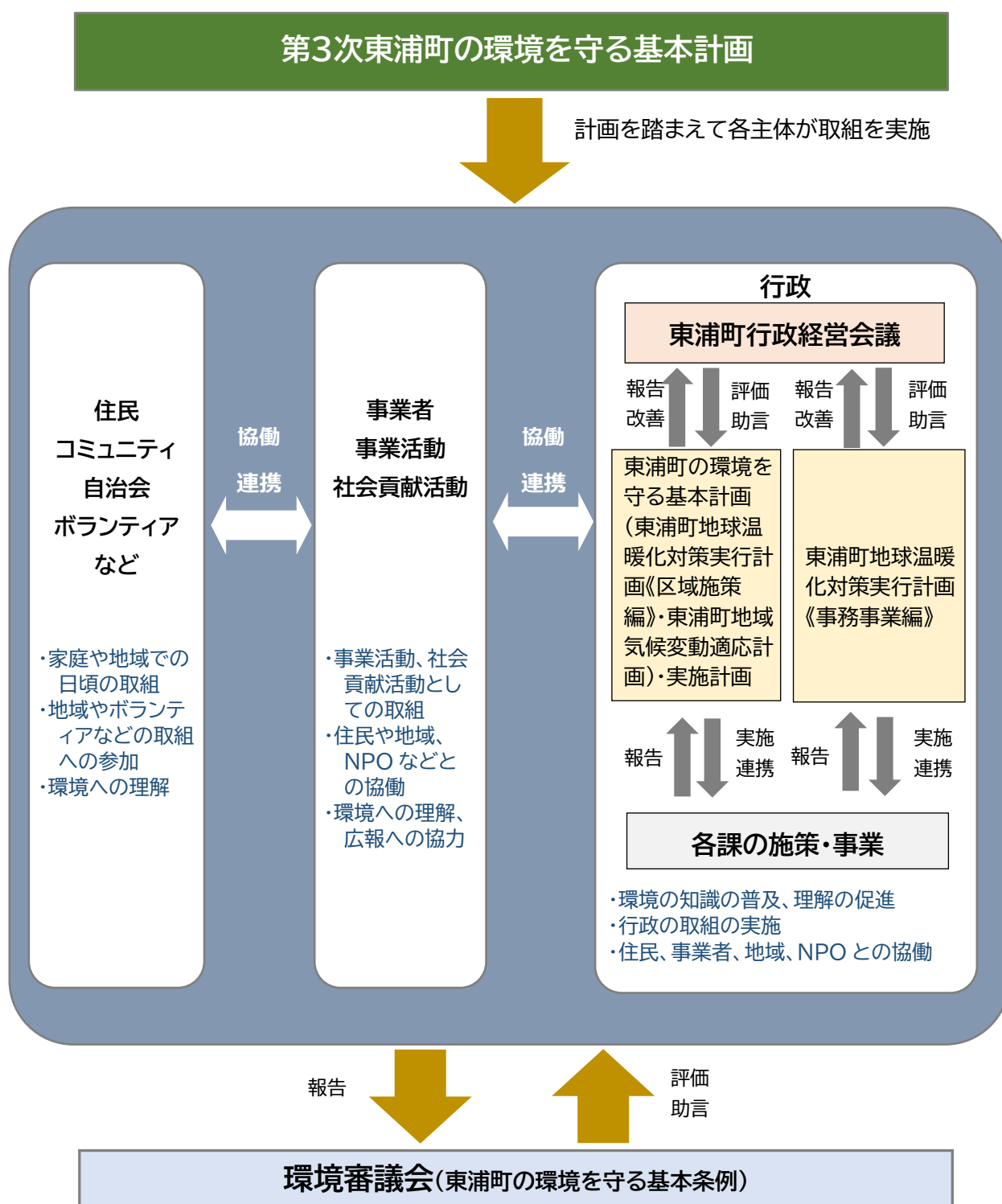
④ACTION(見直し・改善)

点検・評価の結果を受けて、見直し・改善を行った上で、次の施策展開につなげます。

<PDCAサイクルによる進行管理>



<推進・進行管理の体制>



資料編

- 1 成果指標一覧
- 2 東浦町環境審議会
- 3 住民・事業所意識調査結果【抜粋】
- 4 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の算定方法
- 5 関連条例
 - (1)東浦町の環境を守る基本条例
 - (2)東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - (3)東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例
 - (4)東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例
- 6 用語解説

1 成果指標一覧

項 目	実績値 (2023 年度)	最終目標 (2030 年度)	担当課
基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり			
二酸化炭素の 年間排出量	313 千 t-CO ₂ (2020 年度※)	182 千 t-CO ₂	環境課
東浦町役場の 年間電力消費量	241,439kWh/年	225,000kwh/年	環境課
公共交通 「う・ら・ら」の 年間利用者数	255,658 人/年	260,000 人/年	都市整備課
公共施設における再生可能 エネルギー発電設備導入量	46.01kW	300.0kW	環境課
基本目標2 自然と生き物を大切にするまちづくり			
住民 1 人当たりの 公園面積	8.0 m ² /人	8.3 m ² /人	都市整備課
河川・ため池の保全、親水 空間の多さに対する満足度※	19.9%	30.0%	土木管理課
遊休農地の面積	30.0ha	12.0ha	商工農政課
まちなみの美しさ、快適な 住環境に対する満足度※	28.0%	35.0%	環境課 都市デザイン課
自然観察会において 確認した指標種の種数	26 種	36 種	環境課
生物多様性に関わる自然観察 会等の参加者年間延べ人数	120 人 (2022 年度)	↗	環境課
里山保全活動(東浦自然環境 学習の森)に参加する 年間延べ人数	2,515 人/年	↗	環境課
学校給食の食材における 地産地消率	43.0%	50.0%	教育課

※「二酸化炭素の年間排出量」の最新実績値は 2017 年度

※満足度:住民アンケートにおいて「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

項 目	実績値 (2023 年度)	最終目標 (2030 年度)	担当課
基本目標3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり			
住民 1 人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	448g	↘	環境課
ごみをできるだけ減らして いる人の割合	74.8%	80.0%	環境課
家庭系ごみにおける リサイクル率	20.3%	↗	環境課
本の年間リユース・ リサイクル冊数	本 94.5%/年 雑誌 89.9%/年	本 95.0%/年 雑誌 90.0%/年	学び支援課
事業者・団体との協働 による3R 関連事業数	5事業 (2024 年度)	6事業	環境課
基本目標4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり			
河川 BOD の 環境基準達成率	89.3%	100.0%	環境課
典型7大公害(大気、水質、 土壌、騒音、振動、悪臭、 地盤沈下)の苦情件数	35 件	19 件	環境課
公共下水道整備面積	659.4ha	721.4ha	水循環管理課
アダプトプログラム 登録団体数	47 団体	60 団体	住民自治課
不法投棄の発見箇所数	25 箇所/年	↘	環境課
ごみのポイ捨てや不法投棄が 少ないなど、まちのきれいさ に対する満足度※	29.8%	35.0%	環境課
基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり			
町ホームページや町公式 SNS への年間情報掲載数	104 件/年	120 件/年	環境課
事業所への環境に関する 情報の発信件数	2件	4件	環境課 商工農政課
自然観察会などの環境関係 講座(環境教育含む)への 年間延べ参加人数	245 人/年	850 人/年	学び支援課 環境課
こどもエコクラブの 年間延べ参加児童数	714 人/年	1,200 人/年	教育課 環境課
環境を守ったり良くするための 行動をしている人の割合	59.4%	↗	環境課

2 東浦町環境審議会

<環境審議会委員名簿>

氏名	所属	区分※	備考
飯田 光晴	石浜地区コミュニティ推進協議会会長	1号委員	会長
関 浩二	東浦町商工会会長	1号委員	副会長
戸田 重雄	東浦町農業委員会会長	1号委員	
舟橋 実希	東浦町立森岡西保育園保護者の会会長 (2024 年4月1日～2025 年6月 30 日)	1号委員	
深谷 瞳	東浦町立緒川保育園保護者の会会長 (2023 年7月1日～2024 年 3 月 31 日)	1号委員	
小林 幸子	卯の花くらしの会運営委員長	1号委員	
近藤 隆幸	株式会社豊田自動織機刈谷工場	2号委員	
新美 幸子	あいち知多農業協同組合女性部東浦地域部長 (2024 年4月1日～2025 年6月 30 日)	2号委員	
鈴木 恵子	あいち知多農業協同組合女性部東浦地域部長 (2023 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)	2号委員	
西山 正美	イオンモール株式会社イオンモール東浦	2号委員	
児玉 吉史	カリモク家具株式会社	2号委員	
浅田 謙司	東浦町教育委員会教育長職務代理者	3号委員	
藤井 敏夫	元愛知県環境部長	4号委員	
今江 勇	公募委員	5号委員	
木村 滋	公募委員	5号委員	

※区分は東浦町の環境を守る基本条例(平成9年3月 21 日条例第 15 号)第 10 条第 2 項に基づく区分

<環境審議会の経過>

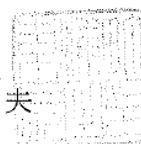
	開催日	検討内容
2024 年度 第1回	7月 29 日(月)	・第3次東浦町環境を守る基本計画の実施計画の進捗状況について ・東浦町の環境に関するアンケート調査結果について ・第3次東浦町の環境を守る基本計画の中間見直しについて
第2回	10 月 29 日(火)	・第3次東浦町の環境を守る基本計画の中間見直しの案について
第3回	3月 25 日(火)	・パブリックコメントの結果について ・第 3 次東浦町の環境を守る基本計画の答申

<諮問書>

5 東環第 4876 号
令和 6 年 1 月 15 日

東浦町環境審議会 様

東浦町長 日 高 輝 夫



「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」の見直しについて（諮問）
このことについて、東浦町の環境を守る基本条例（平成 9 年東浦町条例第 15 号）
第 7 条第 3 項の規定により「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」の見直しについ
て、貴審議会の意見を求めます。

<答申書>

令和 7 年 3 月 27 日

東浦町長 日 高 輝 夫 様

東浦町環境審議会

会 長 飯田光晴

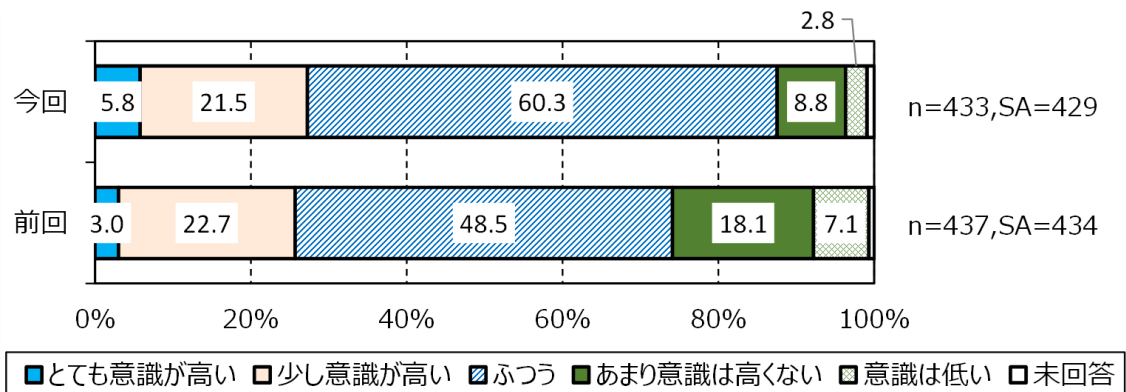
第 3 次東浦町の環境を守る基本計画について（答申）
令和 6 年 1 月 15 日付け 5 東環第 4876 号にて諮問のあった「第 3 次東浦町
の環境を守る基本計画」の見直しについて、本審議会において慎重かつ充分
な審議を重ねた結果、本案は妥当であると認め、答申いたします。

3 住民・事業所意識調査結果【抜粋】

(1) 住民の意識・意向

<環境に対する自らの意識>

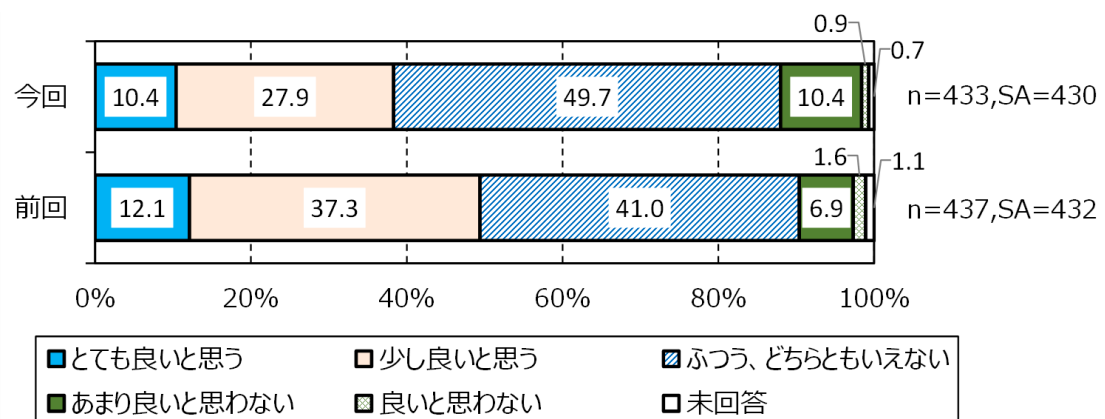
・環境に対する『意識が高い』(とても意識が高い+少し意識が高い)人は 27.3%で、前回から大きな差はありません。一方で、『意識が高くない』(あまり意識は高くない+意識は低い)人は 11.6%で、前回と比べて 13.6%減少しています。



※前回調査:2019 年 10 月(以後同様)

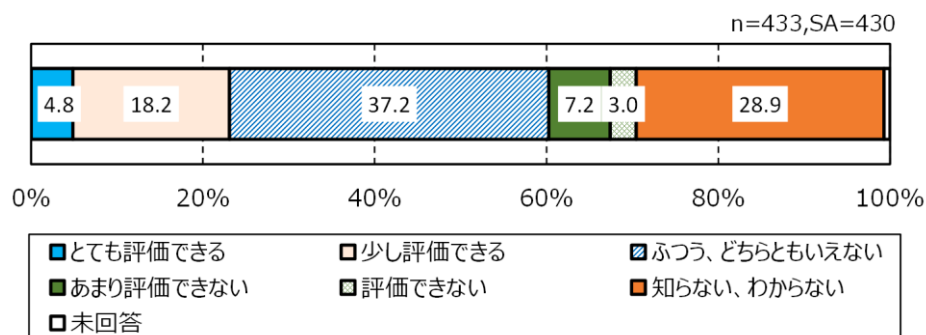
<東浦町の現在の環境に対する認識>

・東浦町の現在の環境を『良いと思う』(とても良いと思う+少し良いと思う)は 38.3%と、前回の 49.4%から約 11 ポイント減少しており、環境に対する不安が広がっている状況がうかがえます。



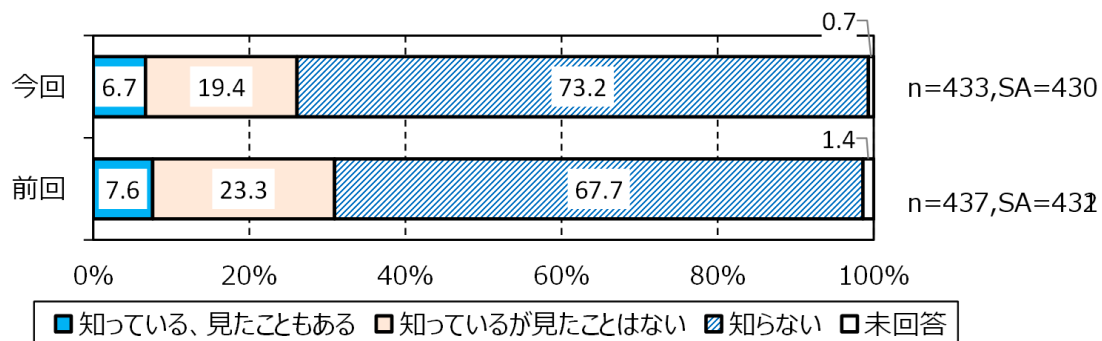
■環境に関する東浦町の取組の評価

- ・行政の取組を『評価できる』(とても評価できる＋少し評価できる)という肯定的な意見が23.0%となっています。
- ・「知らない、わからない」は28.9%と、情報周知が課題となっています。



■「東浦町の環境を守る基本計画」の認知度

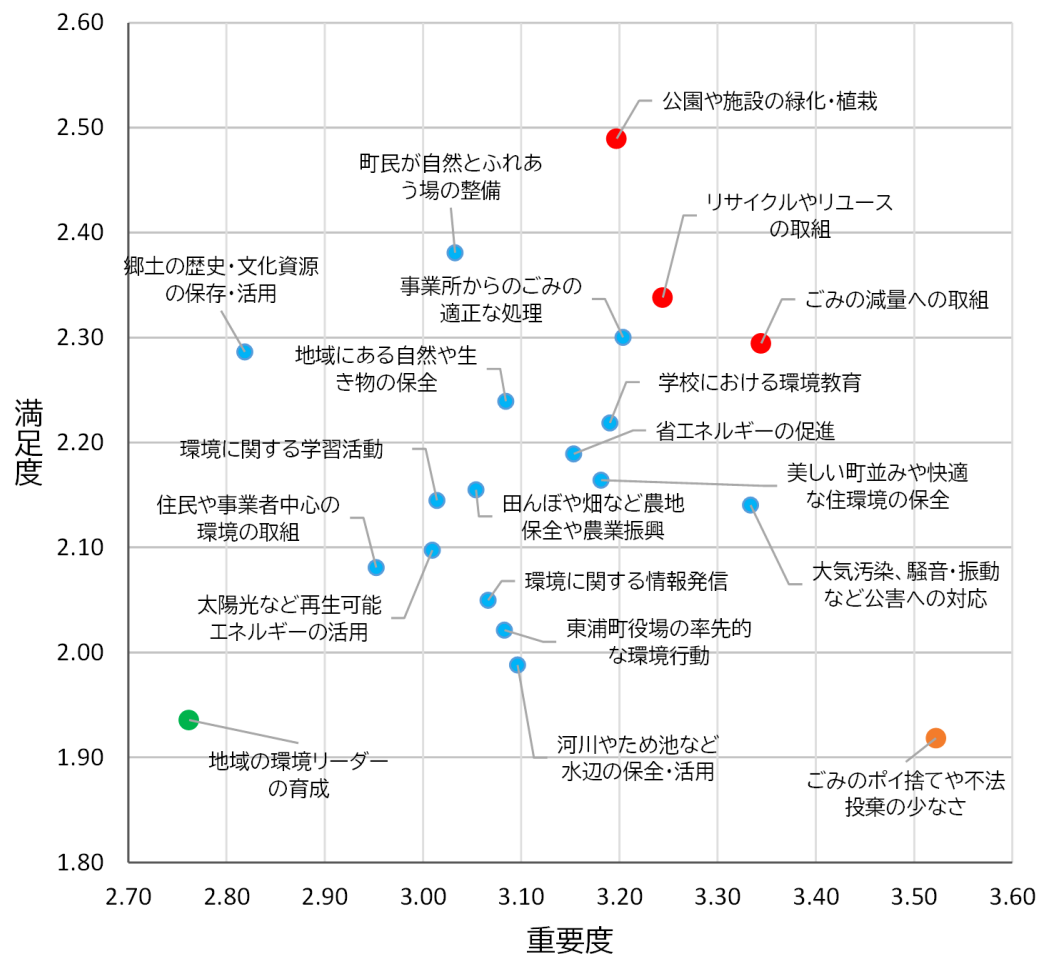
- ・「東浦町の環境を守る基本計画」の認知度は26.1%となっています。一方で、「知らない」人は73.2%であり、これは前回調査より増加しています。



<環境に関する東浦町におけるこれまでの取組状況の満足度と重要度>

- ・満足度も重要度も高い取組としては、「公園や施設の緑化・植栽」「ごみ減量への取組」「リサイクルやリユースの取組」などがみられます。
- ・一方、「ごみのポイ捨てや不法投棄の少なさ」については、重要度は高いものの、満足度が低い状況であり、今後の対策が求められます。

※本散布図は満足度及び重要度の高い回答から順に4～0をポイントとして付与し、回答数との積算結果を回答数で除した値を指標とした。



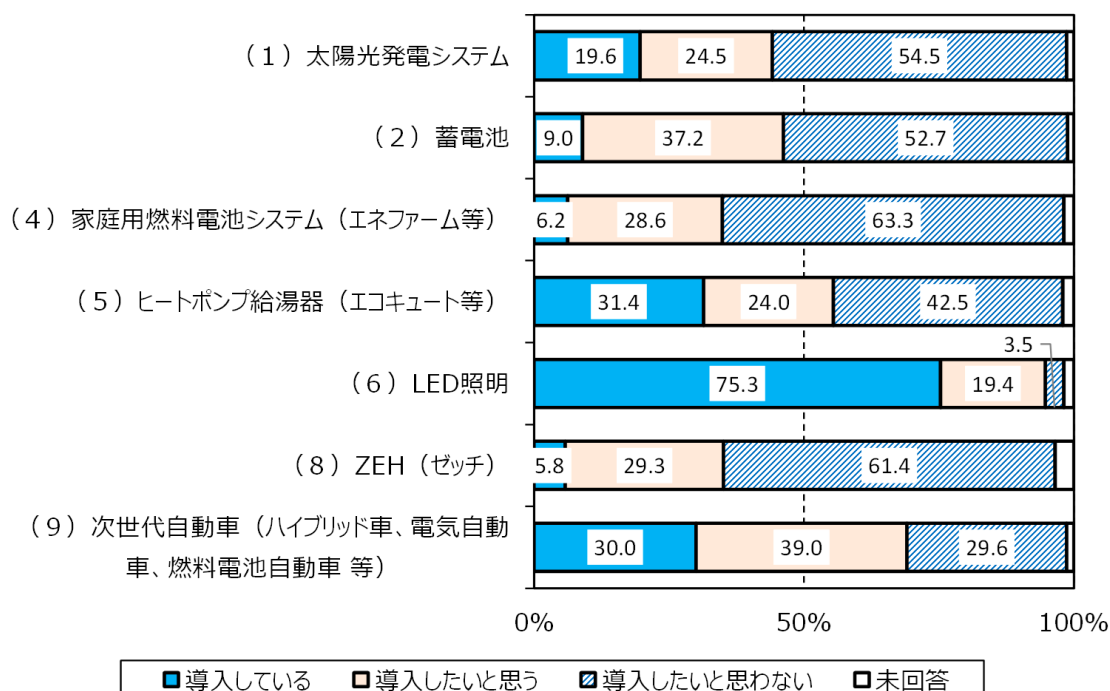
<環境に貢献する取組の実施状況及び今後の意向>

- ・「現在行っている、今後も行いたい」の割合が高い項目は、ごみの減量やリサイクルに関連した取組で、70.0%を超える項目が多い状況です。
- ・一方、「現在行っていない、今後も行わない」の割合が高い項目は、太陽光発電や蓄電池の設置、環境保全の活動や学習となっており、50.0%を超えています。

項目(抜粋)	現在行っている、 今後も行いたい	現在行っている、 今後は行わない	現在行っていない、 今後は行いたい	現在行っていない、 今後は行わない	未回答
(2)太陽光発電や家庭用蓄電池を自宅に設置している	20.8%	1.8%	23.6%	53.1%	0.7%
(3)再生可能エネルギーの比率がより高い電力会社を選んでいる	20.3%	2.1%	39.0%	36.7%	1.8%
(8)電化製品等は省エネ性能を重視して選ぶ	63.3%	3.2%	21.5%	11.3%	0.7%
(9)自動車を購入する際はハイブリッド車や電気自動車等を選ぶ	31.9%	1.2%	37.0%	28.6%	1.4%
(12)ごみをできるだけ減らす	74.8%	1.6%	19.4%	2.8%	1.4%
(14)ごみの分別・リサイクルを徹底している	88.5%	0.7%	9.0%	0.9%	0.9%
(15)レジ袋はもらわない	76.4%	2.8%	9.9%	9.9%	0.9%
(16)プラスチックなどの使い捨て容器を使わない	41.8%	4.2%	30.3%	22.2%	1.6%
(18)食品ロスをできるだけ減らす	85.9%	1.2%	10.4%	1.4%	1.2%
(21)里山を守るための活動に参加している	4.2%	0.2%	29.6%	64.2%	1.8%
(25)環境に関するイベントや勉強会に参加している	3.7%	1.2%	34.9%	58.7%	1.6%

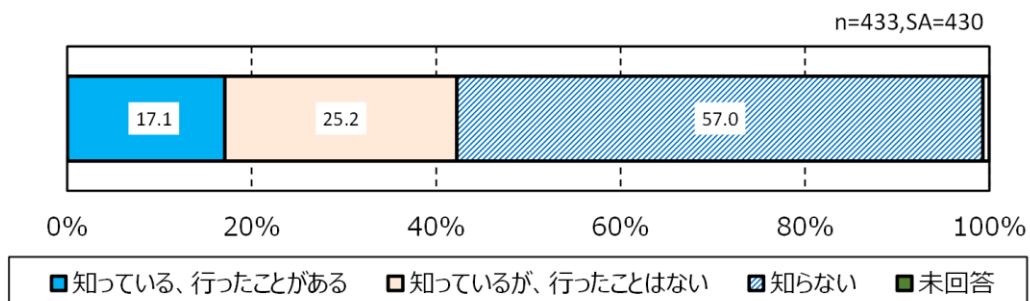
<再生可能エネルギーを用いた設備や省エネルギーにつながる設備の導入状況>

- ・「LED照明」の導入率は 75.3%と最も高く、次いで、「ヒートポンプ給湯器」や「次世代自動車」が 30.0%台となっています。
- ・一方、「家庭用燃料電池システム」、「ZEH」の導入意向は高くない状況です。



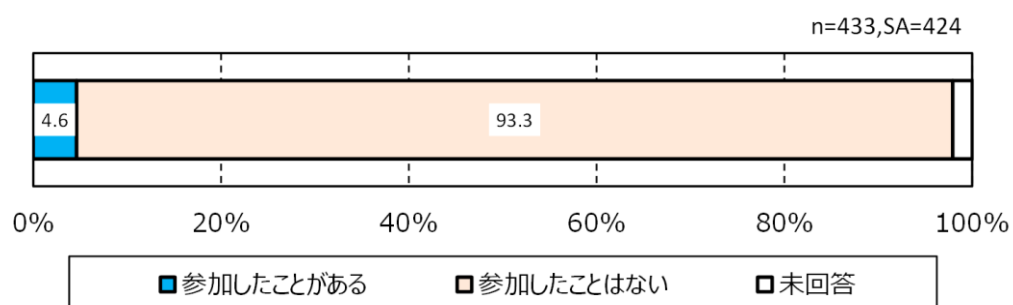
<「東浦自然環境学習の森」の認知度>

- ・「東浦自然環境学習の森」に「知っている、行ったことがある」人は 17.1%となっています。一方で、「知らない」との回答も 57.0%あり、周知啓発が課題となっています。



<「東浦自然環境学習の森」の保全活動やイベントへの参加状況>

- ・「東浦自然環境学習の森」の保全活動やイベントに「参加したことがある」人は 4.6%とごく僅かです。
- ・参加したことがない人のうち、26.0%が「参加したい」と考えており、今後の巻き込みが望まれます。

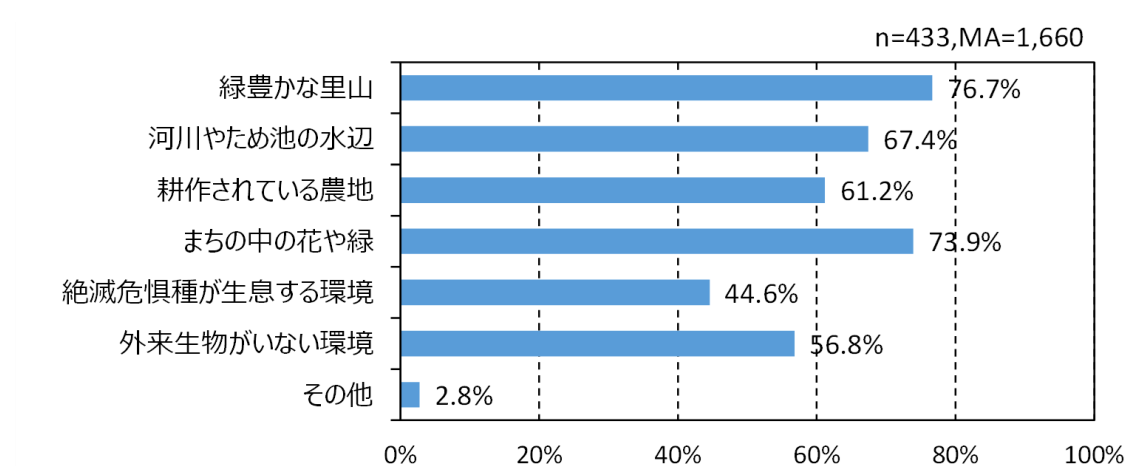


○参加した保全活動やイベントの名称

- ・里山竹炭の会、竹の子堀り・竹の片づけ・草刈り、たけのこほり・かぶと虫・メダカ、ホテル見学
- ・たけのこ堀り、知多自然観察会、亀の生態識別、しいたけの菌打ち体験、夏の虫の観察など

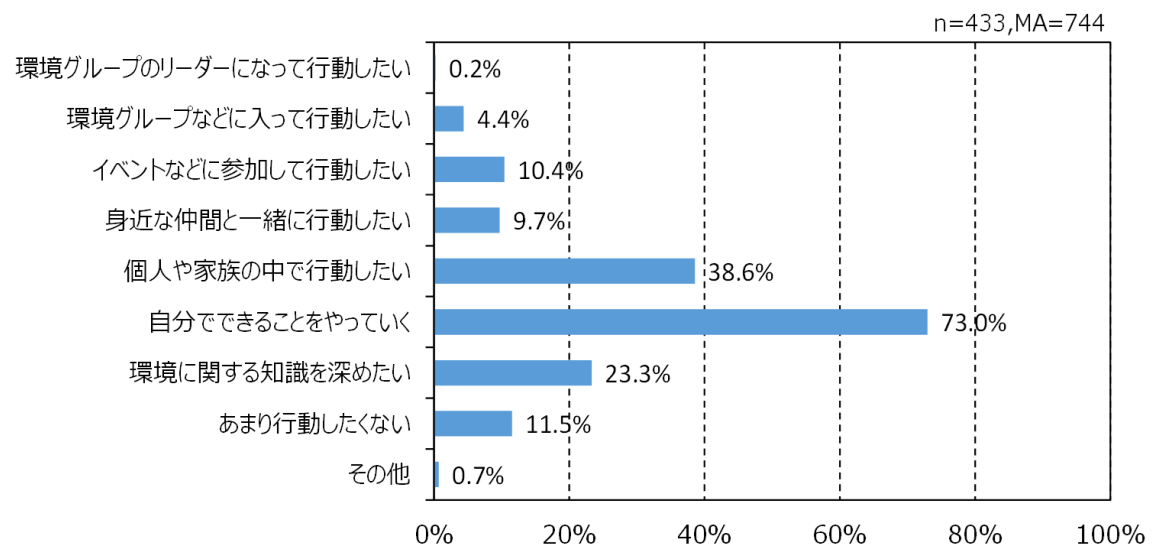
<東浦町の自然環境で大切だと思うもの>

・大切だと思うものは、「緑豊かな里山」が 76.7%と最も多く、次いで「まちの中の花や緑」が 73.9%、「河川やため池の水辺」が 67.4%となっています。総じて、場への評価が高くなっている傾向がうかがえます。



<環境に関する行動への今後の関わり方>

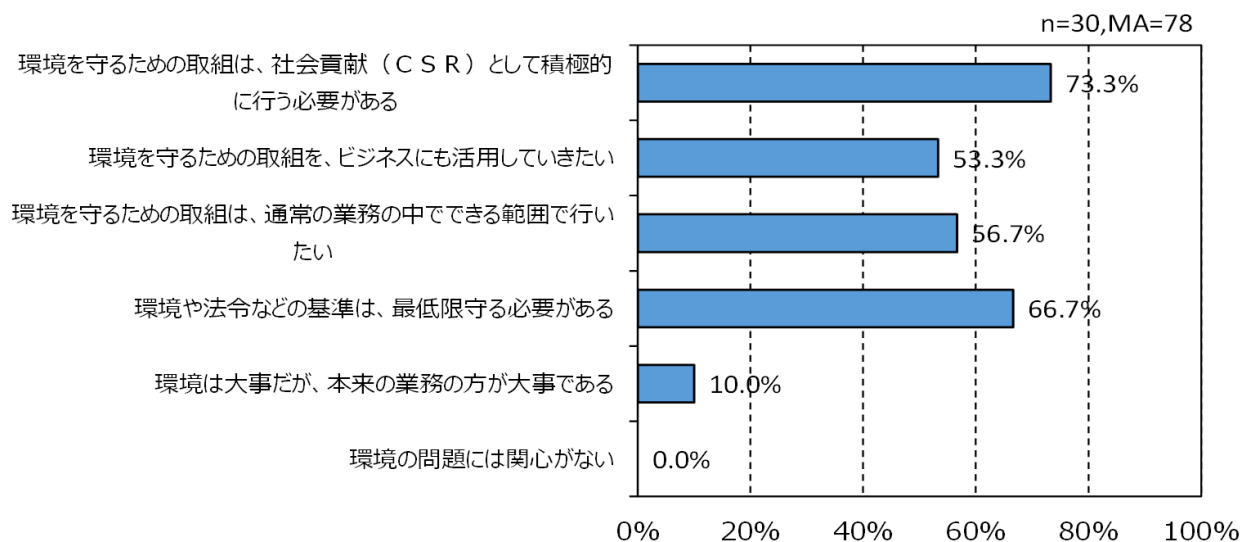
・今後、「自分でできることをやっていく」との回答が73.0%と最も多くなっています。次いで「個人や家族の中で行動したい」、「環境に関する知識を深めたい」が多い結果であり、環境グループでの活動には消極的であることがわかります。



(2) 事業者の意識・意向

<環境問題に対する事業所の考え>

- ・「環境を守るための取組は、社会貢献(CSR)として積極的に行う必要がある」と考える事業所は73.3%となっています。また、ビジネスにも活用していきたいと考える事業者も53.3%存在しています。



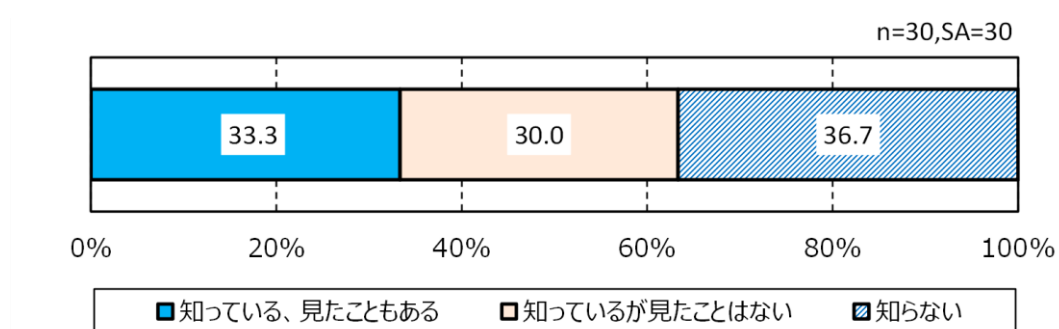
<環境の諸問題に対する興味や関心>

- ・興味・関心がある環境課題としては、「電気・ガス・燃料等のエネルギーの節約」、「ごみの減量」、「リサイクル・リユースの促進」がいずれも100.0%となっています。
- ・一方、「自動車利用の抑制」については、「興味・関心はない」が73.3%と高い状況です。

	興味・関心 がある	興味・関心 はない	未回答
(1) 地球温暖化の防止	93.3%	6.7%	0.0%
(2) 電気・ガス・燃料等のエネルギーの節約	100.0%	0.0%	0.0%
(3) 再生可能エネルギーの普及(太陽光、風力、水力、地熱など)	90.0%	10.0%	0.0%
(4) 自動車利用の抑制	23.3%	73.3%	3.3%
(5) ごみの減量	100.0%	0.0%	0.0%
(6) リサイクル・リユースの促進	100.0%	0.0%	0.0%
(7) 食品ロスの削減	70.0%	26.7%	3.3%
(8) プラスチックごみの削減	93.3%	6.7%	0.0%
(9) まちの緑化	80.0%	16.7%	3.3%
(10) 里山や農地の保全	56.7%	40.0%	3.3%
(11) 多様な動物・植物・昆虫などの保全	63.3%	33.3%	3.3%
(12) 外来生物の侵入防止	56.7%	40.0%	3.3%

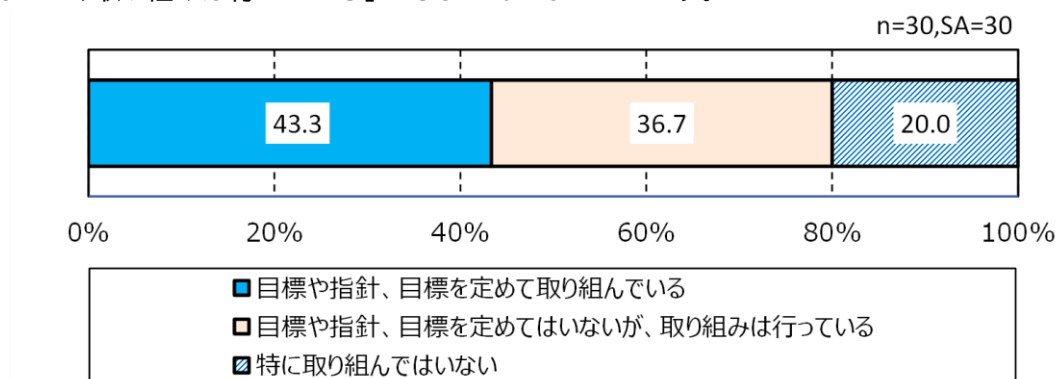
<「東浦町の環境を守る基本計画」の認知度>

- ・「東浦町の環境を守る基本計画」の認知度は 33.3%となっています。また、「知らない」の回答は 36.7%となっています。



<地球温暖化防止のための指針や目標等の設定状況>

- ・「目標や指針、目標を定めて取り組んでいる」事業所が 43.3%、「目標や指針、目標を定めてはいないが、取り組みは行っている」が 36.7%となっています。

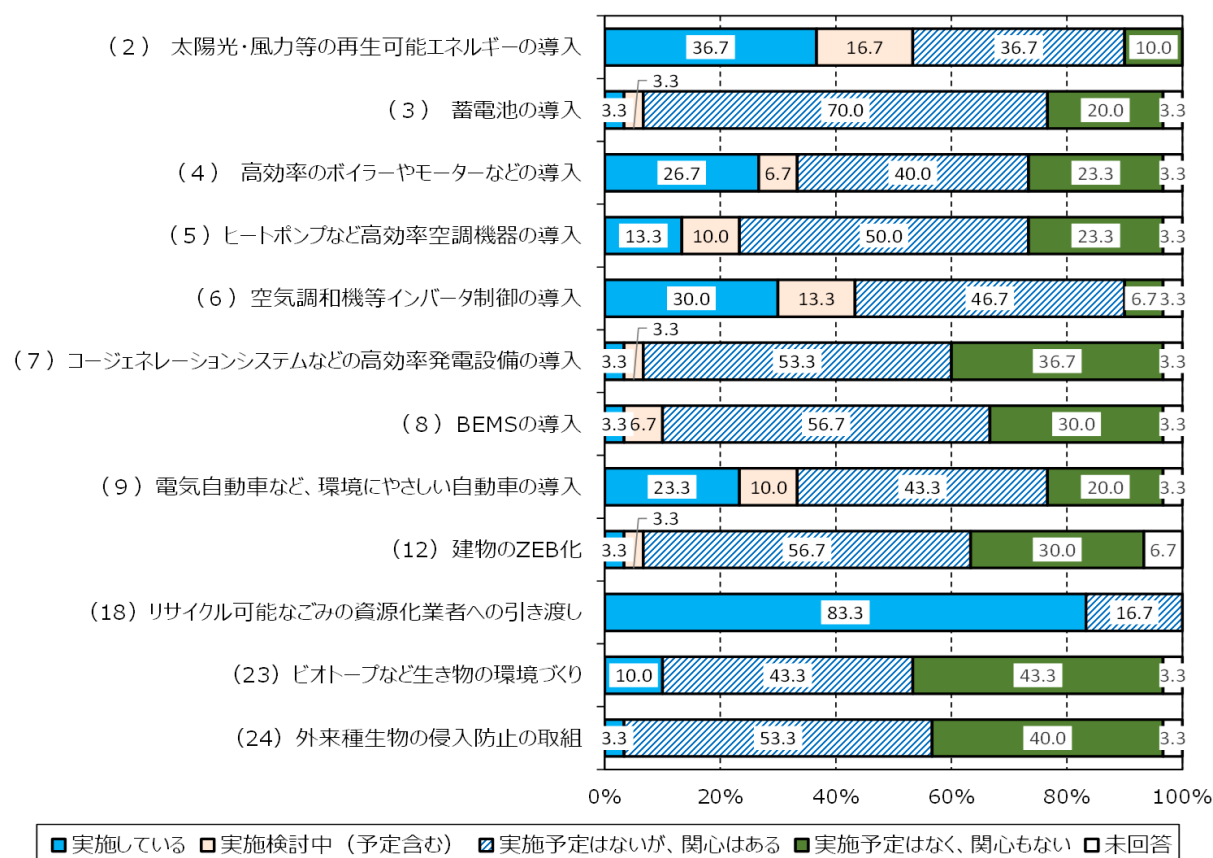


●地球温暖化防止に関する取組の内容(抜粋)

- ・環境理念、環境方針を定め、取り組みを行っている。ISO14001 の認証を取得し、各部門、工場にて環境目標を設定し運用している。リサイクル率の向上、CO₂ 削減等。
- ・2025 年度までに CO₂ 排出量 2013 年度比 25%削減、生産性向上活動、照明 LED 化、省エネ設備導入、社内教育、ISO14001 の取組等。
- ・環境方針・目標を設定し、取り組んでいる。主にエネルギーの使用量低減、廃棄物の減少。
- ・2025 年度までに CO₂ 排出量を 2013 年度の 50%以下にする。
- ・2050 年カーボンニュートラル達成(2030 年目標:CO₂ 排出量 2019 年度比 45%削減、水使用量、廃棄物排出量 2019 年度原単位の維持)。

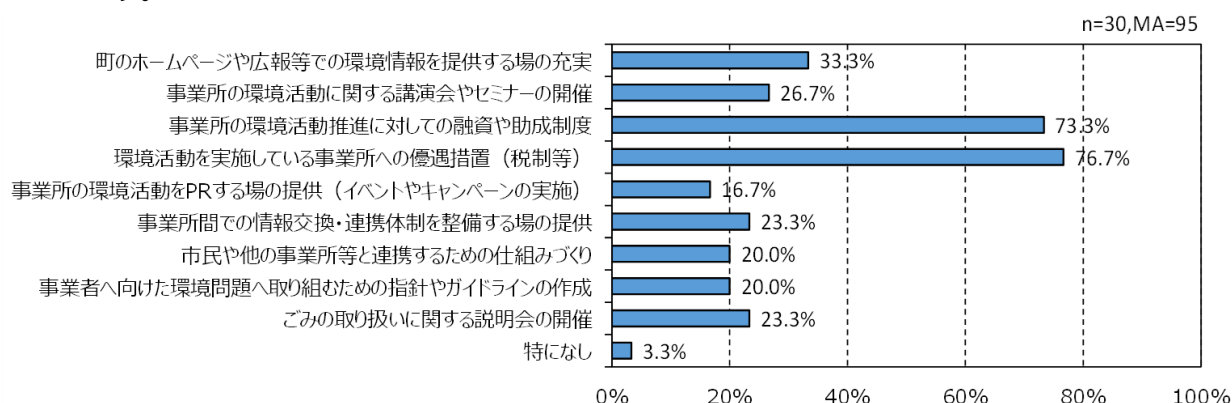
<環境に関する取組の実施状況>

- ・「実施している」が多い項目は、「リサイクル可能なごみの資源化業者への引き渡し」、「太陽光・風力等の再生可能エネルギーの導入」、「空気調和機等インバータ制御の導入」となっています。
- ・一方、「実施予定はなく、関心もない」が多い項目は、「ビオトープなど生き物の環境づくり」、「外来種生物の侵入防止の取組」、「コージェネレーションシステムなどの高効率発電設備の導入」等となっています。



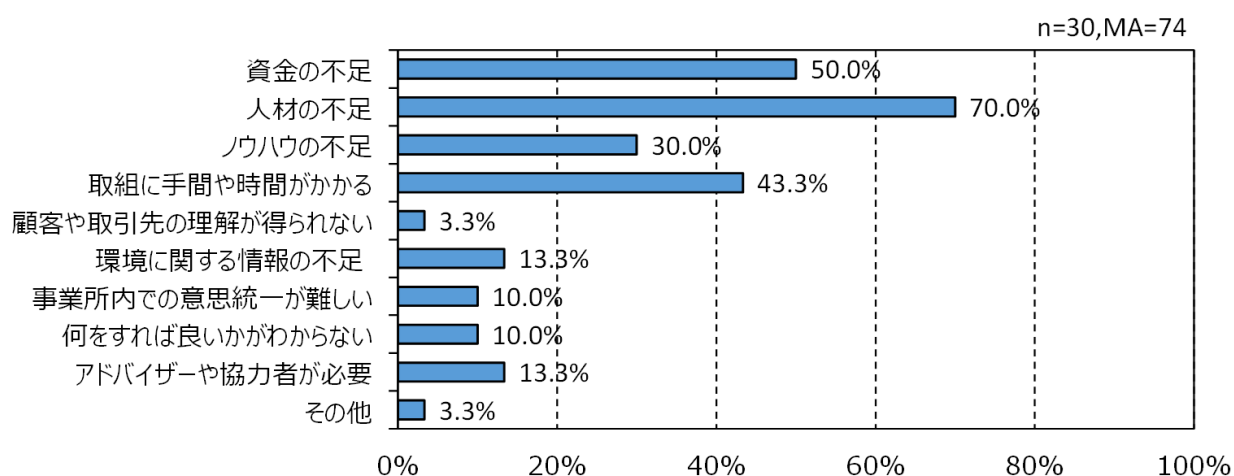
<環境活動を進めるために、町が実施すると望ましいサポート等>

- ・「環境活動を実施している事業所への優遇措置(税制等)」が 76.7%と最も多く、次いで「事業所の環境活動推進に対しての融資や助成制度」が 73.3%であり、経済的な支援が上位を占めています。



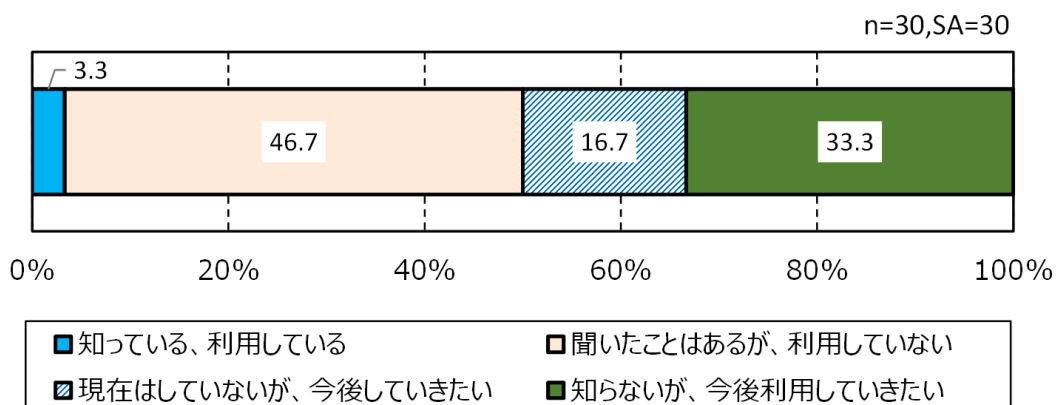
<環境配慮の取組を行う場合に課題となること>

・「人材の不足」が 70.0%と最も多く、次いで「資金の不足」が 50.0%、「取組に手間や時間がかかる」が 43.3%となっています。



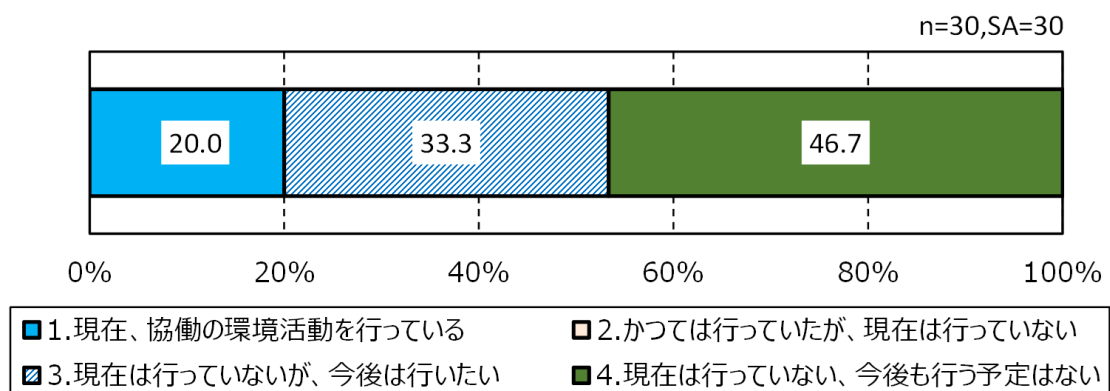
<国や県が脱炭素事業を行う中小企業に対する支援(補助金の交付や相談窓口の設置)の認知度>

・中小企業に対する支援については、「聞いたことはあるが、利用していない」が 46.7%、「知らないが、今後利用していきたい」が 33.3%であり、啓発の強化が求められます。



<地域や住民、NPOなどとの協働による環境活動の取組状況>

・「現在、協働の環境活動を行っている」は 20.0%となっています。「現在は行っていないが、今後は行いたい」は 33.3%であり、今後の取組が期待されます。



4 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の算定方法

東浦町における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に基づき、「自治体排出量カルテ」や国で公開されている値を活用して推計しています。

町における排出量のうち、全体への影響が大きいと思われ、かつ実績値の活用が可能な「製造業」「業務その他」については、特定事業者から報告されている実績値を使用します。それ以外の部門・分野については、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」の標準的手法に基づく二酸化炭素排出量データを使用します。

部門・分野ごとの算定方法

部門・分野		使用データ	算定方法
産業部門	製造業	特定事業所による実績データ	2020 年度以前:環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」開示請求データ(2023 年 12 月時点) 2021 年度:「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)公表画面ウェブサイト」
	建設業・鉱業	標準的手法に基づく二酸化炭素排出量排出量推計データ	建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、愛知県の従業者数当たり炭素排出量に対して、東浦町の従業者数を乗じて推計
	農林水産業	標準的手法に基づく二酸化炭素排出量排出量推計データ	農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、愛知県の従業者数当たり炭素排出量に対して、東浦町の従業者数を乗じて推計
業務その他		特定事業所による実績データ	2020 年度以前:環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」開示請求データ(2023 年 12 月時点) 2021 年度:「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)公表画面ウェブサイト」
家庭		標準的手法に基づく二酸化炭素排出量排出量推計データ	世帯数に比例すると仮定し、愛知県の世帯当たり炭素排出量に対して、東浦町の世帯数を乗じて推計
運輸	自動車	標準的手法に基づく二酸化炭素排出量排出量推計データ	自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、東浦町の保有台数を乗じて推計
	鉄道	標準的手法に基づく二酸化炭素排出量排出量推計データ	人口に比例すると仮定し、全国の人口当たり炭素排出量に対して、東浦町の人口を乗じて推計
廃棄物		標準的手法に基づく二酸化炭素排出量排出量推計データ	市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計。 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(2022 年 1 月)に基づき、プラスチック類比率は排出係数「2.77(tCO ₂ /t)」、全国平均合成繊維比率は排出係数「2.29(tCO ₂ /t)」とする。

5 関連条例

(1) 東浦町の環境を守る基本条例(平成9年3月 21 日条例第 15 号)

(目的)

第1条 この条例は、すべての住民が安全で健康かつ快適な生活を営むためには、今ある環境を保全するとともに、未来に向けてよりよい環境にしていくことが極めて重要であることを認識し、町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然環境、生活環境並びに歴史的及び文化的遺産の保全並びに環境の美化(以下「環境の保全等」という。)に関する基本となる理念及び施策その他必要な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全等に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない恵み豊かな環境は、現在及び将来の世代にわたって継承されなければならない。
- (2) 大気、水、土壌、緑等の環境資源が有限であることを認識し、協同してその適正な管理に努めなければならない。
- (3) 環境問題は地球規模の問題であることを認識し、環境の保全等に対する支障を未然に防ぐことを旨としなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、基本理念にのっとり、自然的及び社会的条件に応じた環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(住民の責務)

第4条 住民は、基本理念にのっとり、自らの日常生活によって生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動によって生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、環境の保全等に必要な措置を講ずるとともに、町の規制及び指導を遵守し、町が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(基本施策)

第6条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- (1) 自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、緑等を良好な状態に保持し、生態系を保護するのに必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 生活環境が適正に保全されるよう、住民の安全で健康かつ快適な生活を確保するのに必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (3) 歴史的及び文化的遺産が保全されるよう、人と自然との調和を保つために必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (4) 住民の環境問題に対する意識の高揚及び活動意欲の増進に関する学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第7条 町長は、基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた

めに必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ東浦町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本調査)

第8条 町長は、環境の状況を把握し、及び基本施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする。

(環境審議会)

第9条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、東浦町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する重要な事項

(組織)

第10条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 環境の保全等に関し識見を有する者
- (5) 公募により選考された者

一部改正〔令和3年条例4号〕

(委員の任期等)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への委任)

第14条 第10条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(住民活動の支援等)

第15条 町は、住民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、その活動を促進するために必要な情報の提供に努めるものとする。

(国等への措置要請)

第16条 町長は、適正な環境の保全等のため、国又は地方公共団体の権限に属するもの及び広

域的な対策の必要があると認めるときは、当該機関と協議し、又は必要な措置を要請するものとする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 12 年3月 21 日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月 25 日条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年7月1日から施行する。

(2) 東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年3月 26 日条例第 13 号)

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年
東浦町条例第 12 号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって住民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 指定袋 容量が 45 リットル、30 リットル、20 リットル又は10リットルの半透明白色の袋で、町が指定したもの
- (4) 再生利用 廃棄物を再び使用し、若しくは資源として利用すること又は不用品を活用することをいう。

一部改正〔平成 30 年条例 13 号〕

(住民の責務)

第3条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に関し町の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第 48 号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し町の施策に協力しなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用

の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 町は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する住民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する住民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、その土地又は建物内にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理をしなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄の誘発、美観等の汚損を招かないよう工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等の整理に努めるとともに、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することにより生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

4 道路、公園その他の公共の場所において、犬、猫等の死体を発見した者は、速やかに町長に通報しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 町長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示しなければならない。

2 前項の計画に大きな変更を生じた場合には、その都度告示しなければならない。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第8条 町は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。第 14 条第1項を除き、以下同じ。)を行わなければならない。

2 町長は、法第6条の2第2項及び第3項に規定する委託基準に基づき、町が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を町以外の者に委託することができる。

一部改正〔平成 30 年条例 13 号〕

(町が収集する家庭系一般廃棄物の排出方法及び場所)

第8条の2 住民は、町が収集する家庭系一般廃棄物の排出に当たっては、町長が指定する日及び場所へ一般廃棄物処理計画に従って分別し排出しなければならない。

2 町が収集する家庭系一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理計画に定める可燃ごみ(以下「家庭系可燃ごみ」という。)については指定袋により、資源ごみのうち布類及びプラスチック製容器包装廃棄物については内容物が識別できる程度の透明度を有する袋により排出しなければならない。ただし、町長が特に指示する場合は、この限りでない。

一部改正〔平成 30 年条例 13 号〕

(資源ごみの所有権)

第8条の3 町長の指定する場所に分別して排出された廃棄物のうち資源ごみの所有権は、町に帰属する。

2 町又は町長の指定する事業者以外の者は、前項の資源ごみを収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第9条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく許可を受けた者(法第7条第1項ただし書及び同条第6項ただし書の規定による許可を要しないとされた者を含む。)にその処理を委託しなければならない。

(占有者の協力義務)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、当該一般廃棄物を適正に分類し、保管する等町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(し尿及び粗大ごみの収集の届出)

第11条 し尿の収集を継続して受けようとする者及び規則で定める粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)の収集を受けようとする者は、規則に定める届出又は申出をしなければならない。その届け出た内容に変更が生じたときも、同様とする。

(排出禁止物)

第12条 何人も、町が行う家庭系一般廃棄物の収集には、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 爆発性のあるもの
- (2) 毒性のあるもの
- (3) 感染性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 腐食性のあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、収集、運搬及び処分に係る作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭系一般廃棄物を処分しようとするときは、町長の指示に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物の処理)

第13条 町長は、法第6条の2第5項の規定により1日平均 10 キログラムを超える一般廃棄物を排出し、又は一時に 100 キログラムを超える一般廃棄物を排出する土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

2 町長は、前項の多量の一般廃棄物を排出する土地又は建物の占有者に対し、必要に応じて当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示し、その報告を求めることができる。

(処理手数料)

第14条 町は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分並びにし尿及び粗大ごみの収集について、これらを排出する者から、別表に定める手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

3 町長は、天災その他特別の理由があると認めた場合は、第1項の手数料を減免することができる。

一部改正〔平成 30 年条例 13 号〕

(許可手数料)

第15条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(同条第2項の規定による更新する場合を含む。)若しくは同条第6項の規定による一般廃棄

物処分業の許可(同条第7項の規定による更新する場合を含む。)又は浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次に掲げる額の手数料を、町長の定める日までに納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可手数料 1件につき 5,000 円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業更新手数料 1件につき 5,000 円
- (3) 一般廃棄物処分業許可手数料 1件につき 5,000 円
- (4) 一般廃棄物処分業更新手数料 1件につき 5,000 円
- (5) 浄化槽清掃業許可手数料 1件につき 5,000 円

(報告)

第16条 一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関する必要な事項を毎月1回以上町長に報告しなければならない。

(宅地造成事業等の廃棄物収集所の設置)

第16条の2 規則で定める規模等以上の宅地造成事業等をしようとする者は、あらかじめ町長に届け出るとともに、廃棄物の収集所を当該建築物又は敷地内に設置しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいてなされた許可、処分、手続その他の行為は、この条例又は第23条に基づき定められた規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(平成8年9月 26 日条例第 25 号)

この条例は、平成8年 12 月1日から施行する。

附 則(平成9年3月 21 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 12 年3月 21 日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 10 月 11 日条例第 39 号)

この条例は、平成 12 年 12 月1日から施行する。

附 則(平成 13 年3月 23 日条例第7号)

この条例は、平成 13 年6月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 14 日条例第 22 号)

この条例は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年3月 22 日条例第 10 号)

この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年3月 19 日条例第 11 号)

1 この条例は、平成 27 年 10 月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に同日以後のし尿及び粗大ごみの収集を受けようとする者からは、この条例による改正前の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、同日前においても、同日以後の当該収集に係るこの条例による改正後の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める額の手数料を徴収することができる。

附 則(平成 30 年6月 26 日条例第 13 号)

1 この条例は、平成 31 年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正後の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)第8条の2第2項に規定する家庭系可燃ごみ(以下「家庭系可燃ごみ」という。)を同日以後に排出しようとする者からは、同日前においても、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分について、新条例別表に定める手数料を徴収することができる。

附 則(令和2年3月 16 日条例第3号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(令和2年7月規則第 28 号で、同2年7月 20 日から施行)

別表(第 14 条関係)

種類			単位	金額	備考	
家庭系可燃ごみ			指定袋 1 個に つき	容量が 45 リットルの袋	45 円	町長が指定する方法により排出された紙おむつその他町長が特別の理由があると認める家庭系可燃ごみは、無料とする。
				容量が 30 リットルの袋	30 円	
				容量が 20 リットルの袋	20 円	
				容量が 10 リットルの袋	10 円	
し尿	定額制	定額料金	1 人 1 月につき	370 円	1 一般家庭を対象とする。 2 1月1回の収集を原則とする。 3 3歳未満(3歳に達した日の属する年度の末日まで)の者は、無料とする。	
		超過料金	1 回につき	740 円	1月2回以上の収集をする場合に、2回目以降の収集から徴収する。	
	従量制		18 リットルにつき	185 円	1 事業所、飲食店等で人員の確定が困難な所及び簡易水洗式便槽を使用している所とする。 2 便槽の管理が不十分ため雨水、地下水等が侵入した場所の収集とする。 3 単位未満の端数は、切り捨てる。	
粗大ごみ			1 個につき	2,000 円		

全部改正〔平成 30 年条例 13 号〕

(3) 東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(平成9年3月 21 日条例第 16 号)

(目的)

第1条 この条例は、東浦町の環境を守る基本条例(平成9年東浦町条例第 15 号。以下「環境基本条例」という。)第2条の基本理念に基づき、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害(以下「ポイ捨て等」という。)の防止について住民、事業者及び町が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するポイ捨て等の防止についての責務を明らかにするとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって住民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所を汚すことをいう。
- (4) 住民等 町内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 土地占有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (7) 飼い主等 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)及び犬を散歩をさせている者をいう。

(基本となる責務)

第3条 何人も、ポイ捨て等をしないようにしなければならない。

(住民等の責務)

第4条 住民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)に収納することにより空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 住民等は、自主的に清掃活動を行うなど地域環境の美化に努めるとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等の散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(土地占有者等の責務)

第6条 土地占有者等は、その占有し、又は管理する場所の清掃を行うよう努めるとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(飼い主等の責務)

第7条 飼い主等は、ふん害を防止し、住民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、町が実施するふん害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

第8条 町は、ポイ捨て等の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(ポイ捨て及びふん害防止強調の日)

第9条 ポイ捨て等の防止について住民の関心と理解を深めるため、ポイ捨て及びふん害防止強調の日を設ける。

2 ポイ捨て及びふん害防止強調の日は、毎年5月 30 日以前の当該日に最も近い日曜日とする。

(協力要請)

第10条 町長は、地域におけるポイ捨て等の防止のために、別に定める者に対して、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

(1) 住民等、事業者、土地占有者等及び飼い主等に対する指導及び助言並びに啓発に関する事項

(2) その他ポイ捨て等の防止に関し必要な事項

(指導及び助言)

第11条 町は、住民等、事業者、土地占有者等及び飼い主等にポイ捨て等を防止する上で必要な指導及び助言を行うものとする。

(飼い主等の遵守事項)

第12条 飼い主等は、飼い犬のふんを処理するための用具を携行するなどし、飼い犬が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(ポイ捨て及びふん害防止重点地域)

第13条 町長は、特にポイ捨て等を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域を、ポイ捨て及びふん害防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 町長は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、環境基本条例第9条に規定する東浦町環境審議会の意見を聞かなければならない。

3 町長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

4 前2項の規定は、重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(重点地域内において講ずべき措置)

第14条 重点地域内において、次の各号に掲げる者は、環境の美化を推進するために、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 自動販売機により容器入りの飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

(2) 公共の場所において印刷物等を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している印刷物等を回収しなければならない。

(3) 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所の周辺の清掃を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定に違反している者に対して、適正な措置を講ずよう勧告することができる。

(重点地域以外の地域において講ずべき措置)

第15条 重点地域以外の地域において、前条第1項各号に規定する者に対し、同号に定める措置を講ずよう勧告することができる。

附 則

この条例は、平成9年 10 月1日から施行する。

(4) 東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例

(平成 21 年 6 月 18 日 条例第 12 号)

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等について定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置等が、事業者及び関係住民等の理解の下に地域の環境への影響及び安全性の確保に配慮して行われることを促進し、もって町民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 産業廃棄物の積替保管施設(産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者又は再生利用業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第9条第2号又は第 10 条の3第2号に規定する指定を受けようとする者及び既に指定を受けている者をいう。以下同じ。))が設置する積替え若しくは保管を行う施設をいう。)、中間処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第7条第1号から第 13 号の2までに規定する施設又は処分場(最終処分及び海洋投入処分を除く。))の許可を受けた者が設置する政令第7条第1号から第 13 号の2までに規定する施設以外の施設をいう。)、最終処分場(政令第7条第 14 号に規定する最終処分場をいう。))及び再生利用のための施設(再生利用業者が設置する産業廃棄物の再生利用のための施設をいう。))をいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置等 産業廃棄物処理施設を設置すること又は規則で定める産業廃棄物処理施設の変更をすることをいう。
- (4) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置等しようとする者をいう。
- (5) 関係地域 産業廃棄物処理施設の設置等に伴い、環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、町長が規則で定める区域をいう。
- (6) 関係住民等 次に掲げる者をいう。

ア 前号の関係地域に居住し、又は事務所、事業所等を有する者

イ 産業廃棄物処理施設の設置等が行われる場所が存在する地域を代表する者

(環境への影響の防止等)

第3条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等しようとするときは、環境への影響について必要な調査を行い、その影響を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、産業廃棄物処理施設が、周辺の環境への影響を防止するに足りるものとして規則で定める基準に適合するようにしなければならない。

(予定計画書の提出)

第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等しようとするときは、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設設置等事業予定計画書(以下「予定

計画書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による予定計画書の提出は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする前に行わなければならない。ただし、申請等を要しない産業廃棄物処理施設にあっては、当該産業廃棄物処理施設の設置等しようとする前に行うものとする。

3 町長は、第1項の規定による予定計画書の提出があったときは、速やかにその旨を公告し、当該予定計画書の写しを公告の日から 30 日間公衆の縦覧に供するものとする。

(意見交換会の開催)

第5条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等について関係住民等の理解を得るため、規則で定めるところにより、関係住民等に対して当該産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の内容について説明し、意見を交換する意見交換会(以下「意見交換会」という。)を前条第3項の規定による公告の日から 60 日以内に開催しなければならない。

2 事業者は、意見交換会を開催するときは、その旨を関係住民等に周知するとともに、当該意見交換会の開催日の 30 日前までに、町長に届け出なければならない。

3 関係住民等は、意見交換会が円滑に行われるように努めるものとする。

4 事業者は、意見交換会を開催したときは、その日から 30 日以内に、当該意見交換会において関係住民等が提示した意見の要旨、それに対する事業者の見解その他規則で定める事項を記載した書面(以下「意見交換会概要書」という。)を町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の規定により意見交換会概要書が提出されたときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(追加意見交換会の開催)

第6条 町長は、前条第4項の規定により意見交換会概要書が提出された場合において、意見交換会における産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の内容についての説明又は意見交換の内容が不十分であると認めるときは、事業者に対し、追加意見交換会の開催を指示することができる。

2 追加意見交換会は、前項の規定による町長の指示があった日から 60 日以内に開催しなければならない。

3 前条第2項から第5項までの規定は、追加意見交換会について準用する。

(関係住民等との協定の締結)

第7条 事業者は、意見交換会又は追加意見交換会において、産業廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境の保全に関し、関係住民等から協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(意見の調整)

第8条 町長は、関係住民等を代表する者であると町長が認める者若しくは事業者から申出があったとき又は第5条第4項(第6条第3項において準用する場合

合を含む。)の規定により提出された意見交換会概要書の内容から必要と認めたときは、産業廃棄物処理施設の設置等に係る関係住民等及び事業者の意見の調整を行うことができる。

(町長との協定の締結等)

第9条 事業者は、意見交換会若しくは追加意見交換会が終了したとき、第7条の規定により関係住民等と協定を締結したとき又は前条の規定により意見の調整が行われ、意見が一致した事項があったときは、それらの内容を踏まえ、町長と生活環境の保全に関する協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

2 事業者は、愛知県知事への申請等については、前項の規定による協定の締結後に行うよう努めなければならない。

(予定計画書の変更)

第10条 事業者は、予定計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出(協定の締結により予定計画書の内容を変更する必要が生じたことに伴う届出を除く。)は、新たな予定計画書の提出とみなして、第4条から前条まで及び次条の規定を適用する。

(計画の廃止)

第11条 事業者は、第4条第1項の規定により予定計画書を提出した後、当該産業廃棄物処理施設の設置等の計画を廃止しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(報告の徴収)

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者から産業廃棄物処理施設の設置等の状況その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査等)

第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして産業廃棄物処理施設に立ち入らせ、必要な物件の検査若しくは調査(以下「立入検査等」という。)をさせ、又は関係者に対し質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び命令)

第14条 町長は、この条例に違反する行為により、地域の環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがある

と認めるときは、当該違反行為をする者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による指導又は勧告を受けた者がその指導又は勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の中止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第15条 町長は、前条第2項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に愛知県知事への申請等が行われている場合又は申請等を要しない産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物処理施設の設置等が行われている場合は、この条例の規定は、適用しない。

(5) 環境を大切にすまち・ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にす共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にす安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にす循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にすまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成 12 年 10 月 11 日

東浦町

6 用語解説

用語	解説
【あ行】	
あいちエコ住宅ガイドライン	愛知県民が環境に配慮した住宅の建設、ライフスタイルを実践していくための指針。省エネ・省資源、自然エネルギーの活用、地域材の使用など高コストにならず誰もが気軽に取り組めるような内容になっている。
愛知県建築物環境配慮制度(CASBEE あいち)(キヤスビーアイチ)	省エネや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の環境品質・性能を総合的に評価し格づけるシステムである「CASBEE」を基本に愛知県の独自基準及び重点項目を加えて編集した愛知県版の建築物総合環境性能評価システム。
愛知目標	生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された世界目標。2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることを合意し、そのために各国に求められる行動が 20 にまとめられた。
アダプトプログラム	住民と行政が協働で進める新しい美化プログラムのこと。アダプトとは「里親」の意味。一定の公共の場所の清掃美化活動等を行い、行政がこれを支援する。
イノベーション	日本で使われる「イノベーション」には、「革新」「一新」という意味のほかに、「技術革新」「大きな変化」「新しい活用法」などの意味を持つこともある。ただ単に新しくするのではなく、これまでの常識が変わるほど社会を大きく動かす技術革新や、新たな概念を指す言葉ということ。
ウェルビーイング	世界保健機関の憲章で使われた、広い意味での健康を示す用語で、心身の「健康」(狭義の健康)のみならず、精神的な「幸福」と社会的に良好な状態をつくる「福祉」の 3 要素が良好な状況にあることを示す。 第 6 次環境基本計画では、循環共生型社会を目指して、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」(ウェルビーイング/質の高い生活)を最上位の目標としている。
ESD(イーエスディー)	「Education for Sustainable Development」の略称。持続可能な開発のための教育。環境、貧困、人権、平和、開発といった社会課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。
営農型太陽光発電	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる。
エコライフ	私たち人間の生活が自然環境や自分たち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、足元から「今できる」何らかの行動を起こすような生活スタイルのこと。
SDGs (エスディー・ジーズ)	「Sustainable Development Goals」の略称で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。地球上の「誰一人取り残さない」を誓っている。17 のゴール、その下には具体的な目標を示す 169 のターゲットが設定されており、気候変動の緩和、適応、軽減や外来種の侵入の防止などが定められている。
屋上緑化	建築物など構造物の屋根や屋上に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、冬季の暖房費や夏季の冷房費の削減等の効果がある。
オニバス	愛知県レッドデータブックにおいて絶滅危惧1A 類(絶滅の恐れがある植物の中でもっとも危険と考えられる種)に指定されており、東浦町では、石浜

用語	解説
	地区にある飛山池で生息が確認されたことから、保護活動を行っている。大きなとげのある葉が水面に浮かぶ、スイレン科の1年草の植物。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。水蒸気や二酸化炭素などが温室効果ガスに該当する。この他、メタン、一酸化二窒素、フロンなども温室効果ガスに該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。
【か行】	
ガイドボランティア	自然や観光など、専門性の高い事柄を案内するため、自発的に知識を提供する人のこと。東浦町には、「東浦ふるさとガイド協会」があり、東浦町内の歴史や文化を案内している。東浦町では、東浦ふるさとガイド協会の活動支援を行っている。
海洋プラスチックごみ問題	普段私たちが使っているプラスチック製のペットボトルや容器などは、ポイ捨てされたり適切な処分がされたりしないことにより海に流され、海洋プラスチックごみになります。海洋プラスチックによるごみ問題とは、そうしたプラスチックごみが海洋汚染や生態系に及ぼす影響を問題視したものの。
外来種	人為的な要因により本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入ってきた生物のこと。愛知県では、アライグマ、ミシシippアカミミガメ、オオキンケイギクなどの生物を、対策が必要となる外来種として紹介している。
化石燃料	石油、石炭、天然ガスなどのこと。微生物の死骸や枯れた植物などが何億年という時間をかけて化石になり、やがて石油や石炭になったと考えられている。
合併処理浄化槽	台所やお風呂から排水される生活雑排水をし尿とあわせて処理する浄化槽のこと。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、実質的にゼロにすること。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。ゼロカーボン、ネットゼロ、脱炭素と同義。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準のこと。環境基本法第 16 条に基づき、水、土壌、騒音に関して定められている。
気候変動	気温及び気象パターンの長期的な変化のこと。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど、自然現象の場合もあるが、1800 年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料(石炭、石油、ガスなど)の燃焼となっている。
希少種	数が少なく、簡単に見ることが出来ないような生物種。絶滅危惧種ほど緊急性はないが、生息条件の変化に弱い種である。愛知県ではヒメヒカゲ、ハギクソウなど 18 種の生物を指定希少野生動植物種として指定している。
クールシェア、ウォームシェア	「クールシェア」とは、環境省が推奨する地球温暖化対策の一環であり、夏の暑い日に家で一人が一台のエアコンを使うのではなく、涼しいところに集まり、みんなで涼しさを共有するという取組。「ウォームシェア」は、クールシェア同様に、冬季において暖房を共有する取組。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。また、防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組として注目されている。
グローバル・パートナーシップ	世界規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。
公害防止協定	地方公共団体と公害を発生するおそれのある事業者との間で、公害防止のため、事業者がとるべき措置等を相互の合意により取り決めるもの。協定締結事業者は、3年ごとに住民の健康保護と生活環境の保全を図るため、公害関係法規を遵守し、公害の発生を防止する「公害防止計画」を作成す

用語	解説
	る。
COP10(コップテン)	生物多様性条約第 10 回締約国会議のこと。2010 年 10 月 18 日～29 日の日程で名古屋市にて開催され、179 の締約国、関連国際機関、NGO 等から 13,000 人以上が参加した。
こどもエコクラブ	幼児から高校生まで参加できる環境活動のクラブ。子どもの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。
コンパクトシティ	都市的な土地利用を郊外に拡大するのを抑制すると同時に、生活に必要な機能を駅等の拠点に集積させた効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。
【さ行】	
最終処分	廃棄物を適切に処理したうえで、資源として活用が困難な廃棄物を土の中に埋め立てたり、海に投棄したりする処理方法のこと。
在来種	元々その地域生息していた自然分布している生物のこと。
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど有限な化石エネルギーではなく、太陽光や風力、水力、地熱などの地球資源の一部など自然界に存在するエネルギー。
サーキュラー・エコノミー	従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。
里地里山	都市域と原生的自然との中間に位置し、人の手を加え続けることで維持され、自らの生活を支えてきた場所であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。
30by30	2022 年 12 月に採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」2030 年グローバルターゲットの1つ。2030 年までに地球上の陸地及び海域の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指すもの。
3R	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。
産業廃棄物	事業活動に伴って排出される、がれき類、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他の廃棄物のこと。
シェアスポット	クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと。公共施設やショッピングセンターなどに多い。
自然共生サイト	「民間・行政の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと
自然共生社会	生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された社会のこと。
自然地	樹林地、草地、農地、池沼等又はこれに類する状態にある土地のこと。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。
指標種	その地域の生態系の状態やネットワークの形成状況を把握するための指標(ものさし)となるカブトムシ、ニホンタンポポなどの生物のこと。愛知県が選定する指標種は「グリーンデータブックあいち」に掲載されている。
社会貢献(CSR シーエスアール)	利益の追求だけでなく、従業員、消費者、地域社会、環境などに配慮した企業活動を行うべきとする経営理念のこと。
循環型社会	製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合に適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の

用語	解説
	消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。環境にも悪い影響を与えてしまう。
親水空間	水や川に触れる体験を通して、親しみを深めることができる空間のこと。
スマートメーター	各家庭等への設置が進む双方向通信機能を有する電力計のこと。30 分ごとの電力使用量を計測することができ、また、遠隔でその情報を取得することが可能。
生物多様性	多種多様な生物たちの豊かな個性と命のつながりのこと。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008 年に成立した法律。
ZEB(ゼブ)	「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物こと。
ZEH(ゼッチ)	「Net Zero Energy House」の略称で、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする家のこと。
卒 FIT(フィット)	再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)による買取期間が満了すること。FIT は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のことで、電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者から賦課金という形で集め、コストの高い再生可能エネルギーの導入を支えている。
【た行】	
脱炭素社会	地球温暖化の要因とされる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が実質ゼロである社会のこと。実質ゼロとは、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。
脱プラスチック	プラスチックごみによる海洋汚染の深刻化を食い止めるため、レジ袋や使い捨てカップの使用をやめたり、製品に使用するプラスチックを他の素材に替えたりして、プラスチック製品の使用をやめること。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
地球温暖化	人間の活動により、温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がる現象のこと。これにより、海水の膨張や氷河などの融解による海面上昇、気候メカニズムの変化により異常気象の頻発が起き、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念される。
地産地消	地域で生産された農林水産物を、生産された地域内において消費する取組のこと。
地盤沈下	地下水を過剰揚水することなどにより地面が沈む現象のこと。
特定外来生物	生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物のこと。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、道路等による土地利用のこと。
土壤汚染	有害物質が土壤に浸透し、土に吸着したり、地下水に溶け込むことで、土壌や地下水が汚染されること。
トップランナー制度	製造事業者等に、省エネ型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した、省エネ法の中の、機械器具に係る措置のこと。自動車の燃費基準や電気・ガス石油機器の省エネ基準を、各々の機器においてエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最も優れている機器の性

用語	解説
	能以上にするという考え方。
【な行】	
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。和訳では「自然再興」となる。
熱中症リスク	気温が高いなどの環境下で、体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまう、熱中症が起きる可能性のこと。
農地中間管理事業	「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作ができない農地を借り受け、担い手農家に貸しつける制度。
【は行】	
バイオプラスチック	微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。一定の管理された循環システムの中でそれぞれの特性を活かすことで、プラスチックに起因する様々な問題の改善に幅広く貢献できる。
廃プラスチック	使用後廃棄された各種のプラスチック製品とその製造過程で発生したくずなど、廃タイヤを含むプラスチックを主成分とする廃棄物のこと。
パリ協定	2020 年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としている。
BOD(ビーオーディー)	「Biochemical oxygen demand(生物化学的酸素要求量)」の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
ビッグデータ	ある目的を達成するために必要な情報が含まれる膨大なデータのこと。
PPA(ピーピーイー)	「Power Purchase Agreement」の略称。電力販売契約のことで第三者モデルとも呼ばれる。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる。設備の所有は第三者が持つ形となるので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。
FEMS(フェムス)	「Factory Energy Management System(ファクトリーエネルギーマネジメント システム)」の略称で、工場のエネルギーを管理するシステムのこと。工場内の設備の電力使用量をモニターや制御することで、工場全体のエネルギー消費を削減する。
フードドライブ	家庭で余っている食品を持ち寄り、それらを地域の福祉団体や施設に寄付する活動のこと。
ブルーカーボン	海洋生態系によって海中に蓄積される炭素のこと。藻場や浅場などに生息するアマモやコンブなどが、大気から二酸化炭素を取り込み貯留する。
壁面緑化	建築物等の壁面を緑化すること。大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、冬季の暖房費や夏季の冷房費の削減等の効果がある。
ペーパーレス	事務的な仕事などにおいて、書類をネットワークや電子媒体などを通してやりとりするなど、紙を使用しないようにすること。
HEMS(ヘムス)	「Home Energy Management System(家庭用のエネルギー管理システム)」の略称で、電気やガス等のエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげる。HEMS では、家庭内の発電量(ソーラーパネルや燃料電池等)と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリー等の蓄電をすることでこまやかな電力管理を行う。
BEMS(ベムス)	「Building Energy Management System」の略称で、建物に設置された設備、機器等のエネルギー使用量を「見える化」とするとともに、効率よく「制御」することで、エネルギー消費量の最適化・低減を図るシステムのこと。
包摂的	社会的排除と反対の概念で、排除されがちな社会的に弱い立場の人も、社会の一員としてともに支え合う考え方。
保存樹木・保存樹林	地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などについて、所有者又は管理者の同意を得て指定し、保護育成すること。

用語	解説
	東浦町では、110 本の保存樹木と 10 箇所(10,800 m ²)の保存樹林が指定されている(2020 年4月1日時点)。
【ま行】	
見える化	情報や物事について、映像・グラフ・図表・数値などによって誰にでもわかるようにすること。問題を共有し、改善するのに役立つとされる。
【や行】	
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地や農業的な利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地のこと。
ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体。世界 182 か国で 11,500 校以上が参加して活動しており、東浦町では緒川小学校、藤江小学校が参加している。ユネスコスクールは、そのグローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。
【ら行】	
リサイクル	ごみを原料(資源)として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことを指す。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。
リユース	一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。



発行年 2025 年 3 月

東浦町地域創造部環境課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話:0562-83-3111(代表) FAX:0562-83-9756

ホームページ:<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/>

